

官報

號外

明治三十九年三月二十八日

水曜日

印刷局

○第二十二回 衆議院議事速記録第二十三號

明治三十九年三月二十七日(火曜日)午前十時十一分開議

議事日程 第二十二號 明治三十九年三月二十七日

午前十時開議

- | | | |
|------|---|----------------|
| 第一 | 刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者ノ公民權及議員選舉權被選舉權ニ關スル法律案 (政府提出) | 第一讀會ノ續 (委員長報告) |
| 第二 | 徵兵令中改正法律案 (政府提出) | 第一讀會ノ續 (委員長報告) |
| 第三 | 明治三十六年度歲入歳出總決算 | |
| 第四 | 明治三十六年度各特別會計歳入歳出決算 | |
| 第五 | 監視廢止ニ關スル法律案 (三月長夫外) | 第一讀會ノ續 (委員長報告) |
| 第六 | 帝國議會議事堂建築ニ關スル建議案 (續井時雄外) | (委員長報告) |
| 第七 | 伊勢神宮大庭及曆頒布ニ關スル建議案 (松田國) | (委員長報告) |
| 第八 | 北海道鐵道速成ニ關スル建議案 (佐竹作太郎) | (委員長報告) |
| 第九 | (特別報告第二十四號)北海道下清國重要港間命令定期航海開始ノ請願 | (委員長報告) |
| 第十 | (特別報告第二十五號)明治三十年法律第五十號ニ關スル救濟法設定ノ請願 | (委員長報告) |
| 第十一 | (特別報告第二十六號)家祿賞典祿處分法ニ關シ救濟設定ノ請願 | (委員長報告) |
| 第十二 | (特別報告第二十七號)家祿給與未濟額給與ノ請願外三件 | (委員長報告) |
| 第十三 | (特別報告第二十九號)家祿給與不足額下賜ノ請願 | (委員長報告) |
| 第十四 | (特別報告第二十八號)庄内川改修ノ請願 | (委員長報告) |
| 第十五 | (特別報告第三十號)商船學校増設ノ請願 | (委員長報告) |
| 第十六 | (特別報告第三十二號)香川縣仲多度郡舊鹽飽島船方領知物成高處分ノ請願 | (委員長報告) |
| 第十七 | (特別報告第三十六號)石川縣能美石川兩郡境界變更ノ請願 | (委員長報告) |
| 第十八 | (特別報告第三十七號)收入印紙賣下賣捌ノ請願 | (委員長報告) |
| 第十九 | (特別報告第四十號)刑法及民法中改正ノ請願 | (委員長報告) |
| 第二十 | (特別報告第四十一號)官吏不採用ノ請願 | (委員長報告) |
| 第二十一 | (特別報告第四十二號)區裁判所管轄區域變更ノ請願 | (委員長報告) |

官報號外

明治三十九年三月二十八日(明治三十五年第三種郵便物認可)

衆議院議事速記録第二十三號 議長ノ報告

四三五

- | | | |
|------|---|---------|
| 第二十二 | (特別報告第四十四號)舊葉煙草賣買業者ニ交付金下附ノ請願外二十八件 | (委員長報告) |
| 第二十三 | (特別報告第四十六號)煙草專賣法中改正ノ請願 | (委員長報告) |
| 第二十四 | (特別報告第五十號)煙草專賣法中改正ノ請願 | (委員長報告) |
| 第二十五 | (特別報告第四十八號)煙草賣捌營業稅免除ノ請願 | (委員長報告) |
| 第二十六 | (特別報告第五十五號)煙草賣捌營業稅免除ノ請願 | (委員長報告) |
| 第二十七 | (特別報告第四十五號)日露戰役ニ付個人損害救濟ノ請願外一件 | (委員長報告) |
| 第二十八 | (特別報告第四十七號)天鹽北見線工事速成ノ請願 | (委員長報告) |
| 第二十九 | (特別報告第四十九號)郡役所廢止ノ請願 | (委員長報告) |
| 第三十 | (特別報告第五十一號)地方各町村ニ招魂社建設ノ請願外二件 | (委員長報告) |
| 第三十一 | (特別報告第五十三號)水面埋立ノ請願 | (委員長報告) |
| 第三十二 | (特別報告第五十四號)下級海員養成補助ノ請願 | (委員長報告) |
| 第三十三 | (特別報告第五十八號)電話架設ノ請願 | (委員長報告) |
| 第三十四 | (特別報告第五十九號)韓國在留中暴徒ノ爲慘殺セラレタル者ニ關スル損害及遺族扶助料ノ請願 | (委員長報告) |
| 第三十五 | (特別報告第六十號)門司市水道敷設費國庫補助ノ請願 | (委員長報告) |
| 第三十六 | (特別報告第六十一號)登記出張所新設ノ請願 | (委員長報告) |
| 第三十七 | (特別報告第六十二號)川越區裁判所中山出張所再置ノ請願 | (委員長報告) |
| 第三十八 | (特別報告第六十三號)海務署出張所設置ノ請願 | (委員長報告) |
| 第三十九 | (特別報告第六十四號)臺灣生產ノ粉茶輸出貨特別免除ノ請願 | (委員長報告) |

○議長(杉田定一君) 定數ニ充チマセデ、衆議院規則第七十六條ニ依リマシテ、暫ク延會致シマス

午前十二時二分休憩

午前十三時三十二分開議

○議長(杉田定一君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

○森本駿君 極く簡單デアリマスカラ、此處カラ申上ゲマスガ私ハ昨日……
〔演壇ニ登リ給ヘト呼フ者アリ〕

〔森本駿君登壇〕

○森本駿君 諸君、私ハ昨日質問主意書ヲ提出致シテ置キマシタ、其主意ハ今同臺灣ニ於テ大地震ガアリマシテ、其タメニ數千ノ死傷者ヲ生シ、潰屋其他ノ損害ハ實ニ甚シイ有様ヲ極メタト云フ報告ガ、新聞紙上ニモ載リテ居ルコトデアリマシテ、諸君モ御承知ニナリテ居ルコト、信ジマス、此新領土ニ於テ、是ノ如キ不幸ノアタト云フコトハ、誠ニ痛嘆ノ至リニ堪エナイコトデアリマスカラシテ、之ニ對シテハ相當ノ救済方法ヲ講ズルノ必要アリト信ズルデアリマス、是ニ於テ政府ハ、此震害ニ付イテハ、如何ナル救済方法ヲ講ジマスル考デアルカ、其手續ノ如何ト云フコトヲ質問致シタイト思フ、定メシ此點ニ於テハ、救済ノ方法ニハ十分考ノアルコト、信ジマスカラシテ、政府ニ於テ、ドウ云フ救済方法ヲ講ジスル考デアルカト云フコトヲ尋ネタイト思ヒマス、成ルベク政府ヨリ即答アラントコトヲ希望シマス

○議長(杉田定一君) 日程第一、刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者ノ公民權及議員選舉權被選舉權ニ關スル法律案、第一讀會ノ續——委員長報告——望月長夫君

第一 刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者ノ公民權及議員選舉權被選舉權ニ關スル法律案、第一讀會ノ續(委員長報告)

〔望月長夫君登壇〕

○望月長夫君 唯今議題ニナリマシタ、長イ名ノ法律案ノ委員會ノ結果ノ報告ヲ極ク短ク申上ゲマス、委員會ハ再度開キマシテ、政府ニモ能ク趣意ヲ質シ、及贊否ノ討論モゴザリマシタ、本案提出ノ趣意ハ、刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル犯罪者ニ公民權ヲ行ハシメ、其他ノ選舉權被選舉權ヲ有セシムルハ、穩當デナリ、元來刑ノ執行ヲ猶豫シタノハ、唯刑罰ヲ執行スルコトヲ猶豫致シタバカリデアラデ、此者ガ刑事ノ犯罪人デアルト云フ裁判ハ、既ニ確定致シタノデアアル、然レニ刑事ノ犯罪者デアルト云フコトガ確定致シタ者ニ向テ、特ニ其執行ヲ猶豫セラレテ居ルト云フ理由ニ依テ直チニ選舉權被選舉權ノ如キ、公權ヲ付與スルハ、甚ダ穩當ヲ闕クデアアル、加之現行ノ市町村制ハ勿論、衆議院議員ノ選舉法ヤ何カニ依リマシテモ、既ニ公判ニ付セラレ、若クハ豫審ニ於テ有罪ノ決定ヲ受ケタル者ハ、是ハ市町村會議員ノ方デゴザイマスガ、衆議院議員ノ選舉法ノ方デハ、有罪ノ判決ヲ受ケタル者ハゴザイマス、其裁判ノ確定ニ至ルマデスラ、選舉權被選舉權ヲ行ハシメナイノデアアル、然レニ有罪ノ判決ガ既ニ確定致シタル者ニ、公民權其他ノ選舉權被選舉權ヲ行ハシムルハ穩當デナリカラ、刑ノ執行ヲ猶豫ノ法律ニ、是ノ如キ公權ヲ行ハシメナイ制限ヲ付ケテ置カナカッタガ法ノ、不備デアルカラ、特ニ此單行法律ヲ拵ヘテ、是等ノ者ニ選舉權被選舉權ヲ與ヘナイヤウニシタノデアアルト云フノガ、政府提出ノ趣意ナリデ、贊成論者ノ趣意モ、全ク此理由ニ出デナイノデアゴザイマス、之ニ對シテハ他ニ反對ノ議論ガ出マシタ、ソレハ刑ノ執行ヲ猶豫シタル場合ニハ、刑ノ執行ヲ猶豫ヲ規定シタ法律ニ於テ、附加刑ノ執行モ亦之ヲ停止スル、即チ公權停止ノ如キ刑罰モ、矢張其執行ヲ猶豫スルコト云フコトニナラデ、居ルノデアアル、斯様ナモノハ成ルベク眞民ト違ハナイヤウナ待遇ヲ與ヘテ、成ルベク眞人間ニ早クナラシメモフヤウニスルガ相當デアルノデアアルカラ、既ニ主刑ノ執行ヲ猶豫スルガ價ノアルモノト認メタモノナラバ、是ノ如キ公權ヲ行ハシメテ、決シテ差支ヘナイノデアアル、殊ニ此執行猶豫ニ關スル犯罪ハ——執行ヲ猶豫セラレ、犯罪ハ、即チ刑期ハ六箇月以下ノ輕微ノ犯罪デ、而モ監視

ヲ付セラレザル、即チ破廉恥罪、或ハ屢ニ再犯ヲ誘起スベキ犯罪以外ノ犯罪デ、言葉ハ變ナ言葉デゴザイマスグレドモ、謂ハキ犯罪ノ中デノ實ノ好イ犯罪ニ限ラデ、執行ヲ猶豫スルノデアアルカラ、是ノ如キモノニ向テ特ニ永久——永久デヤゴザイマセヌガ、其執行猶豫ノ期間内、公權ヲ停止シテ置ク必要ハナイ、殊ニ若シ執行猶豫ノ期間内、公民權ヲ與ヘナイト云フコトニナルト、非常ナ不穩當ヲ生ズル、例ヘバ酒席デ言葉ノ行違カラ、人ヲ毆打シタ、之ガタメニ十一日ノ重禁錮ニ處セラレタ、若シ十一日ノ重禁錮ヲ服役スレバ、十一日經テハ直チニ公民權ガ得ラレルノデアアル、選舉權被選舉權ガ得ラレルノデアアル、然レニ此十一日ノ刑ヲ執行セズシテ、二年乃至五年ノ間執行ヲ猶豫サレルト云フト、之ガタメニ二年ナリ五年ナリノ間、矢張公民權ヲ行ヘナイト云フコトニナラデ、其選舉權被選舉權ヲ停止セラレル期間ハ、非常ニ長クナラデ、寧ろ刑罰ヲ受ケタヨリモ、痛苦ガ多クナルト云フヤウナ結果ヲ生ズルノデアアル、斯様ナ筋合デアルカラ、特ニ此法律ヲ設ケテ、此等ノ者ヨリ選舉權被選舉權ヲ奪フ必要ハナイカラ、本案ハ反對デアルト云フノガ、即チ反對者ノ趣意デアラデ、採決ノ結果、反對ノ二名ニ對スル五名ノ多數ヲ以テ、本案ハ可決致シマシタ、此段御報告ヲ致シマス

〔委員長報告通異議ナシ〕又〔反對〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、本案ニ付イテ二讀會ヲ開クベシト云フニ、御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕又〔反對〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 二讀會ヲ開クベシト云フニ御贊成ノ御方ハ、起立ヲ願ヒマス起立者 多數

○議長(杉田定一君) 多數ト認メマス

〔少數〕又〔異議アリ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○竹越與三郎君 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ要求シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、委員長報告通御異議ガゴザイマセヌカ

刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者ノ公民權及議員選舉權被選舉權ニ關スル法律案 第二讀會

〔異議ナシ〕又〔異議アリ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス

〔直チニ二讀會ヲ開クコトヲ望ミマス〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 直チニ二讀會ヲ開クニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、二讀會決議ノ通御異議ガゴザイマセヌカ

刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者ノ公民權及議員選舉權被選舉權ニ關スル法律案 第三讀會

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) フレデハ本案ハ確定致シマシタ

○江原素六君 是ヨリ衆議院議員選舉法中改正法律案ノ委員會ヲ開キタイト思ヒ

マスカラ、許可ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 衆議院議員選舉法中改正法律案ノ委員會ヲ開キタイト云フ要求ガアリマスガ、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、日程第二、徵兵令中改正法律案第一讀會ノ續、委員長報告湯山壽介君

第二 徵兵令中改正法律案(政府提出貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

(湯山壽介君登壇)

○湯山壽介君 此法律案ニ付イテ、委員會ノ經過ノ大要ト結果ヲ報告致シマス、徵兵令改正ノ要旨ハ、元ト現在ノ法ニ依リマスト云フ朝鮮ヲ除外、總テ外國ニ參テ居リマストコロノ者ハ、徵集ヲ猶豫スルト云フコトニナッテ居ルノデゴザリマス、然ルニ日露戰爭ノ結果ト致シマス、樺太ヲ領有シ、滿洲ニ租借地ヲ得マシタニ付イテ、朝鮮ト同様ニ、韓國露國領沿海州、露國領薩哈連、清國香港、澳門、是等ケモノハ朝鮮同様ニ徵兵ノ徵集ヲ猶豫ラシナイ、即チ内地同様ニ致スト云フノカ本案改正ノ趣意デゴザリマス、然ルトコロ委員會ニ於キマシテハ、清國ニ對シテ今後發展ヲ致サナケレバナラナイト云フ事柄アルカラ、此清國ニ在留スルトコロノ者、凡テ内地同様ニ徵集ヲ致スト云フコトハ、如何ナルモノデアラウカドウカ、或ハ學術ノ研究ノメトカ、若クハ開發ノメニ一家ヲ獨立シテ、事業ヲ爲スト云フモノハ、徵集ヲ猶豫ラシナヘルトコトニシタラドウカ、斯ウ云フヤウナ御説ガアリマシテ、大分議論モ澤山アリマシタニ依テ、委員會ヲ開クコトガ五回ニナリマシタ、其間ニ於テ修正委員會ヲ設ケマシテ、何トカ徵集ヲ猶豫ノ方法ハナカト云フヤウナコトデ、委員ヲ設ケタノデアリマスケレドモ、結局其委員會ガ出シマシタコロノ修正案モ、成立ヲ致サズシテ、否決ニナリマシタノデアリマス、尙更ニ修正委員會ヲ拵ヘテ、起草セタラドウカドウカト云フ説モアリマシタケレドモ、是亦消滅ヲ致シテ、結局スルトコロ、此二十三條ト二十五條ハ、原案ガ多數ニ依リマシテ、原案ノ通過決定ヲ致シタノデゴザリマス、ソレカラ此附則ノ施行期限ニ關係シマス事柄ハ、貴族院デ修正ヲ致シテ、送付ニナリマシタ通ニ、特別委員會ハ之ニ同意ヲ致スコトニ決定ヲ致シタノデアリマス、是ガ即チ特別委員會ニ於テノ經過ノ大要ト、決議ノ結果デゴザリマス、尙此法案施行ノ上ニ付イテ政府ヨリ言明ヲ致サレテ居ルトコロノ事柄ガアリマスカラ、併セテ御報告ヲ致シテ置カウト思ヒマス、ソレハ此清國ニモ徵集ヲ猶豫ラシナイト云フコトニナリマスレバ、徵兵檢査ヲ致ス時分ニハ、一々内地ヘ呼寄セテ檢査ヲ致スト云フヤウナコトデハ困ル、何トカ方法ガアルカト申シマシタコロガ、政府ニ於テハ現在朝鮮デヤテ居ル所ト、臺灣ニ於テ檢査ヲシテ居ルヤウニ、即チ勅令第五百五十二號同様ニ致シテ、該地ニ於テ其檢査ヲ致シテ、徵兵檢査ノメニ内地ヘ引戻スト云フコトハナシ、斯ウ云フコトヲ言明シテ居リマス、今一ツハ清國ニ於テ若シ學校ガ今後ニ於テ出來マシテ、徵兵令第十二條ニ該當スルトコロノ中學校ノ學科課程以上ノ同等以上ノ學校ガ出來マス時分ニハ、其學校ニ在學シテ居ルトコロノ者ハ、即チ徵集ヲ猶豫スル、彼ノ東亞同文會ノ如キモノハ、勿論此學校ニ該當シテ居ルモノデアレバ、認定ヲ致シテ無論ニ徵集ヲ猶豫スルトコトアル、斯ウ云フコトヲ言明致シテ居リマスカラ、此段併セテ御報告致シテ置キマス

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス、本案ニ付イテ二讀會ヲ開クベシト云フニ、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」又「異議アリ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 二讀會ヲ開クベシト云フ御方ノ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○議長(杉田定一君) 多數デアリマス、二讀會ヲ開クト云フニ決シマシタ

○長谷場純孝君 直チニ二讀會ヲ開カレ、三讀會ヲ省略シテ確定サレンコトヲ要求致シマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 直チニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルトニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」又「異議アリ」ト呼フ者アリ)

○小川平吉君 修正ノ通告ガシテアリマス

○議長(杉田定一君) 修正ガ出シテアッテモ構ヒマセヌ

○西村丹治郎君 構ハナクテモ、異議ガアリマス

○小川平吉君 二讀會ヲ開カレタナラバ宜シウゴザリマス

○議長(杉田定一君) 二讀會ヲ開イテ、三讀會ヲ省略シテ確定スルト云フノデス、ソレニ御異議ガアリマス

○小川平吉君 ソレナラバ無論異議ガアリマス

○議長(杉田定一君) 讀會省略ニ異議ガアルノデスカ

○小川平吉君 修正意見位ハ述ベサセテ貰ヒタイ

○西村丹治郎君 修正ノ通告ガシテアリマス

○議長(杉田定一君) 修正意見ハ二讀會デ御述べニナレバ宜イ

○小川平吉君 二讀會ヲ開イタノデゴザイマセウ

○議長(杉田定一君) 直チニ二讀會ヲ開キマス

徵兵令中改正法律案

第二讀會

○議長(杉田定一君) 小川君ト西村君ト二人出テ居リマスガ、ドチラガ先キナシデス——小川君

(小川平吉君登壇)

○小川平吉君 本案ハ實ニ大切ナ案デゴザリマス、一見致シマスルト誠ニ簡單ナ案デゴザリマス、其影響スルトコロハ、實ニ今日ノ日本ノ海外ニ於ケル發展ノ上ニ、妙カラヌ影響ヲ及ボストコロノ案デゴザリマス、ドウア諸君モ案ノ形ノ簡單ナルト云フノ故ヲ以テ、餘リ此案ヲ輕キシク視ラズニ、多少ノ時間ヲ御割愛下サレマシテ、本會議ニ於テ十分ニ討論ヲ盡サレンコトヲ希望致シマス、殊ニ本會議ニ於テ、私ガ十分ニ討論ヲ希望スル所以ハ、唯案ガ大切ナルト云フバカリデナイ、本案ハ委員會ニ於キマシテ、先刻委員長カラ大體報告セラレタノデゴザリマスガ、既ニ政府案ニ對シテハ、大體ニ於テ不可ナリト云フノ意見ヲ以テ、修正ヲスルト云フコトノ決議ニ一旦テタノデゴザリマス、此修正説ト云フガ、一旦多數デ成立シタ、而シテ修正スルガメニ、成案委員ト云フモノヲ五名選ビマシタ、此成案委員ガ案ヲ作リマシテ出シマシタコロガ、不幸ニシテ此案ハ委員會ノ容ルトコロナラナカッタノデゴザリマス、併ナガラ委員會ノ容ルトコロトナラナカッタノデハゴザリマス、此成案ニ對シテ、別段ニ反對スルトコロノ理由ト云フモノハ、委員會ニ於テ現ハレナカッタノデゴザリマス、略シテ申シマスレバ、一旦修正スベシト云フ意見ニ對シテ、再ビ是ヲ否決スル、即チ反覆ヲ致シマシタニ付イテハ、何等ノ理由モ委員會ニ於テハ陳述セラレテ居ラヌノデゴザリマス、果シテ然ラバ、本案ニ付イテハ、

特ニ此本會議ノ議場ニ於テ、十分ニ贊否ノ意見ヲ闘ハシメス可レバ、本案ガ果シテ修正スベキモアルヤ否ヤト云フコトニ付テ決テ採ルコトガムザカシイデアラウト考ヘマスカラ、特ニ慎重ニ御討論アラシコトヲ望ムノデゴザイマス、諸君、今日ノ戰役ノ我國ニ於テ、歐米ハ勿論デゴザイマスガ、殊ニ此東洋諸國、就中支那ニ對シマシテ、我國民ノ蕃殖スルコト、我勢力ノ發展スルコトヲ望ムト云フコトハ、是ハ誰モ一言ノ異論ノナイトコロデアラウト考ヘマス、如何ニシテ我日本ノ勢力ヲ東洋ノ諸國ニ發展セシムルヤト云フコトニ付キマシテハ、幾多ノ方法ガアルデゴザイマセウ、或ハ國家ノ力ニ依リ、或ハ人民ノ力ニ依リ、或ハ直接ニ、或ハ間接ニ、萬般ノ方法ヲ以テ、我日本ノ勢力ハ、東洋諸國、殊ニ清國ニ向テ發展ヲセシメナケレバナラヌト云フコトハ、無論デアラウト思フ、然ルニ今日マデハ、御承知ノ如ク此趣意ニ基キマシテ、唯今私が述べマシタコロノ趣意ニ基キマシテ、即チ清國ニ於テ、若クハ香港ニ於テ、若クハ澳門ニ於テハ、日本ノ人民ハ徵兵令ニ依テ徵集ヲ猶豫サレテ居リマシタノデゴザイマス、恰モ歐羅巴ニ於ケルガ如ク、亞米利加ニ於ケルガ如ク、是等ノ諸國ニ向テモ、徵兵ノ猶豫ヲ致シテ居タノデゴザイマス、然ルニ今日ハ此政府案ハ、徵集猶豫ヲ取消シテ、悉ク是等ノ諸國、即チ清國、香港、澳門等ニ在留シテ居ル、日本臣民ハ兵役ノ検査スル、検査ニ合格スレバ兵隊ニ採ル、斯ウ云フ案デゴザイマス、即チ是マデアチラニ往テ居ル者ハ、年齡ガ徵兵ノ年齡ニ達シマスレバ、一旦日本ニ歸テ來テ、若クハ其在留スルコロノ、附近ノ陸軍ノ軍隊ノ居ル所ニ歸テ検査ヲ受ケナケレバナラヌ、検査ニ合格スレバ兵隊ヲ勤メナケレバナラヌ、斯ウ云フコトニナリテ居リマス、何ノタメニ斯様ナコトニナリテ居ルカ、諸君、今日ニ於テ政府案ニ依リマスルト云フト、清國、香港、澳門等ハ徵集ノ猶豫ヲ取消スレドモ、歐羅巴、若クハ亞米利加ニ向テハ、現在ノ徵集ノ猶豫ヲ與ヘル、ト斯ウ云フコトデアリマス、而シテ其理由ハドウ云フ譯デアアルカ、獨リ歐米ニ在留スル者ニミ徵集ヲ猶豫スルノハ、ドウ云フ譯デアアルカト言ヒマスレバ、是多ク學術ノ研究ト云フモノニ從事シテ居ル者ガ多イカラデアアル、斯ウ云フヤウニ承ツテ、併ナガラ亞米利加ノ中ニハ、彼ノ布哇ノ如キ、若クハ桑港ノ附近ノ如キ、學術研究ニ從事シテ居ル者ハ殆ド無イ、殆ド無クシテ勞働者ノミダト言ウテ宜シイヤウナ狀況ノ地方モゴザイマス、或ハ又南洋諸島ノ方ナドニ參リマシテモ、矢張其通デアアル、之ニ反シテ清國ノ現狀ハ如何デゴザイマス、學術ノ研究ニ往テ居ル者モゴザイマセウガ、殊ニ吾々ノ重キヲ置キマスル學問ノ教授、日本ノ語學ヲ教ヘル、日本ノ文化ヲ普及セシムルト云フ、即チ學問ヲ教ヘルト云フコトニ從事シテ居ルトコロノ人ハ、近年追々ト増加シテ參リマシテ、此後益々増加セントスル形デアアル、而シテ吾々ハ諸君ト共ニ益々之ヲ増加セシメナケレバナラヌト云フコトコノ今日デアアルデゴザイマス、然ルニ彼ノ歐羅巴亞米利加ニ於ケル或部分ニ於テハ、勞働者ノミデアルト云ウテモ宜イトコロノ布哇ノ如キ、桑港ノ如キハ、誰デモツコニ往テ居レバ、徵集ノ猶豫ヲ與ヘラレテ居ルケレドモ、清國ニ至テハ獨リ徵集ノ猶豫ヲ與ヘラレナイト云フコトニナリマスルト、不權衡モ亦甚シキノミナラズ、歐米ニ向テ猶豫ヲ與ヘルコロノ精神ト云フモノハ、全ク無クナリテシマフモノト斷言シナケレバナラヌト考ヘマス、若シ又政府ノ意思ガ海外ニ於ケル移住ヲ獎勵スルト云フコトデアリマシタナラバ、是モ私ハ贊成ヲ致シマス、彼ノ布哇ニ於ケル、彼ノ桑港ニ於ケル、若クハ彼ノ亞米利加諸國ニ於ケル、是ヨリ益々我日本民族ノ膨脹シテ往キマスコトハ、吾々モ最モ希望スルトコロデアリマスガ、是ニ向テ徵兵猶豫ノ特典ヲ與ヘルト云フコトハ、最モ贊成スルノデアリマスガ、是ト同時ニ清國ニ向テモ、我日本民族ノ増加ヲ圖リ、我日本ノ文化ヲ普及セシメ、日本ノ勢力ノ發展ヲ圖ルト云フコトガ必要ガナイト、政府ハ御考デゴザイマセウカ、果シテ必要ガナイト云

フ御考デアリマシタナラバ、ツレモ宜シイケレドモ、如何ニ政府ガ亂暴デアッデモ、亞米利加ニ向テハ日本民族ノ發展ヲ圖リタイガ、清國ニ向テハ必要ガナイ、清國ニ向テハ、日本ノ勢力ヲ發展セシムル必要ガナイト云フコトハ、如何ニ政府ト雖モ斷言ハセマイト思フ、果シテ清國ニ向テ、日本ノ勢力ヲ發展セシムルト云フ必要ガアルトシマスレバ、矢張布哇、桑港ニ於ケルト同ジコトニ、清國ニ向テコロノ我民族ノ發展ト云フコトハ、ドコモデモ直接間接ニ之ヲ保護シテ往カナケレバナラナイト云フコトハ、當然ノ道理ニアルト私ハ考ヘルノデゴザイマス、諸君、是ハ政府委員ニ私ハ承ハタコトデアリマスガ、彼ノ佛蘭西ニ於テモ、獨逸ニ於テモ、兩國互ニ境ヲ接シテ、最モ軍備ニ熱心シテ居ル國デアリマスケレドモ、是等ノ國ニ於テモ、矢張亞弗利加デアルトカ、或ハ東洋デアルトカ云フコロノ諸國ニ向テ、移住ヲスルモノニ對シテハ、矢張徵兵ノ猶豫ト云フモノヲ與ヘテ居ルサウデアリマス、彼ノ佛蘭西ノ如キハ人口ハ少シモ殖エズ、兵隊ノ數ニ於テ最モ苦心シテ居ルトコロノ國デアラヌ、海外ニ向テ本國ノ人民ヲ蕃殖セシムル、即チ國運ノ發展ヲ圖ルガタメニハ、徵兵ノ猶豫ト云フモノヲ與ヘテ居ルノデゴザイマセウカ、獨リ我日本ガ僅々ノ徵兵ヲ取リタイガタメニ、寧ロ徵兵ヲ取リタイノデハナイ、空漠タル全國皆兵ノ主義デアルトカ、若クハ兵役平等負擔ト云フヤウナ空漠タル一片ノ理論ノタメニ、國運ノ發展ヲ阻礙スルコトコノ此徵兵令ヲ出シテ徵兵ノ猶豫ヲ取消シ、海外ニ往テコロノ人民ニ向テ不便ヲ與ヘルト云フコトハ、私ハ實ニ其政府ノ無謀ナルニ驚カザルヲ得ナイノデアリマス、諸君、彼ノ北海道ノ現狀ハ如何デゴザイマス、北海道ニ於テモ徵兵令ニ依テ徵兵ノ猶豫ト云フモノヲ與ヘテ居ラデハゴザイマセウカ、北海道ニ於ケル人口ノ蕃殖ニ從テ、漸次ニ徵集猶豫ノ區域ト云フモノガ、成程取消サレテデゴザイマス、併ナガラ今日ニ於テモ、現ニ北海道ニ於テハ、現ニ拓殖ノタメニ移住シタモノニ向テハ、徵兵ノ猶豫ト云フモノヲ與ヘテ居ル、五箇年間ハ今日デモ徵兵ノ猶豫ト云フモノヲ與ヘテ居ルノデゴザイマス、何ノタメニ彼ノ北海道ニ於テ、若クハ沖繩縣等ニ於テ、徵兵ノ猶豫ヲ與ヘタカト云ヘバ、是亦言フマデモナク、北海道ニ向テ内地ノ人口ヲ殖ヤシタイ、内地ノ文化ヲ普及セシメタイト云フ精神ヨリシテ、即チ國運ノ發展ノ上ノ必要ヨリシテ、徵集ノ猶豫ヲ與ヘタノデハゴザイマセウカ、今日世界ヲ驚カシタルコロノ大戰役ノ後ニ於テ、吾々ノ最モ努ムベキ事柄ハ、即チ清國、若クハ東洋諸國ニ向テ、我人民ヲ送出シ、我國運ノ發展ヲ圖ルト云フ、最モ必要ナルトキニ當テ、嘗テ北海道ニ向テスラム保護ヲ與ヘ、北海道ニ向テスラム徵集ノ猶豫ヲ與ヘタニモ拘ハラズ、突然トシテ何等ノ必要モナキニ、是ノ如キ案ヲ提出シテ、海外ニ在留シテ居ルトコロノ、我同胞ニ迷惑ヲ掛ケ、延イテ將來海外ニ移住スルモノ、鋒先ヲ挫キ、將來海外ニ移住スルモノニ向テ、國家ノ保護ノ厚キヲ示サズシテ、却テ保護スル精神ノナイ、甚ダ冷淡デアルト云フコトヲ示スガ如キ本案ヲ、今日議場ニ提出スルニ至ッテハ、誠ニ驚カザルヲ得ナイノデアリマス、諸君、御承知ノ通、上海ニ於テハ東亞同文書院ト云フ學校ガアッテ、今委員長ノ報告ニモ、此學校ノ生徒ハ徵集ヲ猶豫セラル、デアラウト云フ御話ガゴザイマシタ、是ハ無論内地ニ於テ中學程度卒業以上ノ學校デアリマスガ、徵集ノ猶豫ヲ願ヒマシタナラバ、受ケラル、ノデゴザイマセウ、併ナガラ諸君、此甘言ニ乘セラレテハイケマセヌ、東亞同文會ノ學校ハ、何ノタメニ拵ヘタル、東亞同文書院ノ學校ヲ卒業シタモノハ、學校ヲ卒業スルノ目的デモデ、支那ノ往ッタモノデハナイ、卒業後各般ノ重要ナル職務ニ從事センガタメニ參テ居ルノデゴザイマス、今日マデノ經過ニ依レバ、或ハ支那ノ各官省デアルトカ、或ハ支那ノ公共團體、或ハ大商館等ニ向テ、續々此同文書院ノ卒業生ヲ備聘スル申込ガアルノデゴザイマス、不幸ニシテ日露ノ大戰役ガ始マリマシタカラ、

此卒業生ノ大部分ト云フモノハ、陸軍ノ希望ニ依リテ、陸軍省ノ通譯トナテ、戰地ニ於テ非常ナル功ヲ奏シテ居ルト云フ有様デゴザイマスガ、一旦戰役舊ニ復シ、平和克復致シマシタ以上ハ、是等ノ生徒ハ即チ我同胞ノ先驅トナテ、學校ヲ卒業シタ上ハ、支那ノ各省ニ入込ミ、若クハ支那ノ商業界ニ入込メ、而シテ支那ヲ開發シ、而シテ吾人ノ前途ニ於キマシテ、支那内地ニ向テ、日本ノ文化ヲ普及シ、日本ノ勢力ヲ増殖シテ往クコロノ人間デゴザイマス、然ルニ是ガ如何デゴザイマセウ、學校ニ居ル中ハ徵集ノ猶豫ヲ與ヘラレテ、學校ヲ卒業シタナラ如何デアルカト云フト、學校ヲ卒業シタ以上ハ、悉ク兵役ニ服サナケレバナライ、是ハ言フマデモナク、學校ヲ猶豫ヲ與ヘラレマシタ以上ハ、抽籤ノ法ニ依ラズシテ、兵役ニ服スルノデゴザイマスカラシテ、一年志願兵ヲ出願致シマスレバ格別、若シ一年志願兵ヲ出願致シマセヌケレバ、是等卒業生ノ殆ド全部ト云フモノハ、内地ニ歸リテ兵役ニ從事シナケレバナラヌト云フ結果ニナテ参リマス、斯様ナコトデゴザイマシタナラバ、總令東亞同文書院ニ在學中ハ、兵役ノ徵集ノ猶豫ヲ受ケマシテモ、卒業後ニ於テ一旦内地ニ歸リテ服役ヲシナケレバナラヌト云フコトニナリマシタナラバ、殆ド徵集猶豫ノ特典ト云フモノハ、有名無實ノ結果ニナテシマフノデハゴザイマセヌカ、ノミナラズ今日ノ現狀ハ、獨リ東亞同文書院ノ如キモノニ止マラヌ、進ンデハ南京ニ於テ、若クハ武昌ニ於テ、雲南、貴州、四川等ノ各省ニ於テモ、日本ノ中學、若クハ大學ノ卒業生等ヲ備聘シテ、支那ノ内地ニ學校ヲ建テ、若クハ文明ノ事業ヲ起スト云フヤウナコトガ、年々盛々盛々ニナテ來ル今日ニ於テ、獨リ東亞同文書院ノミナラズ、其他ノ方面ニ於テモ、著々ト此日本ノ内地カラ、學校ヲ卒業シタモノヲ備聘スルト云フ氣運ニナテ居ル、吾人モ亦進ンデ之ヲ送出サナケレバナラヌノデゴザイマスガ是等ノモノニ向テハ、毫モ徵集猶豫ノ特典ヲ與フルコトガ出來ナイノデゴザイマス、是ノ如クニナリマシタナラバ、獨リ彼ノ遠方ヨリ歸リテ來テ、兵隊ノ檢査ヲ受ケル、若クハ一年志願兵ヲ出願スル其ハ二對シテ、國家ハ非常ナル殘酷デアルノミナラズ、斯様ナコトニナリマシタナラバ、有爲ノ青年等モ支那ニ往クト云フコトニ付イテ、或ハ考ヲ起スデアラウト思フ、折角學校ヲ卒業シテモ、亦矢張兵役ヲ務メバナラヌ、折角支那ノ内地ニ備聘セラレテ往テモ、矢張徵兵ノ檢査ニ歸ラネバナラヌト云フヤウナコトニナリマスレバ、一旦支那ニ往クト云フ志ノアルモノデアデモ、或ハ方向ヲ轉ジテ、桑港ニ向ヒ、或ハ南洋諸島ニ向フト云フヤウナコトノアル氣遣ヒガアリハ致シマセヌデゴザイマセウカ、斯様ナコトガ、三人デモ五人デモ今日ノ時勢ニアリマシタナラバ、日本人ノ支那若クハ隣邦東洋諸國ニ向テ發達スルトコロノ、潮流ノ如キ此非常ナ勢ヒニ向テ、少ナカラザル妨害ヲ與フルモノデアルト、私ハ實ニ憂慮ニ堪ヘヌノデゴザイマス、(ヒヤ)「其通り」ト呼フ者アリ殊ニ諸君、此案ニ付イテハ、實ニ不思議ナ怪シカラヌコトガアル、委員會ニ於テ、外務省ノ政府委員ニ向テ説明ヲ求メマシタコトガ、外務省ノ政府委員ハ、明カニ通商貿易、若クハ日本人ノ發展ノ上ニ、此徵兵令ト云フモノハ、明カニ障礙ヲ及ボスモノデアルト云フコトヲ斷言致シテ居リマス、ノミナラズ、外務省ツレ自身モ、領事官補、若クハ外交官補ト云フモノヲ、彼ノ大國デゴザイマスカラシテ、十數人ノ者ヲ毎年採用シテ清國ニヤル、是ガ徵兵ノ猶豫ガナケレバドウシテモ支那ニ往クコトヲ好マヌヤウニナル、是ニ於テ平外務省自身ガ、又甚ダ迷惑ヲスルコトデゴザイマス、諸君、本案ハ徵兵令改正案デゴザイマスカラ、陸軍省ノ案デハゴザイマスガ、其影響スル處ハ、實ニ外務省ノ管轄ニ及ボモノデアデ、我通商貿易ノ上ニ、若クハ我國民ノ海外ニ向テ發達ノ上ニ少ナカラヌ影響ヲ及ボストコロノ案デゴザイマス、故ニ私ハ冒頭ニ於テ、慎重ニ御審議ヲ願ヒタイト云フコトヲ申シタノハ、此故デゴザイマス、而シテ此管轄省タルコロノ外務省

ノ政府委員ガ、誠ニ不都合デアル、困ルト云フコトヲ斷言シタ、是ハ固ヨリ言フマデモナイ話、若シ外務省ノ政府委員ガ不都合デナイト云フナラバ、私ハ承知セヌコトガアリマス、ケレドモ、アレハ不都合デアルト云フコトヲ述ベタ以上ハ、敢テ窮追ハ致シマセヌガ、政府委員デスラ言フ位ニ明カナル道理デゴザイマス、諸君、ソコデ是ノ如キ不都合ナ案デアルガ、何故ニ陸軍ニ於テハ、此案ニ向テ非常ナ力ヲ盡シテマデモ、通過ヲ圖ルノデゴザイマセウ、彼レノ主張ハ三ツアル、其第一ハ全國皆兵、所謂皆兵主義ト云フモノハ常ニ實行スルコトヲ努メナケレバナラヌ、兵役ノ義務ハ成ルベク平等ニ負擔シナケレバナラヌ、是ガ一ツデゴザイマス、斯様ナコトハ三尺ノ童子モ知テ居ルコトデアル、全國皆兵——兵役ノ義務ハ平等ニ負擔シナケレバナラヌ、ソナコトヲ知ラヌ者ハナイケレドモ、若シ陸軍省ガ果シテ皆兵主義ヲ實行シ、兵役主義ヲ平等ニシヤウト思フナラバ、何ガ故ニ歐羅巴亞米利加ニ往テ居ル者ニ、徵集猶豫ヲ取消サヌカ、何故ニ日本ノ内地ニ於ケル中學校以上ノ學校生徒ニ向テ、徵集ヲ猶豫シテ居ルカ、是ガ即チ皆兵主義ニ向テ制限ヲ加ヘタモノデアリマセヌカ、諸君、國家ハ皆兵主義、若クハ兵役ノ義務ヲ平等ニ負擔セシムルト云フノガ、終局ノ目的デハゴザイマセヌ、終局ノ目的デハナイノデゴザイマスガ、國運ノ隆盛ヲ圖ルノデアリマス——國運ノ隆盛ヲ圖ルガタメニハ、全國皆兵ト云フ主義ヲ實行スルノデアアル、軍備ノ擴張モ致スノデアアル、吾人モ考ヘ全國皆兵ニスル、軍備ヲ擴張スルト云フコトハ、國家ノ終局ノ目的デハナイト信ジテ居リマス、國家ノ終局ノ目的ハ國運ノ隆盛ナルニアリ、國民ノ幸福ナルニアリ、此國運ノ發達ヲ圖ルガタメニ、兵隊モ必要デアル、此國運ノ發達ヲ計ルガタメニ、全國皆兵主義モ必要デアル、然ルニ陸軍ニ於テハ、之ヲ仆サヌ者ヘテ居ル、全國皆兵ナリト云フコトヲ國家終局ノ目的デアルトシテ立論スルノデアアル、之ガタメニ總テモノヲ犧牲ニ供シヤウト考ヘルノデアアル、苟モ國運ノ隆盛ヲ圖ルコトヲ終局ノ目的トシマシタナラバ、此隆盛ヲ計ルガタメニ、軍備モ必要デアルト云フコトニナリマシタナラバ、一點タリトモ、國運ノ隆盛ヲ妨ケ、國民ノ發展ニ向テ、是ノ如キ防禦ヲ與ヘルヤウナ本案ノ如キモノハ、十分ニ遠慮セラレタラヨカラウト思フノデゴザイマス、(ヒヤ)「ト呼フ者アリ」又モウ一ツ陸軍當局者ノ説明ニ依リマスルト、今日マデノ如ク徵集猶豫ヲ致シテ置クハ、朝鮮ハ既ニ數年前ヨリシテ徵集猶豫ガ取消シナテ居ル、然ルニ一輩帶水ヲ隔タトコロノ鴨綠江ノ右岸ニ於テハ、徵集ヲ猶豫スルコトニナラカシテ、徵兵ヲ忌避スルモノガ殖エテ來テ、甚ダ不都合デアルト云フコトヲ申サレマシタ、併ナガラ諸君、是モ一ノ理窟ニ過ギナイ、朝鮮ニ對シテ徵集猶豫ヲ取消シマシタノハイウデゴザイマス、既ニ數年前ノ昔ニアルノデアアル、然ルニ朝鮮ニ對シテ、徵集猶豫ヲ取消シテカラ以後、朝鮮ト一輩帶水ヲ隔タトコロノ鴨綠江ノ右岸ニ居テ、而シテ朝鮮デ仕事ヲシテ——鴨綠江ノ右岸ニ居テ徵兵ヲ忌避シタモノガ一人デモアルカ、アレハ陸軍當局者ノタメニ、是ガ鴨綠江ノ右岸ニ持テ往テ、既ニ今日マデ數千人、若クハ數百人、少ナクモ數千人ノ徵兵ヲ忌避スルモノガ住居シテ居リマシタナラバ、或ハ此說ガ立ツカモ知レヌ、併ナガラ陸軍當局者ノタメニハ、悲ムベシ、今日マデ鴨綠江ノ右岸ハ徵兵ヲ避ケテ住ンデ居ルモノハ一人モナイ、左様ナモノハ又今後トモアルベキ筈ハナイ、徵兵ヲ避ケテ居ルモノハ、滿二十歳ノトキヨリ二十二歳マデ十二箇年デゴザイマス、十二箇年鴨綠江ノ右岸ニ往テ、毎日々々徵兵ヲ避ケルタメニ朝鮮ノ内地ヘ這入テ、仕事ヲシテ、外國デアルト云フ所ニ十二箇年間錢ヲ以テ暮シテ居テ、而シテ徵兵ヲ避ケルヤウナ馬鹿者ガ、此明治三十九年ノ曉ニ於テハ、一人タリトモアルト考ヘマスカ(拍手起ル)斯様陸軍當局者ノ辯解ハ、本員ハ少シモ首肯スルコトハ出來ヌ、縱シンバ又或ハ富豪ノ子弟等デゴザイマシテ、金ヲ持テ清國或ハ滿洲ニ出テ、十二箇

年間徵兵ヲ通シテ居ルモノガアルト假定致シマセウカ、是ガアルト致シマシタラハ如何デア
ルカ、斯様ナモノハ成ルベクアラシキ希望スルノアル、吾々ハ進シテ是等ノ人ノ清國
ニ向テ移住スルコトヲ希望シナケレバナラヌノデガザリマス、何トナレバ陸軍當局者ノ所
謂徵兵ヲ是邊スルコトヲ云フコトハ、其海外ニ向テ移住シテ、若クハ海外ニ向テ留學スル
人ノ頭ノ中ヲ邪推シテ致シタルアル、己レガ獨リ軍國ニ對シテ忠義アルト云フヤウナ頭カ
ラシテ、人ノ頭ノ中ヲ邪推シタルト思フ、亞米利加ニ往キヤウハ、徵兵ヲ免カレニ往キヤウ
ラウ、支那ニ往キヤウハ、徵兵ヲ免カレニ往キヤウラウト其人ハ向テ無理ニ國家ニ不
忠アルト云フヤウナ邪推ヲ退シタルト過ギナイ、若シ表面ニ於テ事實果シテ徵兵ノ忌
避スルモノガアレバ、國家ハ之ニ對シテ法律ヲ設ケテ十分ナル制裁ヲ與ヘテ居ルデハナイ
カ、ナゼ忌避スルナラバ直ニフシテ懲役ニ入レナイカ、是ノ如キ法律ハ、立派ニ忌
避ニ向テ制裁ガ付ケテアリマスカラ、果シテ忌避スル者ガ多クレバ、之ヲ罰スレバヨ、然
ルニ罰スルコトガ出來ヌハ、即チ海外ニ移住、若クハ留學スル人ノ頭ノ中ニ忌避スル
精神ガアルト云フニ過ギナイ、本員ハ日本ノ臣民ニ向テハ、出來ル限ハ國家ノ忠臣
アル、國家ノ義務ヲ盡スモノアルト思フ、陸軍當局者ハ忌避ノ形跡ヲ見モノ向
テ、忌避スルモノアルヤウニ言ハレル、是ハ實ニ驚カザルヲ得ナイ話、既ニ私ガ進マ
ス通、果シテ錢ヲ持テ支那ニ往テ逃ケテ居ルモノガアルトスレバ、吾々ハ益々獎勵シテヤ
ラウデガザリマセウカ、先達松本君平君ガ質問演說ヲセラレタ如ク、五十萬人ヅ、殖
エル人口、此殖エル人口ヲ益々鄰邦諸國ニ向テヤルナラバ、昔年ナラズシテ東洋諸國
ハ我日本ノ勢力範圍ノ下ニ服スルノアル、然レニ此徵兵令ノヤウニ致シマシテ、國家ガ
人民ニ向テ保護ノ意思ヲ進メズ、冷酷ニ取扱ヒマシタラバ、一人ノ考ガ十人ニ擴ガ
リ、十人ガ百人ニ擴ガテ、矢張此東洋諸國ニ移住シ發達スル銳鋒ト云フモノヲ挫カ
レト云フ虞ガアルト、私ハ考ヘルノアルマス、又第三陸軍當局者ノ說ハ、此徵兵令
ヲ施行致シマシテモ、左程東洋諸國ニ日本人ノ發展スル上ニ妨害ヲ與ヘナイト云フ見
込アル、斯ウ云フ說アル、是ハ或ハチヨト一說アルカモ知レヌト思フ、何故サウデ
アルカト聞キマスレバ、今日清國若クハ露國沿海州、即チ當局者ガ本案ヲ施行セントス
ルトコロノ地域ニ居ル日本人ノ徵兵猶豫者ハ、八百人アルサウデガザリマス、八百人程
徵兵ノ猶豫ヲ受ケテ居ル人ガアル、此八百人ハ、滿二十歲カラシテ滿三十二歲マデノ
人ノ總計ガ八百人アリマスカラシテ、之ヲ十二箇年ニ割付ケルト云フト、一箇年ノ分
ガ丁度七十人足ラズニナリマス、一年ニ付イデモ七十人足ラズノ適齡者ガアル、此適齡
者ノ上カラ、内國ノ分ト比例ヲ致シマス、何人ノ兵隊ガ取レルト云フコトヲ見マスと云
フト、ザツト七人バカリノモノガ取レル、十人足ラズノ徵兵ガ取レルノアルマス、斯様ナル
免ニ角少數ノ人間アル、二十歲カラ三十二歲マデノ人ハ八百人シカナイデアルカラシ
テ、此稀ナ人民ニ向テ、徵兵令ヲ施行シタルコトガ、左程清國沿海州等ニ向テ發達
スル氣勢ヲ挫クト云フ程デハナイデヤナイカト云フ、成程左様アルカモ知ラヌ、果シテ氣
勢ヲ挫ク虞ガナイト云フコトデアリマスナラバ、私ハ陸軍當局者ニ反問ス、陸軍ニ於テハ
何人ノ兵隊ガ取レル、僅カニ七人、僅カニ七人シカ取レルイデハアリマセウカ、僅カニ七
人シカ取レルイデハ程アルカラシテ、或ハ日本人ノ殖殖繁殖シテ往ク點ニ向テ妨害ハ少
ナイカモ知レヌカ、之ニ反シテ陸軍ハ七人ノ兵隊ノタメニ、斯様ナ法律ヲ施行スルト云
フコトハ、ドウ云フ趣意アルト云フコトヲ私ハ反問致シタルト思フ、殊ニ況ヤ現在ニ於
テ、是ノ如ク日本人ノ少ナイト云フ現象ハ諸君如何デス、實ニ慨歎ニ堪ヘナイコトデハ
ゴザイマセウカ、吾々ハ進シテ是等ノ人ノ頭ノ中ヲ邪推シタルト云フ位ノ數ニ増加セシメタイノガ吾々ノ希望デ
兵適齡ノ者ガ、一万人モ二万人モアルト云フ位ノ數ニ増加セシメタイノガ吾々ノ希望デ

アル、是ノ如キ場合ニ至テ、初メテ陸軍ニ於テモ、本案ノ如キモノヲ提出セラレマシタラ
ハ、吾々ハ雙手ヲ舉ゲテ贊成スルノデガザリマス、今日日本人ノ在留スル者ガ彼ガ如ク
少ナイトキニ當テ、吾々ハ益々移住スルコトヲ獎勵シナケレバナラヌノ、其際ニ於テ是
ノ如キ此氣勢ヲ挫ク案ヲ出サレルト云フハ、是ガ即チ吾々ノ反對スル理由ノ重モナルモ
ノアルノデガザリマス、デ私ハ以上述べマスル理由ニ依リマシテ、何故ニ陸軍省ガ此一
年ニ僅カニ七人位ノ兵隊ヲ取ルガタメニ、日本ノ明治政府ノ徵兵令ノ歴史タルコロ
ノ北海道ノ猶豫ノ歴史ニモ反シ、又今日ノ通商貿易ヲ發展スル國民ヲ海外ニ驅リ出
スト云フ必要ノ主義ニモ反シ、何故ニ是ノ如キ案ヲ固執セラレテ、一旦既ニ代議士會
ニ於テ、政友會デモ政府ニ反對スル決シタモノデモ、翻サシメテ人ノ頭ニ泥ヲ塗ッテマ
モ、何故ニ是ノ如キ下ヲナシ案ヲ固執セラレルカ、私ハ分ラヌノアル(拍手起ル)諸君、或
人ハ此大難役ノ後ニ於テ、或ハ陸軍ト云フモノガ不當ナル權力ヲ揮ヒハセウカト云フコ
トヲ、恐ラ持ッテ人ガゴザイマシタガ、私ハ恐ル、一葉落チテ天下ノ秋ヲ知ルデ、是ノ如キ
小ナイヤウナ案デハゴザイマスルケレドモ、一旦己レガ言出シタルアルカラシテ、如何ナル
コトガアルデモ肯カヌ、外務省ガ反對シテ通商貿易ニ妨害ガアルデモ構ハヌト云フヤウナ
若シ強情ト云フヤウナ趣意カラシテ、此案ヲ是ノ如ク固執セラレ、ト云フコトニナリマス
ナラバ、是ハ實ニ恐ルベキ由キ大事アルト考ヘマス(ヒヤノノト呼フ者アリ)ドウ
一葉ノ未ダ落サルニ臨シテ、是ノ如キ氣風ノ生ズル發端ヲ頭カラシテ、挫キ去ラレシコト
ヲ希望致シマス

(拍手起ル)

(神藤才一君登壇)

○神藤才一君 諸君、本員ハ小川君ノ修正案ニ反對ノ理由ヲ述べ、原案ノ維持ヲ計
ラントスル者デアリマス、就キマシテハ、此徵兵法ナルモノノ根據トスベキ、一三ノ條件ヲ
述べ、併シテ古代ヨリ列國ニ於テ用井タル徵兵法ノ種類ノ大則ヲ説キ、遂ニ近時佛國
ノ取銷以來、列國盡ク必任義務ノ原理ヲ採用スルニ至リシヲ立證シテ、此原案ニ贊
成ヲ致サント欲スル者デアリマス、抑、徵兵法ハ軍ノ人員ヲ創設シ、之ヲ繼續シ、之ヲ
換替スルタメニ設クルモノニシテ、左ノ條件ニ根據シナケレバナラヌモノデアリマス、其一ツハ
國民ノ多寡、性情、其二ハ政府歲入多寡、其三ハ國境及國境ノ廣狹地勢、其四ハ外
國交際ノ狀態デアリマス、此一二三ハ略シテ説キマセウ、其四ニ於ケル外國交際ノ狀
態ニ依テ、兵備ノ度ヲ變化スベキモノナルカ故ニ、方今歐洲ニ於キマシテハ、諸國其
兵備ヲ強大ニセシハ、諸君ノ御承知ナルコロデアリマセウシ況ヤ日露戰爭ノ結果、益々其
兵備ヲ強大ノ極ニ至ラシムベキデアリマセウ、昔ヨリ諸國ニ於テ用井タル徵兵法ノ種類ノ
大要ヲザツト述べマスレバ、第一外國ノ備兵、第二ハ自國ノ備兵デアリマス、第三ハ志願
兵、第四ガ課役兵デアリマス、先ヅ凡ソ此四種類ニ致シマシテ、外國ノ備兵ハ昔「カルター
シュ」ニ於テ、其經歷ヲ述べテ、希臘人ヲ雇ヒシ外、後第十五世紀ノ頃、佛國ニ於テ瑞西
人ヲ雇ヒ入レマシタ經歷ヲ述べマス、必任義務ニナツタコトガ分ラヌデアルカラ(學校
デヤリ給ヘト呼フ者アリ)先ヅ學校位ノモノカハ知レマセウカ、之ハ兵事ノコトデスカラ、容
易ニ講義ハシマセウ、佛國ニ於テ瑞西人ヲ雇ヒタルモ此備兵ハ危急ノ秋ニ方リ、向背
反覆常ガナイ故ニ、信任依頼スルコト能ハザルノミナラズ、其甚シキニ至リマシテハ、將帥
ヲ捕ヘテ敵ニ鬻グノ害ガアツタデス、又俄ニ戰端ヲ開ケベキトキノ如キハ、我意ヲ放チテ
政府ニ迫リ、強テ其請求ヲ遂ゲントスルノ弊害ガアツタ、又自國ノ備兵法モ、第十五世紀
ニ於テ初メテ行ハレ、遂ニ歐洲諸國ノ採用スルコトナツタナレドモ、此法ハ唯金ヲ餌ト
シテ收結シタル傭夫ノ集團ナレバ、獎勵國ニ盡スノ義心ナクシテ、一途ニ雇費ヲ貪ルヲ

事トスル、是レ留ニ俸給其他ノ費用ヲ増加スルノミナラズ、非常ナ弊害ヲ起シテデアリマス、故ニ佛國第一共和政治ノ末ニ至リマシテ之ヲ廢シテ、又志願兵ヲ用井ルノ法ハ、羅馬時代ニ於テ初メテ之ヲ見シモ、其法實ニ不完全ナルヲ以テ、千七百八十九年、佛國革命ノ亂ニ際シテ、初メテ眞ノ志願兵、即チ報國ノ熱情ヨリ發シテ志願スル者アリ、而シテ古今志願兵ノ衆多ナリシハ、未ダ此時ノ如キモノアリシヲ見ナカッタデアリマス、爾來國難存リニ臻リ、佛國政府力ヲ盡シテ之ヲ促スト雖モ、來リ應ズル者ガナカッタ、之ニ依リテ遂ニ全國壯丁募集ノ法ヲ設置スルニ至ル、是レ即チ必任義務タル徵兵法ノ發端デアル、是カラ本文ニ入ルノデ（「簡單タヤ」ト呼フ者アリ）マア聽給ヘ、容易ニハ聽ケマセヌヨ（「分テ居ル」）又ハ「聽聽」ト呼フ者アリ（「聽給ヘ」）是ガ發端デアリマス、即チ小川君ノ反對セラル、トコロノ必任義務ノ徵兵法ノ發端デアリマス、而シテ此法ハ千七百九十二年、佛國ニ於テ初メテ之ヲ行ヒシモ、代人ヲ許可セシヲ以テ漸ク此法ノ實價ヲ損シタシテ、爾來佛國ノ人民頓ニ之ヲ忌嫌セシニ依リテ後直チニ此法ヲ廢棄セシモ、獨逸ハ連綿、此法即チ必任義務ノ法ヲ採用シ、陰ニ大兵ヲ作りタルヲ以テ、遂ニ諸國之ニ倣ウテ、悉ク此必任義務ノ原理ヲ採用スルニ至リタデアリマス、諸君、抑、人間ガ一國ヲ愛スルノ心ハ、一家ヲ愛スル心ヲ擴張メタルモノデアリマシテ、國民自然ノ是ガ性情デアルノデ、彼ノ「フランク」氏モ曰ク、國ハ諸君、吾人ガ生レテ人トナリ、其保護ノ下ニ漸ク成長シテ、以テ今日ニ至ルノ地デアリマシテ、故ニ吾人ノ之ヲ愛スル、猶赤子ノ慈母ニ於ケルガコトナケレバナラヌデアルト言ハレタ、祖先兄弟ノタメニ實ニ之ヲ愛セナケレバナラヌト、是ノ如ク言ハレタ明言モアルデアリマス、此格言ニ依リテ見マスルト、凡ツ國民タル者ハ、其社會ノ組織如何ヲ問ハズ、人々奮テ兵ヲ執リ、國安獨立、國權ヲ防害スル敵ヲ防抑シ、且同國人民ヲ保護スルコトヲ以テ、最要ノ義務トスベキモノデアル、サウナレバ凡ツ軍務ナルモノハ、國民ノ其國ニ對スル借金ダ——負債ニシテ苟モ社會ノ中立ヲ國勢ノ下ニ在ルモノハ、必ズ身自カラ之ヲ償フコトニ任ナケレバナラヌデアルト思フデアル、故ニ職ヲ軍ニ奉ズルモノハ、國民ノ本然ノ一大義務ニシテ、不具、片輪、廢疾、其國ノ法律ノ罪人タル者ノ外ハ、一人モ絶ヘテ免ルベカラザルモノデアルト本員ハ信ズルデアル、故ニ國家ガ此必任義務タル、徵兵令ニ發布シタル以上ハ、貴賤ヲ問ハズ、國ノ内外ヲ論セズ、苟モ其國民タルモノハ、必ズ此兵役ニ應ゼバナラヌモノデアリマス、サリナガラ茲ニ一ツノ除外ガアル、此徵兵令發布ノ當時ニ於テ、國家公益ノタメニ、已ムヲ得ズ小川君ノ言ハレタトコロノ一ツノ除外例ヲ設ケタルモ、此除外例ハ立法ノ精神ヨリ考ヘマスルトキハ、成ルベク此除外例ノ範圍ヲ狹メテ、漸ク追テ、此徵兵令ノ原則ニ接近セシメ、遂ニ此原則ニ合一セシムルハ、當局者ノ職責デアリマセウ、又之ニ近カ寄ラヌコトヲ努ムルハ國民ノ義務デアル、是ヲ以テ當局者ハ先ツ今回此原案ヲ提出シテ、以テ議會ノ協賛ヲ請ハントスルコトデアラウト私ハ信ズルデアル、諸君、此原案ニ指定セシ地域ハ、我國ト一草帶水ヲ隔テタル處ニシテ、交通ハ極メテ便利トナリ、而シテ此渡航者ノ中ニハ、徵兵適齡者モ從テ増加スルコト、豫メ知ルベキモノデアル、此時ニ當リ、從來ノ如ク此地域ニ於ケル我國民ヲシテ徵集ノ猶豫ヲ許可スルトキハ、國家ノ發展上ニ於キマシテハ、實ニ喜ブベキト雖モ、此必任義務ノ本旨ニ反リ、國民一般ニ對シ、頗ル公平ヲ關損スルコトデアルト私ハ思フデアリマス、又小川君ノ修正案、即チ「露國領沿海州露國領薩哈噠、清國香港、澳門等ニ在留スル者ニシテ學術技藝ノ研究ニ從事スル者又ハ一定ノ職務ニ從事シテ獨立ノ生活ヲ營ム者ハ云々」ト云フ修正ニ付キマシテ、私ハ是カラ論駁スルデアル（「サウ云フ修正デアリマセヌ」ト呼フ者アリ）今假ニ是ガ行ハル、トシテ、實行上如何ナル現象ヲ呈スルヤ私ハ述ベマス（「サウ云フ修正案

ハ出テ居ハナイ」ト呼フ者アリ）即チ元來學校ニ在學スルノ故ヲ以テ、徵兵ヲ猶豫スル方ノ實行ハ、内地ニ於テスラ頗ル困難デアリマス（「ソレハ間違テ居ル」ト呼フ者アリ）内地ノ學校ニ在學者ニスラ、學校長ヤ其他ノ者カラ證明ヲ得ルコトスラ實ニ困難デアル、實ニ不確實デアリマス、況ヤ外國ニ於キマシテハ、ナカノ、是ノ如キコトヲ證據スルコトハムアカシモノデアル（「ツシナモノハ出テ居ラヌ」ト呼フ者アリ）又技藝ヲ研究スル者ニ付キマシテモ、資格ヲ調査シテ其他ノコトニ付キマシテハ、非常ニムアカシモノデアル、唯技藝學術是等ノコトニ付キマシテハ、學術技藝モナカノ、取調ベルコトハ出來ナイ、技藝ト稱スルモノハ、上等等ナル工藝タカ又ハ美術ヨリ、下ハ曲藝俗舞ノ如キニ至ルマデ、其種類ハ實ニ多イデアル、是等ノモノヲアナテ、取締ルト云フコトハ非常ノ困難デアル、又獨立ノ生活トカヲセラルコトニ付キマシテハ、殆ド其範圍ハ推シテ知ルコトハ出來ナイデアル、是ノ如クナル故ニ、修正案ニハ反對スル、元來必任義務ヲ本旨トセル徵兵令ハ、學術技藝ノ研究者ニ限ラデ猶豫スルコト云フ譯デハナイデアリマス、又今日マデノ徵兵令ノ規定ハ、學術技藝ヲ庇護スルタメニ猶豫スルコト云フタメノ規定デナカッタ、國家發展上已ムヲ得ズシテ、一ノ除外令ナレバ、此除外令ノタメニ弊害ノ因デ生ズベキト推考スルトキニ當リテハ、此除外ハハナルベク狹縮セシムルカ、或ハ漸ク消滅セシムルノ手段ヲ執レバ、當局者ハ勿論、之ガ素源ヲ判斷スルコトコロノ立法部ハ、職責ヲ以テ之ヲ是ノ如クセナケレバナラヌモノデアルト、本員ハ信ズルデアリマス、又小川君ハ外交官ノコトニ付キマシテモ、大イニ論ゼラレルトコロアリシモ本、員ヲシテ先ツ忌憚ナク言ハシムレバ、苟モ外交官ヲラント欲スル者ハ、一年中若クハ二年位ノ兵役ヲ勤メ、軍事ニ一通リ位ノ心得ヲシタ後ニ、其職ヲ奉ルコトヲ、自己又其國家ノタメニ得策ナラント信ズルデアリマス、抑、兵事ト外交トハ、常ニ相伴テ往クトコロノモノデアリマス、即チ此一ツノ者ハ、丁度唇齒輔車ノ關係ヲ保ツ故ニ、諸君人盡ク刀折レ、百萬ノ列國軍其首都ヲ圍ミ、千百十萬ノ砲銃ヲ其喉頭ニ差向ケラレ、殲滅滅亡ニ垂ントシテ、實ニ憐ニベキ狀態ヲ提ケタル佛國ヲ、自己ノ雙肩ニ負擔シ勝誇ル敵ニ使シテ、歐羅巴列國ノ帝王、及其諸名士ヲ引分ケテ會議討論、常ニ自己ノ——自國ノ權力ヲ維持シ、其國ノ威權ヲ辱カシメズ、却テ列國同盟軍ノ使臣ヲ震動セシメ、列國外國官鬼神泰斗ト稱セラレタル、諸君、御承知ノ彼ノ「アレクサンダー」ヲ御覽ナサイ、此人ハ元ト軍人ヨリ出タルトコロノ外交官デアリマス、又漢國「メテルニグ」伊太利「カブール」英國「ピョット」露國「ゴルチャコフ」、獨逸「ビスマルク」、是等ハ皆世界外交官ノ傑物デアル、若夫レ前々ノ外務大臣タル小村君ヲシテ、僅ニモ僅ニモ軍事ヲ味ヘシコトアリシ外交官ナラバ、米國ニ於ケル彼ノ「ポーウマウス」ノ日露議和談判ハ、斯クマデ大失敗ヲ取ラナカッタ思フ、斯クマデ國民ヲ激勵セシメザリシコト、私ハ信ズルデアル、然ラバ則チ世界大國第一ノ列ニ加タル我國ノ外交官タル者ハ、以來一年二年ノ兵役ヲ勤メ、兵事ノ如何位ハ少シ位味フタ後ニ、外交官トナッタナラバ、是ノ如ク「ポーウマウス」ノ大失敗ヲ取ルトハナカッタデアラウト私ハ信ズルデアル、殊ニ日本ノ少壯者少年者ハ、比較的意志幼稚ナルヲ以テ、之ヲ海外ニ放チ遣ルハ甚ダ危險ト言ハザルベカラズ、甚ダ危險デアル、殊ニ上海香港ノ如キ開港場ハ、諸君御承知ノ通、列國人ノ寄集場所ニシテ、其風紀頗ル惡ルイ、故ニ本員ハ此トコロノ方面ニ往クトコロノ少壯者ノタメニハ、最モ杞憂ヲ抱クトコロノ者デアリマス、又今日マデ是少壯者ガ支那地方ニ往キ、徵兵令ノ除外令ニ浴シタルニ比シ、國ニ對シ如何程ノ利益ガアリマシタカ、是カラアルカモ知レマセヌガ、又是カラアラントスルデアリマセウケレドモ、故ニ將來外國ノ學術技藝トカ、研究ニ往クトコロノ者ハ、中學卒業ノ上、一年志願兵、若クハ其現役兵ノ義務ヲ終ヘタル後ニ往ケモ、格別年齡上ニ

運キト云フ程ノコトデアリマス、否ナ、其時期ハ却テ適當シタル年齢ト謂ハザルベカラズ、殊ニ勞働者以外ノ青年ヲシテ、漠然上海、香港、厦門ナドノ如キ處ニ到ル者ハ、先ヅ當初ニ非常ナ客氣ヲ以テ、一タロ往テ事成ラズンバ、故郷ニ還ルベカラズト云フヤウナ客氣ヲ以テ渡航スルモ、其土地ノ惡習慣ニ觸レ、終ニ墮落ノ極ニ達シ、之ガため、大ニ日本人ノ品位ヲ傷クルニ至ル、是等ハ畢竟壯年者ヲシテ容易ニ渡航ヲ得セムルノ弊害ナリト、私ハ信ズルデアリマス、是ノ如ク種々ノ方面ヨリ論ヲ來リマスレバ、此修正案ニ對シテ、贊成ヲ表スルコトハ頗ル困難デアリマス、故ニ本員ハ徵兵令ハ國民ニ對スル寫影、即チ必任義務ノ原則ヨリシテ、此案ヲ論ジマスレバ、何レノ國ヘ往クモ猶豫スベカラズト斷定スルデアリマス、サリナガラ一旦此徵兵令發布ノ當時、特典ヲ以テ種々ノ例外ヲ發布シタ以上ハ、突然今日其特典ヲ廢スルハ、餘リ急激ナル激變デアリ、而シテ此激變ヲ我國民ニ與ヘルハ、國民ノ發展上頗ル不得策ナリト信ズルガ故ニ、此原案ノ如ク此極端東洋ノ地域ニ除外例ヲ狄メルコトヲ實行シテ、次ニ漸々逐ウテ小川君ノ言ハレタ如ク、亞米利加、布哇、暹羅、安南、終ニハ歐洲諸國ニ此原案ヲ實行スルコトヲ期スル者デアル、是レ則チ此徵兵令ノ原則ニ近寄ラシムル發端デアル、一端デアル、然ルニ此修正案ハ國家ノ上下貴賤ヲ論セズ、同一線上ニ置カサルベカラズ、此徵兵令、即チ必任義務ノ本旨ニ戻リタルモノニシテ、頗ル國民ニ對シテ公平ヲ闕クトコロノモノデアル、何トナレバ修正案ハ領事其他ノ者ヨリ、徵集猶豫ノ命令ヲ得タル者ハ、誠ニ幸福ナルモ此猶豫ノ特典ヲ得ル能ハザル、彼ノ勞働者ノ如キ下賤ナルモノハ實ニ不幸トハ言ザルベカラズ、是則チ平等主義者タルモノ、最モ忌憚シナクレバナラヌトコロデアリマス、聞クニ本員ガ最モ敬愛スルコロノ小川君ハ、平等主義者ノ其一人デアリナガラ、其小川君ガ是ノ如キ國民ノ平等ヲ闕クトコロノ修正案ヲ提出セラル、ニ於キマシテハ、小川君ニ對シテ本員ハ實ニ嘆ハシイコトデアルト思フデアリマス、故ニ本員ハ此原案ニ規定セル地域ニ渡航スル我壯丁者ヲシテ殘ラズ徵兵猶豫ノ特典ヲ得セムルカ、或ハ此猶豫ノ除外例ヲ附與セシムルカノ二點中ノ一ツデアルノデ、要スルニ此原案ニ指定スル地域ハ、我國ト前申上テマシタ通ハ一葦帶水ノ露領ニシテ交通ノ便利、及其頻繁、殊ニ我租借及占領地、同文同人種ナルヲ以テ、之ヲ彼ノ異文異人種、殊ニ比較上交通ノ不便——比較上デスヨ、旅費ノ多大及遠隔シタル歐洲ニ比シテハ、其渡航モ易イコトデアリマス、且此地域ニ於テ學術技藝、獨立生活等ノ除外例等ヲ設ケルトキハ、我壯丁者ノ渡航ハ幾何ナルカ、其數多大ナルコト豫メ知ルベキコトデアリマス、果シテ然ラバ、此地域ハ徵兵逃避所ノ感アルニ至ラン、終ニ國民一般ニ對シテ、必任義務ノ精神ニ益々近寄ラセズシテ、益々此精神ニ離隔スルコトニ至ラン、故ニ本員ハ我國民ヲシテ此必任義務ノ精神ニ成ルベク近寄ラセムヲ以テ、我國民ニ對スル公平ナル義務ヲ保持シメントスルコトコロノモノト私ハ信ズルデアリマス、故ニ是ノ如ク簡單ニ述ベマシテ（笑聲起ル）是非共此原案ニ御贊成アラントコトヲ希望スルモノデアリマス、マダイクラモアリマスルガ、先ヅ此位ニシテ置キマス

（討論終結）ト呼フ者アリ

○議長（杉田定一君） 討論終結ニ定規ノ……

（「ヤルベシヤルベシ」ト呼フ者アリ）

（西村丹治郎君登壇）

○西村丹治郎君 本員ハ最早長イ先程カラノ兩辯士ノ御演說ニ飽カレタヤウデゴザイマスカラ、（飽キタ／＼）ト呼フ者アリ極ク簡單ニ私ノ意見ヲ述ベタイト思ヒマス、暫クノ間御清聴ヲ煩ハシマス、唯今神祕君カラ長イ御演說ガゴザイマシタケレドモ、ソレハ敵

無キニ矢ヲ放ツト云フノ御論辯デアッタト私ハ考ヘル、ト云フハ小川君カラ修正案ガ出テ居ル、其修正案ニ對シテ御反駁デアッタヤウデアリマスケレドモ、是ハ唯委員會ニ於ケルトコロノ修正案デアラ、先刻小川君ガ此處御演說ニシタモノハ、左様修正案デナイ、全ク違ッテ居ルデアル、デカラ 其小川君及本員等ノ提出シマシタコロノ修正ノ動議ハ、第一項及末項ヲ削ルト云フ、修正案ナシマス、デアルカラ唯今ノ長シキ修正ノ反對演說ニ對シテハ、唯今茲ニ駁論スルノ價值ハ無イト私ハ信ジマス、ソレ故ニ直接本論ニ這入リタイト思ヒマス、私ハ自己ノ意見ヲ主張スルヨリハ、委員會ニ於ケル政府委員ノ説明ヲ明カニ諸君ノ前ニ訴ヘタナラバ、此案ノ根柢ノナキ薄弱ノモノデアルト云フコトヲ、自然御了解ニナラウト考ヘマス、先刻小川君ヨリ日本ノ今日ノ有様ト致シマシテ、海外ニ向テ發展スルコト云フコトハ、此戰捷ノ今日ニ於テ、實ニ逸スベカラザルノ好機デアル、此小サキ島帝國ノ中デ、互ニ兄弟牆ニ闕クノ小競合ヲナシタリ、脛ノ噛合ヲ爲シテ居タリ、或ハ又東北地方ノ如ク藁飯ヲ食テ我慢シテ居ルヤウナコトデハ、到底此戰捷國ノ日本ガ、海外ニ發展シテ、勝ヲ列國競爭場裡ニ得ルト云フコトハ出來ヌコトデアラウト考ヘマス、ソレ故ニ最モ國策ト致シマシテハ、對外政策ノ大眼目ト致シマシテハ、是非共海外ニ張リ出シテ、富ヲ世界ニ求ムルト云フコトヲ一番ニシナクレバナラヌト思フ、殊ニ東亞大陸ニ向テ富ヲ求ムルト云フコトハ、最モ今日ノ機會ヲ、逸スベカラザル時デアラウト私ハ考マス、此事ニ付イテハ、小川君ガ既ニ詳カニ論ジテ居ラマスカラ、私ハ申シマセヌ（簡單）ト呼フ者アリ然ルニ神祕君ハ海外發展ニハ毫モ妨ガナキカノ如ク御辯護ニナリマシタガ、併ナガラ是ハ餘リ辯護ニ過ギテ、政府當局者ノ意ヲスラ知ラヌ人デアルト、茲ニ斷言スルノデアル、其證據ヲ政府内部ノ人デスラ、本案ノ改正ガ實行サレタ曉ニハ、海外發展ノ上ニハ大ナル妨アルト云フコトヲ、委員會ニ於テ明言サレテ居ルノデアル、其委員會ノ速記録ヲ約シテチヨット茲ニ朗讀シマス、此徵兵令適用ノ範圍ヲ擴張メルト云フコトハ之ヲ擴張メナイト云フコトニ比スレバ無論海外ニ發展シテ往クノニイクラカ邪魔ニナル又外務省一箇ノ側カラ言テモ隨分困ラリマスガサウ外務省ダケノ勝手ナコトヲ云フ譯ニモ往カヌノデ實ハ已ヲ得ズ同意シテ居リマス」ト斯ウ政府委員ガ辯明サレテ居ルノデアリマス、然ルニ神祕君ハ何等害ガ無イト云フノハ、辯護ヲ爲ス政府當局者ノ意思ヲ了解シナイ人ト言ハナクレバナラヌ、（神祕才一君「當局者以上ノ考デアルト」ト呼ビ笑聲起ル）是ノ如ク海外ニ發展シテ往ク上ニ付イテ、此修正案ガ非常ニ妨害ニナルト云フコトハ、政府内部ノ人スラ認メテ居ルノデアル、併ナガラ此妨害アルニモ拘ハラズ、外務省ガ是ニ何故同意シタカト尋ネマシタナラバ、ソレハ他ノ大イナル國家ノ要求ノためニ、外務省一箇ノ利便ト海外發展ト云フコトハ犧牲ニ供シテ、是ニ同意シタノデアル、斯ウ云フコトヲ言フテ居ラレル、然ラバ迦ッテ其國家ノ要求ナルモノハ、果シテ何ンデアル（分ッタ／＼）ト呼フ者アリ即チ政府ノ答辯ニ依リマス云フト、此改正案ハ兵員不足ノ上カラ出シタモノデハ無イ、又取締上非常ナ不便ヲ感ズルト云フコトハ幾分カアルガ、ソレデモ尙此改正案提出ノ大眼目大骨子ハ全國皆兵主義ヲ行フ上ニ於テ不公平ヲ除キタイト云フ考カラ出シタノデ」ト斯ウ言ハレタ、サウ致シマスナラバ、是ハ事實上ニ基クトコロノ議論主張デナクシテ、唯一片ノ理論ニ基クトコロノ空理空論ヲ根據シテ其一片ノ理想ヲ實際ノ政治ノ上ニ行ッテ往キタイト云フ主張ニ過ギナイノデアリマス（ヒヤ／＼）ト呼フ者アリ即チ外務省ハ、軍事當局者ガ唯一種ノ理想ヲ描イテ、其理想ヲ實行シナクレバナラヌト云フ主張ニ對シテ、此海外發展ト云ヘル——竹越君デハアリマセヌガ、即チ是コソ直ニ打テバ響ク刺セバ血ノ出ル活問題デアリマス、此活問題ヲ空理空論ノためニ犧牲ニ供シテ、外務省ハ軍事當局者ノ主張ニ同意シタノデアル、已

ムヲ得ズ同意シタルアルト、斯ク答辯シタノハ、實ニ一國ノ國政ヲ料理スルところノ人ノ理想トシテハ、實ニ本末輕重ヲ誤レルモ亦甚シト申サナケレバナラヌト考ヘル(拍手起ル)「簡單々々」ト呼フ者アリ私ハ一種ノ此空理空論ノ上ニ立ッテ、政治ヲ爲スト云フノハ、一種ノ理想的、若クハ哲理政論者ノ主張トシテハ之ヲ受取ル、併ナガラ苟モ一國ノ政ヲ料理スル實際ノ局ニ當ラハ、トコロノ人ノ主張ト致シマシテハ、敬意ヲ拂ッテ之ヲ受取ルケケノ雅量ヲ有サナイノアル、ソレ故ニ諸君、本案改正ノ曉ニハ、海外發展ノ上ニ、大妨害ヲ與フルト云フコトヲ、政府部内ノ人スラ之ヲ認メテ居ルノアル、而シテ其國家ノ要求ナルモノハ、事實上國家ノ兵ガ問題ト云フ事實問題ヨリノ主張ニアラズシテ、唯一種ノ空理空論ヲ本トシテ論據アル、ソレ故ニ此空理空論ノタメニ、實際ニ於ケル問題ヲ犧牲ニ供シテマデモ、是ニ協贊ヲ與ヘナケレバナラヌト云フ諸君ノ意ヲ、實ニ了解ニ苦ムノアル、ソレ故ニドウカ願フ、此戰勝ノ今日ニ處シテ、海外ニ發展スルコト云フコトハ、實ニ逸スベカラザルノ千載ノ好機デアルト云フコトヲ御認メナッテ居ル諸君デアルナラバ、願クハ私ノ此修正案ニ滿場一致ヲ以テ御同意ニナランコトヲ、切ニ希望致シマス

(「ノウ」又ハ「大反對」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 寺内陸軍大臣

(陸軍大臣寺内正毅君登壇)

○陸軍大臣(寺内正毅君) 唯今御提出ニナッテ居リマス、此徵兵令改正案ニ付キマシテ、贊否イロ／＼ノ御議論ガゴザイマスノデ、本大臣ハ茲ニ一言ヲ辯明スルノ必要ガアルト考ヘマス、本案ノ改正ニ付キマシテハ、當テ必要ニ付得ザル次第ヲ述ベテ置キマシタ故ニ、細カク此議論ヲスルノ必要ハナカラウト考ヘマス、御承知ノ如ク、總テ此國民ノ壯丁ハ、國家權力ノ防衛ノタメニ、兵役ノ義務ヲ帶ビルト云フコトカラ、國家ガ此法案ヲ規定シタルアリマス、此法案ヲ實行致シマスニ付イテハ、成ルベク、國民ノ上ニ平等ニ此法案ヲ實行サレ、又兵力ナル機關ガ健全ニ發達スルヲ、政府モ國民モ共ニ希望スルコトデアラウト考ヘル、故ニ今回此領土ノ關係、其他租借等ノ關係ガ生ジタニ付イテ、弊害ヲ豫防シ、成ルベク健全ニ發達スル期シタメニ、此法案ヲ提出シタ次第デゴザイマス、諸君ノ御議論ノ中ニハ、此法案ヲ實行サルレバ、清國ノ如キハ、最モ國民ノ出掛ケマシテ、大ニ我利益ヲ發展シナケレバナラヌ所デアル、然ルニ此徵兵令ヲ行ハバ、其途ガ全ク杜絶スルデアラウ、斯ク云フ御議論ノ一點ガアツタウデアリマス、政府ノ見ル所ニ依レバ、是ノ如キコトハナイト信ジテ居リマス、又壯丁ノ中デ(西村丹治郎君)「外務省ノ答辯ハ如何デス」ト呼フ「外務省モ左様ニ申シテ居リマセヌ」(西村丹治郎君)「委員會ノ速記録ハドウデス」ト呼フ「國民ガ總テ兵役ノ義務ニ服スル中デ、他ノ壯丁ハ一旦徵兵ノ制裁ヲ受ケマシタ以上ハ、兵役ニ服シナイ、他ノ壯丁ハ勝手ニ此海外ニ出ラレルノデアリマス、各銘々志ストコロニ依ッテ、海外ニ發展スルコトガ出來ルノデアリマス、決シテ之ヲ以テ總テノ國外ニ發展スルコトヲ杜絶スルモノデアルト云フノハ、少シク過重デアルト思フ(西村丹治郎君)「サウハ言ヒマセヌ」ト呼フ「又外務政府委員モ、事情ニ於テハ我今日ノ外務省デハ、一部分困ルコトモアル、併ナガラ國家全體ノ上カラ此法案ヲ極メニ付イテ、小部分ノ利害ハ論ズル必要ガナイ、已ムヲ得ナイコトデアルト、斯様ニ申シタルデアリマス(其通)ト呼フ者アリ」ソレカラ最早大體必要アリト云フコトハ、サウ云フ譯デアリマスルカラ、詳シクハ論ジマセヌガ、元來此今日壯丁ノ數ハ、成程少ナイノデアル、總テヲ舉ゲテ論ジマスルト、今日現役ニ取ルモノガ六万四千位ノ人員、サウシテ補充兵役ガ十三万イクラト云フモノガアル、斯ウ云フヤウナ有様デアリマスカラ、此五十万

バカリノ壯丁ノ中デ六万イクラト云フモノガ兵役ニ服スル、他ノ者ハ隨意ニ此徵兵ノ制製ガ決定シタ以上ハ、何レノ方面ヘ往ッテモ、事業ガ出來ルノデアルカラ、之ヲ以テ強チ全體ニ反對ヲナサルコト云フ理由ハナイコトデアルト考ヘルノミナラス、此議場ノ多數ハ、當テ在營ノ兵役ヲ二年ニ減縮スルコト云フ御希望デ、本大臣モ國家ノ生存必要上カラ鑑ミテ、成ルベクサウシタイト考ヘマス、サウ致スニハ、此徵集ノ人員ヲ増スノデアル、増スニ付イテハ、是ノ如キ制裁ヲ加ヘテ置ケバ、徵兵ノ義務ヲ負擔ニ甚キ不權衡ヲ生ズルコトナリマス、之ヲ諸君ガ御同意ニナルカドウカ、御一考ヲ煩ハシタイト考ヘル、ソレカラ小川君ノ御駁撃ノ中ニ、國家終局ノ目的ハ軍隊ノ健全ヤ何カデハナイ、國家ノ終局ノ目的ハ國民民福ヲ進メ、國威ヲ張ルニ在ルト云フ御議論ガアツタウニ思フ、或ハ政府ノ人ガ、少ナクモ本大臣ガ是ノ如キコトハ知ラヌト云フヤウナ御議論ガアツタカノ如ク思フ、不肖ナガラ承知シテ居リマス(笑聲起ル)併ナガラ我國利國權ヲ張ルニ付イテハ、相當ノ準備ナクシテ張ルコトハ出來ヌノデアアル、(然リ／＼)ト呼フ者アリ「兵力ノ如キモノハ、決シテ此外ニ向ッテ戰ヲ求メルモノデハナイ、我國威國權ヲ維持スルノ必要ヨリ起ルモノデアアル、併ナガラ是ノ如キコトハ、いつ何時起ルカ、此生存競争ノ世ノ中ハ期セラレヌノデアリマス、故ニ此機械ハ健全ニ何時デモ使用ニ堪ヘ得ルヤウニシテ置カナケレバナラヌ、又サウ云フ次第デアルガ、決シテ此陸軍ナリ海軍ナリト云フ兵力ハ、當局者其モノ、所有物デハナイ、即チ是ハ國家ノ兵力デアアル、デアアルカラ諸君モ吾モ共ニ、此權衡ヲ量ッテ往クコト云フコトハ御同意デアラウト思フ、ソコデモ一言申シテ置キマス、是ハ少シク餘計ノコトカモ知レヌ、一葉落チテ秋ヲ知ルト云フ御言葉ガアツタ、是ハ小川君ニ其儘返上致シタイト考ヘル、唯今申上ケル通、決シテ國家ノ進運發達ヲ圖ル上ニ付イテハ、本大臣ハ自己ノ了簡ヲ以テ、我儘勝手ヲ計ルト云フヤウナ心ハ一寸毫モ持ッテ居リマセヌ、何時デモ微力ナガラ、一身ヲ國家ノ貢獻ニ供ヘルト云フ覺悟ノ外ナイノデアリマス、決シテ是ノ如キ法案ヲ議場ニ提出致シマスニ、一己ノ意見ヲ以テ我ヲ張ルト云フ如キコトハ、決シテアリマセヌ、即チ國家ノ必要ニ鑑ミテ、本案ノ議場ヲ通過センコトヲ主張スル所以デアリマス、ドウカ御贊成ヲ願ヒマス

(拍手起ル)

○議長(杉田定一君) 討論終結ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 討論終結ニ御異議ハナイト認メマス

○西村丹治郎君 質問ガアル、陸軍大臣ニ質問ガアル

(「無用々々」採決々々ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 採決ノ前ニ、修正文ヲ朗讀サセマス

○西村丹治郎君 議長 質問ガアル、質問ハ許シテ宜シイ、昨日モ討論終結ニナッテカラ根本君ニ確カニ許サレテアル

○根本正君 アレハ確ニ許サレナカッタ

(書記朗讀)

第一項及附則第二項ヲ削ル

(「採決々々」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス、採決ノ方法ニ付イテ、守屋此助君外定規ノ贊成ヲ以テ、記名投票ニ依ッテ採決シテ吳レト云フ請求ガアリマス、記名投票ヲ以テ採決シマス

〔無用々々〕記名投票ニ反對ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 成規ニ依ッテ、要求致シテ居リマセデ、之ニ依ルヨリ外ハアリマセヌ

〔採決〕ノ聲起ル此時荒川五郎君發言ヲ求ム「ヤルベシヤルベシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 小川君ノ修正ハ、第一項及附則ノ第二項ヲ削除スルト云フノアリマス、小川君ノ修正動議ニ、賛成ノ御方ハ白イ札ヲ御持參ニナルヤウニ、反對ノ御方ハ青イ札ヲ御持參ニナルヤウニ、願ヒマス——閉鎖

〔書記氏名ヲ點呼ス〕

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ——投票漏ハアリマセヌカ、——開鎖

〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕

○議長(杉田定一君) 書記官長ヨリ投票ノ結果ヲ報告致シマス

〔林田書記官朗讀〕

出席總員 二百六十

可トスル者 九十六

否トスル者 百六十五

〔參照〕

〔贊成者氏名〕

三輪 信次郎君	安念次左衛門君	井上 精一郎君	望月 長夫君
星 松三郎君	星野 仙藏君	合田 福太郎君	淺見 竹太郎君
關 春茂君	朝倉 鐵藏君	安島 重三郎君	澤田 耕治郎君
井手武右衛門君	齋藤 勘七君	小田 文行君	藤澤 幾之輔君
川島 龍藏君	齋藤 良輔君	鈴木 久次郎君	市田 兵七君
野口 源一郎君	佐々木 正藏君	飯島 省三郎君	山口 達太郎君
河井 重藏君	高橋 金治君	石田 仁太郎君	國井 半兵衛君
鞍谷 清慎君	井上 嘉平君	愛澤 寧堅君	木村 利八君
榎次郎右衛門君	野上 嘉平君	梅野 初實君	齋藤 宇一郎君
濱田 國松君	犬養 毅君	青地 雄太郎君	加藤 政之助君
江藤 新作君	西村 丹治郎君	平岡 浩太郎君	須見 千次郎君
山田 平太郎君	西村 眞太郎君	首藤 陸三君	佐藤 庫喜君
波多野傳三郎君	竹村 眞貞君	北畠 具雄君	菅 澤重雄君
守屋 此助君	大津 淳一郎君	柴 四朗君	田 寺敬信君
入江 武一郎君	關野 善次郎君	大石 熊吉君	大熊 三之助君
東尾 平太郎君	野木 善三郎君	鹿島 秀賢君	伊 夫資弼君
菊池 九郎君	清水 隆德君	小松 長平君	早 速整爾君
村松 龜一郎君	佐藤 伊助君	小田 貫一君	萩 野左門君
鈴置 倉次郎君	松井 源内君	松本 恆之助君	花 井卓藏君
大竹 貫一君	安田 勳君	平島 松尾君	加 瀨禪逸君
小川 平吉君	河野 廣中君	關口 安太郎君	武 富時敏君
福井 三郎君	菊池 武德君	箕浦 勝人君	荒 谷桂吉君
田村 惟昌君	安岡 雄吉君	山口 熊野君	
乾 奈吉君	堀田 連太郎君	神崎 東藏君	
山口 小一君	中村 清一郎君	阿部 勇治君	齋藤 珪次君

山本 幸彦君	中澤 楠彌太君	竹田 千代足君	東 一左衛門君
坂元 英俊君	遠山 正和君	宇平 謙藏君	矢島 孝吉君
岡井 藤之丞君	渡邊 敬昌君	安達 謙藏君	石田 久太郎君
岡市 庫太君	福島 宜三君	松家 德二君	橋本 久太郎君
武市 晴之君	米田 武八郎君	森 秀次君	鈴木 逸馬君
岩山 壽介君	谷澤 龍藏君	岡上 治衛武君	川原 茂輔君
湯目 玄君	關根 柳介君	井上 角五郎君	荒川 五郎君
小川 源一君	本出 保太郎君	野尻 邦基君	松元 剛吉君
石井 信君	森 茂生君	大 戸復三郎君	佐藤 里治君
關 信之介君	高梨 哲四郎君	藤 金作君	矢島 浦太郎君
久保 伊一郎君	白井 哲夫君	橫田 虎彦君	城 重雄君
片山 正中君	美 龍彦君	是 永歲太郎君	武藤 金吉君
三井 忠藏君	橫山 一平君	宮部 襄君	小山田 信藏君
井上 與一郎君	山田 省三郎君	石塚 重平君	向坂 弘君
藤井 牧太君	南條 吉左衛門君	栗原 亮一君	宮井 茂九郎君
瀧口 吉良君	長谷部 倉藏君	宮 秀夫君	神前 修三君
渡邊 修君	初木 卿太郎君	栗 嘉樂君	神 茂二君
島海 哲四郎君	由布 惟義君	宮本 嘉樂君	丹後 直平君
北村 左吉君	石川 清君	植木 元太郎君	漆 昌巖君
永島 龜代司君	麥田 幸三郎君	前島 元助君	村野 常右衛門君
長谷川 豐吉君	橫井 甚四郎君	林 信平君	西山 彰君
根本 正君	廣瀨 久政君	演名 信平君	福岡 精一君
中西 三郎君	岩元 信兵衛君	福島 美之助君	武岡 義雄君
阿部 德三郎君	古井 由之君	蘆田 鹿之助君	中西 光三郎君
元 田望君	海野 謙次郎君	長 藤吉君	遊田 研吉君
伊藤 傳右衛門君	景山 甚右衛門君	齋藤 晴登君	水暮 武太夫君
江藤 哲藏君	古賀 康藏君	三浦 盛德君	木輪 傳七君
林 小一郎君	池松 豐記君	吉植 盛德君	神藤 才一君
橫井 時雄君	中倉 萬次郎君	鳥山 敬二郎君	高橋 安爾君
天野 藤三君	宮崎 榮治君	西村 專太郎君	大野 久次君
征矢 半彌君	上野 彌一郎君	村 雄藏君	遠藤 良吉君
江原 素六君	山 森隆慶君	改 野耕三君	菅 原傳君
河原 義雄君	恆松 隆慶君	中 津良知君	池田 惟貞君
佐藤 虎次郎君	森 本重威君	宮 啓三郎君	新井 章吾君
築山 和一君	山下 信五郎君	工 藤善助君	竹越 與三郎君
栗塚 省吾君	青柳 純孝君	後 藤文二郎君	松浦 五兵衛君
内山 吉太郎君	長谷場 純孝君	山崎 良純君	松本 孫右衛門君
毛里 保太郎君	安藤 新太郎君	野田 卯太郎君	
粕谷 義三君	中林 友信君	森 野田 卯太郎君	
多田 作兵衛君	大井 卜新君		
奥野 市次郎君			

〔拍手起ル〕

○議長(杉田定一君) 小川君ノ修正案ハ否決セラレマシタ、原案ニ付イテ採決致シマス、原案ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、原案ニ決シマシタ、三讀會ハ省略セラレタヤウニ思ヒマスガ

(「其通り」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 其通りト存ジマス、然レバ是ニテ本案ハ確定致シマシタ、報告ガアリマス

(書記朗讀)

一 貴族院ヨリ回付セラレタル議案左ノ如シ

關稅定率法改正法律案

○長谷場純孝君 今報告ニナリマシタ、貴族院ヨリ回付セラレタル關稅定率法案ノ、貴族院ノ修正サレタコロハ朗讀ニナリマスガ 報告ニナリマスガ

○議長(杉田定一君) 御希望ガアレバ朗讀サセマス

(朗讀ヲ望ミマス「ト呼フ者アリ」)

(書記朗讀)

[小字及「ハ」
貴族院修正]

貴族院修正ノ箇所左ノ如シ
第七條中

二十一 產馬組合ノ輸入スル種馬、產牛組合ノ輸入スル種牛又ハ。國、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ノ輸入スル種馬、種牛及種豚

(別表)

輸入稅表

番號

三二四 印刷料紙

一 一枚千〇八十六方インチヨリ少

ナカラサルモノ五百枚毎ニ四十

五ポンド以下ノ重量ヲ有スルモノ

從 每 價
百 斤 一、二七
割

同 同 一、六五
割

同 同 二、四二
割

同 同 二、四二
割

同 同 二、四二
割

同 同 二、四二
割

同 同 二、四二
割

同 同 二、四二
割

同 同 二、四二
割

同 同 二、四二
割

同 同 二、四二
割

關稅定率法改正法律案(政府提出貴族院回付)

○長谷場純孝君 本期議會ニ提出ニナリマシタ、此關稅定率法改正案ハ、比較的能ク出來テ居ルと思フテ居リマシタ、尙其上ニ衆議院ハ慎重ナル審査ヲ盡サレテ、而シテ前回ニ於テ、大多數ヲ以テ彼ガ如ク可決シテ、貴族院ニ回付シタノデゴザイマス、然ルニ貴族院ニ於テハ此衆議院ノ修正ニ對シ、更ニ修正ヲ加ヘテ、本日唯今當院ニ回付サレタノハ、誠ニ私ハ遺憾ニ思フノデゴザイマス、併ナガラ本院ハツレハ本院ノ主張アリ、此場合ニ於テハ、本院ニ於テハ、前主張ヲ貫カンガタメニ、此貴族院ヨリ回付サレタ案ニ向テハ不同意ヲ表シマス(「ヒヤ」ノ聲起ル)ドウカ諸君、御同意アラントラ希望致シマス

(「贊成々々」採決「ノ聲起ル」)

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、貴族院ノ修正ニ同意ラスト云フ御方ノ起立ヲ願ヒマス

起立者 少數

(「ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 一人ノ起立者ノミテ少數デアリマス、不同意ト云フコトニ決シマシタ、就イテハ協議會ヲ開カネバナリマセヌガ、協議委員ノ選定方ハ如何ナリマス

○長谷場純孝君 即チ不同意ヲ決議サレタ結果トシテ、自然協議會ヲ開カレコトニナラウト信ジマス、因テ此協議委員ノ數ハ十名、議長ノ指名ニ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 長谷場君發議ノ通り兩院協議委員十名トシテ、議長指名ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」異議ナシ「ノ聲起ル」)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイモノト認メマス

(「休憩ヲ願ヒマス」休憩々々「ト呼フ者アリ」)

○議長(杉田定一君) 休憩ト云フ御希望ガゴザイマスガ、休憩ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ「笑聲起ル」)

○議長(杉田定一君) 然ラハ暫時休憩致シマス

(左ノ報告及質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

委員長及理事左ノ適當選セラレタリ

帝國鐵道會計法案外三件

委員長 大岡 育造君

委員長 星 松三郎君

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案

委員長 元 田 肇君

一武藤金吉君ヨリ渡良瀬川沿岸地方特別地價修正施行ノ杜撰不衡平ニシテ遺漏多キ結果ニ就キ質問主意書ヲ提出セラレタリ

渡良瀬川沿岸地方特別地價修正施行ノ杜撰不衡平ニシテ遺漏多キ結果ニ就キ質問主意書

一政府ハ鑛毒被害地田畑地價修正ニシテ實地ノ狀況尙權衡ヲ得サルモノアレハ相當ノ處分ヲ取ルハ政府ノ怠ラサル所ナルヲ以テ同所修正ノ成績ニ就キ其當否ヲ調査シ居レリ若シ其結果不當ナルモノアルコトヲ發見セハ之ヲ適正ナラシムルハ政

議事日程變更ノ緊急動議

關稅定率法改正法律案

四四五

議員日程變更ノ緊急動議

關稅定率法改正法律案

四四五

議員日程變更ノ緊急動議

關稅定率法改正法律案

四四五

議員日程變更ノ緊急動議

關稅定率法改正法律案

四四五

議員日程變更ノ緊急動議

關稅定率法改正法律案

四四五

議員日程變更ノ緊急動議

關稅定率法改正法律案

四四五

議員日程變更ノ緊急動議

關稅定率法改正法律案

府ノ期スル所ナリト第二十一議會ニ於テ本員ノ質問ニ對シ明答シ置キナカラ不公
平ヲ改メス遺漏ヲ補ハサルハ如何

一 鑛毒被害地群馬縣新田郡生品村同郡島之郷村邑樂郡高島村同郡富永村同
郡佐貫村同郡梅島村同郡千江田村同郡大箇野村同郡六郷村同郡郷谷村ノ
大部分ノ田畑ハ修正ニ漏レ貴衆兩院ハ此請願ヲ前議會ニ於テモ今議會ニ於テモ
採擇スヘキモノト可決セシメ政府ハ是ガ實行ヲ躊躇スル理由如何

一 鑛毒被害地群馬縣新田郡強戸村山田郡毛里田村荊川村矢場川村休泊村ノ
田畑ハ被害激甚ニシテ修正標準ハ九等十等ナリ其下流ナル新田郡島之郷村大
字鶴生田村ノ二等ニ比シ履冠轉倒ノ事實ハ掩フ可カラズ貴衆兩院ハ此請願ヲ
至當ナリト認メ前議會ニ於テモ今議會ニ於テモ採擇セシメ政府ハ尙院議ヲ實行セ
ス其明答ニ背クヤ如何

右成規ニ據リ質問候條直ニ明答アラムコトヲ望ム

明治三十九年三月二十七日

提出者 武藤 金吉

贊成者 原田 越城

外三十二名

午後零時三十五分休憩

午後一時二十八分開議

○議長(杉田定一君) 引續キ開會致シマス、報告ガアリマス

(書記朗讀)

一 委員ヲ指名スル左ノ如シ

關稅定率法改正法律案兩院協議委員

元 田 肇君

征矢野 半彌君

神崎 東藏君

島田 三郎君

大岡 育造君

波多野 傳三郎君

駒林 廣運君

栗原 亮一君

大津 淳一郎君

武市 庫太君

武市 庫太君

○議長(杉田定一君) 唯今指名セラレマシタ委員諸君ハ、直チニ第一委員室ニ於
テ、關稅定率改正法律案兩院協議會ノ議長副議長ヲ互選セラレタウゴザイマス

(武藤金吉君登壇)

○武藤金吉君 極ク簡單ニ一言致シマス、渡良瀬川沿岸地方特別地價修正施行
ノ杜撰不公平ニシテ、遺漏多キコトニ付イテ、昨年ノ議會ニ於テ質問書ヲ出シテ置イテ
其答辯ニ政府ハ斯ウ云フ答辯ヲ致シテアリマス、「實地ノ狀況尙權衡ヲ得サルモノア
ラハ之ニ付相當ノ處置ヲ取ルコトハ政府ノ意ヲサル所ナルヲ以テ且下修正ノ成績ニ就キ
其當否ヲ調査シ居リ若シ其結果不當ナルモノアルコトヲ發見セハ之ヲ適正ナラシムル
コトハ政府ノ期スル所ナリ」斯様ニ答辯ヲ致シテアルニモ拘ハラズ、マダ僅カバカリ直シ
大部分ト云フモノガ直シテナインデアリマス、當ニ直シテナインミナラズ、是等ノコトニ付キ
マシテハ、貴族院及當院ニ於テハ、續々ト請願ガ出テ居ル、其請願書ヲ委員會ニ於
テモ、本議ニ於テモ可決ヲ致シテ居リマスニモ拘ハラズ、尙之ガ實行ヲ怠テ居リマスカ
ラシテ、是非トモハ急ニ實行スルヤウニ願フデアリマス、ソレレ會期モモウ本日限りニ
ナラデ居リマスカラシテ、當院ニ於テ政府ハ速ニ答辯アラシコトヲ望ミマス、尙昨日提
出ヲ致シマシタ質問ニ對シテモ、速ニ答辯アラシコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 日程第三、第四ハ決算アリマスルデ、併セテ委員長ノ報告
ヲセシメマス——栗塚君

議長ノ報告 武藤金吉君ノ質問演說 明治三十六年度歳入歳出總決算
明治三十六年度各特別會計歳入歳出決算

第三 明治三十六年度歳入歳出總決算

第四 明治三十六年度各特別會計歳入歳出決算

(栗塚省吾君登壇)

○栗塚省吾君 皆サン、唯今ヨリ明治三十六年度、歳入歳出總決算、及明治三十
六年度各特別會計歳入歳出決算併セテ御報告ニ及ヒマス、第一ニ申上ゲマスノハ總
會計ニ於キマシテ委員ノ分科會ヲ開キマシテ、分科ト云フモノヲ七ツ設ケマシタ、各分科
ニ於テ皆サン御勉勵ニナリマシタ結果、總會ヲ開キマシタコトガ前後七回ゴザイマス、其總
會計ニ於テ極メマシタコロノモノハ、即チ報告書ニナラデ御手許ニ最早配付ニナラデ居リ
マスカ如何カ存ジマセヌガ、多分昨日アタリ配付ニナラデ居ル、存ジマス、政府カラ出マシ
タ決算ニ付イテ、總會ニ於テ不當ト決シマシタルモノガ此三十六年度ノ歳入歳出總決
算ノ方ニ於キマシテ二十三件ゴザイマス、又各特別會計ノ方ニ於キマシテ十七件、不
當ト決シマシタモノガゴザイマス、其中政府ニ於テモ如何ニモ不當アル、ソレト其當
該官吏ヲ處分シタ、如何ニモ辯明ノ出來ナイト云フモノガゴザイマス、即チ決算委員
ノ決議ニ對シテモ、同意ヲ致シマシタルモノガゴザイマス、又中ニハドウシテモ同意ノ出來ナ
イト云フモノモゴザイマス、ソレニ拘ハラズ、二十三件ト云フモノ、三十六年度ノ歳入歳
出中デ、政府ニ於テ不同意ヲ稱ヘマシタルモノガ十二件ゴザイマス、三十三件中デ……
又各特別會計ノ歳入歳出ノ決算ノ中デ十七件ノ中八件ト云フモノハ、ドウシテモ政
府ハ同意ヲセヌ、其他ハ皆同意ヲ致シマシタ、又其中是ヲ一々三十三件、及各特別
會計ノ十七件ト云フモノニ付イテ、ドウ云フモノアルカト云フコトハ、ドウシテモ同意
イテ御覽ヲ願ヒタウゴザイマス、是ハ十分ニ吾々モ審査致シマシタコトデ、御安心ノ付ク
ダケノコトニナラデ居リマスガ、其中一二申上ゲマスレバ、政府ニ於テハ、ドウシテモ同意
致シマセヌガ、吾々決算委員會ニ於テ如何ニモ不當アルト云フコトノ中デ、最モ著シ
モノトモ申シマセウカ、ソレヲ一ツ申上ゲマスレバ、北海道ノ—— 昨年モ北海道ト云フ
所ハ、旭川ト云フ事件ガゴザイマシタガ、本年モ亦北海道ノ鐵道部ノ支出ニ係リマス、
十四万七千イクラト云フモノガゴザイマス、是ハ北海道ノ炭礦鐵道株式會社カラ、古
取外シテアル「レール」ヲ北海道ノ鐵道部ニ買入レマシタ代價ガ、如何ニモ不當ナ
價アルト云フコトノ調ニナリマシテ、政府ニ於テハ決シテ不當デナイ、元ト古「レール」
ニモセヨイクラカ問ニ合フモノヲ買ウタノアルカラト云フコトデゴザイマシタガ、其政府デ
買入レマシタ代價ト云フノガ、一本ノ「レール」一「ヤード」ト云フモノ、割合ガ、一圓三
十二錢程ニ買入レテ居リマス、併シソレハモウ古イ軌條デアデ、其北海道ノ他ノ部分デ
買ウテ居ル、同ジク政府ノ事業デアルガ、小樽ノ築港ナド買ウテ居ルノガ、其古「レ
ール」ハ八十二錢位買ウテ居ル、又ハ札幌麥酒會社ナド買ウテ居ルノハ六十九錢三
厘買ウテ居ルモノヲ、態一圓三十二錢出スノハ、怪シカラヌコトアル、而モ其取外
シタ古「レール」ハ、炭礦鐵道株式會社ノ古「レール」デ、殆ド用ニ堪ヘヌモノアルト云フ
調ガ、此決算委員會ニ於テ付イテ居リマシテ、是ニハ殊ニ委員中ニ北海道ノ事情ニ明
ルイ人ガアリマシテ、既ニ其古物ナドハモウ三月月形ニナラデ居ルヤウニ減ッテ居ルモノデア
ル、トモ今日用ニ堪ヘヌモノデナイト云フ位マデニ調ベラレタ人ガゴザイマシタ、ソレニ拘
ハラズ、政府デハサウ云フモノヲ買ウテ居ル八十二錢カ、六十九錢位ナモノヲ、一圓三十
二錢ナド、云フヤウナ高價ヲ出シテ買フノハ怪シカラヌコトアル、而モソレガ十四万七
千圓ニモナラデ居ルト云フコトデ、是ハ政府デモ餘程精明ヲサレマシタデゴザイマスガ、ト
ウノ、不當ト云フコトニ極メマシテゴザイマス、是等ハ其中ノチヨット著シイモノデゴザイマ
ス、ソレカラ又油繩縣土地整理事務局ノ支出ニ係リマスル、俸給賞與金、又事業費ト

云フモノ、中カラシテ、不當ナ支出ガアルト云フコトニ極メマシテゴザイマス、是モ御手ニ入ッテ居リマスル報告書デ能ク分ルコトデゴザイマスガ、如何ニモ豫算ガ豐富アルカラト云フノデ、濫リニ賞與ヲヤツタ、其濫リニヤツタト云フコトニナリマス、隨分賞與金ノ如キモ、一年内ニ二回以上ノモノアリ、三回ヤツタモノアリ、四回ヤツタモノアリ、俸給ノ年額以上ニ達シタモノ、賞與金トシテヤツテ、即チ俸給ノ年額ヨリモ多クヤツタト云フコトガゴザイマス、是等モイクラカ琉球ト云フ沖繩縣ノ土地整理ノコトデヤツタ、ソレヲ調ベルノニ、彼ノ土地ノ風土病ト云フモノガアリ、又ナカノ一通リノ仕事デハナク、褒美ヲヤツテハ、十分ニ仕事ヲサセタコトアルカラ、當リ前ノコトデハナイカラ、サウマデ不當デナイト云フ政府ノ辯明モアリマス、吾、決算委員會ニ於テハ、矢張不當ナリト云フコトニ極メマシタ、又ソレト同様ニ、少シク事情ハ異ニシテ居リマスガ、臺灣ノ土地調査局ニ於テモ、矢張此賞與ノヤリ方ナドガ過當アル、是ハ亦豫算二十分金ガアルカラト云フノデ濫リニ經費ヲ支出シタト云フ不當ガアルト云フコトニ極メマシタ、幾ラカ沖繩縣トハ臺灣ニ於テハ事情ヲ異ニシテ居ルコトガアルト云フ辯解モゴザイマス、又委員會中ニモ多少差ハアリマスヤウニ存ジマスモノモアリマス、到底矢張同様ノコトデヤツタ、不當ト極メマシテゴザイマス、其他ノコトヲ巨細ヲ申シマスナラバ、種々ゴザイマセウガ、金額モ少ナリコトデゴザイマス、此報告書ニ譲リマシテ、一々申上ゲマセス、ドウツ十分ニ審査ヲ致シマス積デゴザイマス、此報告ヲ御承認下サルコトヲ望ミマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 日程第三、第四ヲ議題ト致シマス

〔委員長報告通異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 委員長報告通御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、是ニテ第三、第四ハ委員長報告通、可決セラレマシタ、日程第五、監視廢止ニ關スル法律案、第一讀會ノ續、委員長報告谷澤龍藏君

第五 監視廢止ニ關スル法律案(望月長夫 第一讀會ノ續(委員長報告))

〔谷澤龍藏君登壇〕

○谷澤龍藏君 本員ハ、此監視廢止ニ關スル法律案ノ委員會ノ經過及結果ヲ報告致シマス、委員會ハ兩度開キマシタ、一日ハ役員ノ選舉、一日ハ本議ヲ盡シマシタ、此案ハ監視ハ御存ジノ通、主刑期限後ニ附加スルコトノ附加刑デヤツテ、其目的ハ詰リ刑ノ再犯ヲ豫防スルコトニナリテ居リマス、然ルニ此案ハ此附加刑ヲ科スル、主刑者ガ、爲ニ社會ニ立ツ途ヲ損ジマシテ、交際スルコトガ出來ナイ、又屢デ吳レルモノデナイトメニ貧窮ニ陥ッテ再犯スルコトニナリ、却テ再犯ヲ豫防スルコトガ出來ナイト云フコトガ第一ノ點、第二ニハ此警察署三月二兩回出ロト云ツテ、其謹慎ヲ表スルト云フコトハ、徒ラニ費用ヲ、時間ヲ費スノミデ、害ガアツテ頓益ガナイコトアルカラ、之ヲ廢スルガ宜カラウト云フコトニ、滿場決シマシタノデゴザイマス、當局者ハ絕對ニ反對スルト云フ譯デハナイケレドモ、之ニ代ヘルニ何カ監視ノ方法モシナケレバナラヌシ、且刑法ノ改正案ヲ次ノ議會ニハ出スカラ、成ルベク延期シテ貰ヒタイト云フコトデアリマシタケレドモ、斯ウ云フコトハ、一日モ早イ方ガ宜イト云フコトデアリマシタコトデアリマシタスカラ、ドウガ審議討論ノ上可決アラント云フコトヲ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 遠山正和君

〔遠山正和君登壇〕

〔簡單々々〕ト呼フ者アリ

○遠山正和君 宜シウゴザイマス、愚圖々々長クハ致シマセヌガ、私ハ此監視ハ廢スベカラズト云フコトデ、即チ此案ヲ否決スル方デゴザイマス、要領ダケヲ申上ゲマス、ソレデ監視ナルモノハ、元ト刑法ニ對シマシテノ附加刑デゴザイマス、再犯ニ對スル罪ヲ犯シタ時分、即チ強竊盜、詐欺罪、是等ノモノニ對スル附加刑デゴザイマスサウシテ、此趣意ト云フハ第一ニハ再犯ヲ豫防、ソレカラ善ニ遷ス、改悛ヲセシムルト云フコト、一ツハ治安ヲ保ツト云フコトガアル、故ニ此法ハ即チ歐羅巴ノ文明國、英吉利、或ハ佛蘭西ニモ、此法ハ行ハレテ居ルノデゴザイマス、ソレデ佛蘭西ノ如キハ、唯形式ニ互リマスルケレドモ、英國ノ如キハ、警察官ガ注意スルガタメニ、最モ善良ナル效果ヲ奏シテ居ルノデゴザイマス、サウシテ日本ニ於キマシテハ、近キトコロノ統計ヲ見マスルト、明治三十八年ニハ監視ガ六萬三千六百六十五人アリマシタ、ソレデ假免ヲ受ケタモノガ三百七十七人シカナ、此假免ト云フハ最モ此犯罪人ニ對シテ效能ガアル、警察官ガ其者ノ品行動作ヲ見マシテ、ソレデ警察官ガ檢事ニ申立ツタナラバ、監視ハ許サレル、此事柄ヲ警察官ガ能ク注意シテ、應用ヲシタナラバ、監視ハ最モ效能ガアル、所ガ日本ノ今ノ狀況ハ警察官ハ唯監視ガ附イテ居ルモノハ惡人ナリト目シテ居ル、ソレ故ニ其監視ニ附セラレタモノハ、世人ニ齒スルコトガ出來ナイ、世人モサウ云フモノト齒シナイコトニナリテ居ル、故ニ改悛ヲセント欲シテモ、世人ニ齒セラレヌヤウナ境遇ニナリテ居ルモノデアリマス、知ラズ識ラズ罪ヲ犯スヤウナコトニナル、或ハ逃亡シテ監視違反ノ罪ヲ受クルヤウナコトガアリマス、是ハ全ク警察官ガ注意スレバ宜イ、サウシテ此警察官ガ六萬二千人カラアルノニ、三百人位ノ假免ヲ與ヘタト云フハ、甚ダドウモ警察官ノ注意ガ足ラナイノデゴザイマス、是ハ十分注意シタナラバ、監視ノ效力ハ最モ大ナルモノデ、最モ必要ナルモノデゴザイマス、今ノ日本ノ民度トシテハ、私ハ此法ヲ存スル方ガ最モ善ナルモノト考ヘマス

○議長(杉田定一君) 磯部四郎君

〔磯部四郎君登壇〕

〔簡單々々〕ト呼フ者アリ

○磯部四郎君 先ツ第一ニ私ノ演說ニ向ツテ、簡單ニシロト云フ御聲ガ懸ツタヤウデゴザイマスガ、其邊ニ付イテハ、私ハ此壇上ヲ長ク讀シタコトハナイノデゴザイマス、其御注意ハ御無用デアラウト考ヘマス、極ク簡單デアリマス、私ハ此監視ヲ廢止スルコト云フ事柄ニ付キマシテハ、今日始メテ論ズルノデハゴザイマセヌ、既ニ明治十四年ニ刑法頒布ノ際ニ、此監視ト云フモノハ廢セヌケレバ宜シクナイモノデアルト云フコトヲ、特ニ建議シタコトガアルノデゴザイマス、其次第柄ハ、今日ノ即チ處刑主義ト云フモノハ、他戒自懲ト云フコトヲ專ラトシマシテ、サウシテ澤山ノ費用ヲ以テカラニ、此監獄内ニ於テ十分犯罪人ヲ懲戒スルコトヲ以テ趣意トシテ居ラレルノデ、其懲戒ノ效力モ獄内ニ於テ十分其效力奏シテ居ルノデゴザイマス、然ル處ガ社會モ今日ハ怠ッテ居リマス、且現在ノ刑法モ大ニ誤ッテ居ルト云フハ、一旦刑期ヲ終ツテ、其牢獄ヨリ出タル人間ヲ、是ヲドウ處分スルコト云フコトニ付イテハ、今日ノ刑法モ、社會モ、少シモ注意シテ居ラナイノデアリマス、是カラシテドウ云フ結果ガ生ズルカト云ヘバ、假リニ自懲主義ト云フコトハ、即チ監獄内ニ於テ十分行ハレテ、刑期ヲ終ツタ時分、實ニ善良ノ人間トナリテ出テ來マシタモノ、是ヲ即チ正當ノ門戸ニ入ルコトノ出來ナイヤウニ、今日ノ法律ガ出來テ居リマス、假ニ吾々共取テ前科ガアルト云ツテ、之ヲ輕蔑スル人間デハゴザイマセヌガ、假ニ我輩ノ家ニ使ヒマスル僕婢ト雖モ、一週間ニ一度、或ハ二週間ニ一度、警察ヘ出テ往クカラ、アノ

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、委員長ノ報告通決シマシタ——日程第七、伊勢神宮大廟及厩頒布ニ關スル建議案——伊夫伎君

第七 伊勢神宮大廟及厩頒布ニ關スル建議案(濱田國松君提出) (委員長報告)

(伊夫伎資弼君登壇)

○伊夫伎資弼君 伊勢神宮大廟及厩頒布ニ關スル建議案ノ委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、委員會ハ委員指名ニナリマシタ以來、毎日會ヲ開イテ居リマセテゴザイマスルガ、建議ノ趣旨ハ諸君モ御承知ノ如ク、伊勢神宮大廟及厩ノ製造及頒布ハ、勅令第三百七十四號ノ神部署官制ノ第一條ニ依リマシテ、神部署ガ取扱フベキモノナル、ソレヲ內務省ノ訓令ニ依リマシテ、今ハ伊勢神宮ノ奉齋會ガ之ヲ取扱フテ居ルノハ、イケナイカラ、ソレヲ官制ニ依リマシテ、神部署ニ於テ直接頒布スルノガ宜シ、斯ウ云フ建議案ノ大體ノ趣旨デゴザイマス、ソレニ付イデハ、伊勢神宮奉齋會申シマスモノハ、私設團體ナル、其私設團體ニ任セテ置クノガイケナイ、又其建議者ノ述ブルトコロニ依リマスルコト云フト、此頒布ニ付イデハ、商業行為ガケルコト云フコトガアル、其地ニ二三ノ非難ノ聲モゴザイマシテゴザイマス、ソレデ、反對者ノ理由ハ是ノ如クデゴザイマスルガ、政府ハ又之ニ反對ヲ致シマス、神宮司廳直接ニ頒布シタコトモアルガ、今日ハ官制ニ依リテ神部署ノ頒布ニ屬シテ居ルガ、神部署カラ即チ神宮奉齋會ヘ囑託ヲシテ、頒布セシメテ居ルノナルカラ、勅令ニ違背シテ居ラナイ、斯ウ云フ理由ト、又奉齋會ハ即チ神宮ノ直接ノ奉祀ヲ以テ目的トスル奉齋會アルカラ、之ニ頒布セシムルハ、不當デナ、斯ウ云フ理由ト、下ニ政府ハ反對ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、併ナラガ委員會ハ勅令ニ對シテ、訓令ヲ以テ之ヲ矯メタルコト云フコトハ、穩當ナラヌト云フ趣旨ヲ以テ、委員會ハ建議ヲ採用スルコトニ決定致シマシタ、此段御報告致シマス

○長崎登君 私ハ簡單デスカラシテ、當席カラ反對ノ意ヲ述ベテ置キマス、此問題ハ事大廟ノコトニ關シテ、實ニ吾ハ敬意ヲ拂ヒ、尊嚴ニ之ヲ思フテ居ラナケレバナラヌトコロノ事柄デゴザイマス、此ノ如キコトハ此議場デ第一ニ口ヲ利キタクナイ考、容レタクナイナル、其次ニハ此建議者ハ現今ノ大廟及厩ノ頒布ニ付イデハ、甚ダ不都合ガアルト云フコトヲ言ハレテ、先達ハ質問マデ爲サレタ、當局者ハ何モ不都合ハナイト云フコトヲ言フテ居ル、又吾ハ見所ヲ以テスルモ、少シモ不都合ハナイトアリマス、若シ又不都合ガアッタラバ、相當ニ內務大臣ニ注意ヲシテ、サウシテ其取締ノ途ヲ付ケサセバ出來ルコトアルカラシテ、別段ニ之ニ對シテ、事ノ方法ヲ變ヘルト云フ必要ハナイトアリマス、又第二段ニ申シマスレバ、明治三十三年來此事項ヲ行フテ來タルモノヲ、特ニ此事ヲ新タニスルト云フ必要ハ、決シテナ、若シ建議者ノ言フガ如ク神部署ガ直接ニヤルトナッタラバ、神部署ノ機關ヲ全國ニ行渡ルダケノ設備ヲセケンケレバナラヌトアル、若シソレガ出來ヌトナレバ、必ズ他ノ者ニ囑託シテヤラセナケレバナラヌト云フコトナリマス、之ヲ直接神部署ガヤッテ、其機關ヲ全國ニ擴メルト云フヤウナコトヲヤルト云フコトハ、到底神部署ノ性質トシテ又實際ノ上ニ於テ出來ルモノデナ、イノゴザイマス、相當ノ者ニ囑託ヲシテ、之ヲヤラナケレバナラヌ、然ルニ神宮奉齋會ノ如キモノハ、此事ヲ囑託スルニ極メテ適當ナル機關デアツテ、サウシテ其團體ハ既ニ法人組織トナツテ堅固ニナツテ居ルコトアルカラシテ、ソレ等ノヤリ方ニ付イデ、若

シ弊害ガアツタラバ、弊害ヲ矯メルト云フ方法ヲ講ズルノガ宜シ、之ヲ殊更ニ止メルト云フ必要ハアリマセヌ、又建議者ハ勅令ニ背イテ居ルト云フコトヲ言ハナケレドモ、勅令ハ唯神部署ニ之ヲ取扱ハスト云フダケノコトデアリマシテ、其扱方ニ於テハ、便宜ニ依ッテヤッデ宜シノアルカラシテ、何モ勅令ニ背イタト云フコトハナ、イノゴザイマス、ソレ故ニ本員ハ本案ニ反對ノ意見ヲ表明致シマス、殊ニ此問題ニ付イデハ、近頃甚ダ厭フベキトコロノ風説ガ行ハレツ、アルコトアルカラシテ、願クハ滿場一致ヲ以テ否決セラレンコトヲ望ミマス

(贊成々々ノ聲起ル)

(濱田國松君登壇)

○濱田國松君 諸君(簡單ニ願ヒマス)ト呼フ者アリ、簡單ニヤリマス、本件ハ事甚ダ小ニ類シテ居リマス、ケレドモ、此建議案ノ内容ハ、豫テ申述ベシマシタ通、免二角我國體ノ淵源ニナツテ居リマスハ伊勢神宮ニ關係ヲ致スベキ問題アル、(分ッテ居ル)ト呼フ者アリ、團體ヲ辨セズ(團體ヲ辨シナイ者ハ更ニ居ナイ)ト呼フ者アリ、然ラバ靜聽ヲ願ヒタイ(無用々々ノ聲起ル)此案ハ委員會ニ於キマシテ、全會一致ヲ以テ可決セラレタルニモ拘ハリマセズ、其趣旨ガ諸君ノ御耳ニ達シテ居ナイモノト見エマシテ唯今反對演説ヲ受ケマシヤウデスカラ、私ハ建議者ノ地位トシテモ、委員ノ一人トシテモ、簡略ニ此事ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、此案ハ往々誤解ヲ受ケテ居ルノデゴザイマシテ、建議ノ趣意ハ斯ウ云フコトニナルノデ、元來明治三十三年ノ勅令ニ依リマス、此神聖ナル伊勢神宮ノ大廟、或ハ厩ノ如キハ、伊勢ノ神宮ニ附屬シテ居リマス、神部署ニ、製造頒布セシムルト云フ勅令ガ出テ居ルノデ、然ルニ一種ノ商業ノ臭味ヲ帶ビテ居ル、神宮奉齋會ト稱スル團體、日比谷ニ本部ヲ置イテ、日比谷神宮ナド、稱ヘテ居ルトコロノ、彼ノ奉齋會本部ガ自己ノ團體ノ營利上ノ目的カラシテ、伊勢ノ神宮ノ大廟アルカラ、伊勢神宮ニ關係アル神部署ニ配付スベキモノヲサセナイデ、古來ノ習慣、數百年來ノ習慣ニ反シテ、三十三年中伊勢神宮ノ大廟ヲ東京ノ日比谷ノ本部ニ取リテシマッタト云フ事件デ、何人ガ考ヘラレマシテモ、伊勢神宮ノ大廟アルカラ、伊勢神宮ノ手許ニ在ルトコロノ神宮支廳カラシテ、分離シタコトコロノ神部署ヲシテ扱ハシムルト云フコトガ、相當デハゴザイマセヌカ、然ルニ長君ノ如キ、長式憲法ニ有名ナル長君、長君ニ依ッテハ頒布ハ奉齋會デ扱フテ居ルノデハナク、神部署デ扱フテ居ルト云フ、然ラバ長君、明治三十三年ノ訓令ノ第二條ニハ何ト書イタル、第一條ニハ「製造ハ其神宮司廳即チ今日ノ神部署ニ於テ扱フヘシ」第二條ニ「頒布ハ神宮奉齋會ヲシテ之ヲ取扱ハシム」ルト明記シタルハナ、君ハ此法律ヲ知ツテ居ルガ、明文ニ奉齋會ヲシテ扱ハシムルト云フコトガ書イタル、第一條ニハ製造ノミガ書イタル、是ノ如キ次第デゴザイマス、勅令ニ違背シ、訓令ヲ以テ勅令ノ明文ヲ矯メテ居ルト云フコトガ明カデアル(其建議者ノ言フヤウニスルト神部署ガ困リマス)ト呼フ者アリ、能ク御聽キナサイ、諸君ハ多少ノ神聖ノ意味ヲ含ンデ居ルモノデアルカラ聽イテヤラウト云フ前約ガアル、ソレカラ第二ノ問題トシテハ、諸君ニ能ク御聽取リヲ願ヒタイノハ、神宮奉齋會ト云フモノハ、神宮ト云フコトノ團體ト云フ如クニ、諸君ガ御承知ニナツテ居ルケレドモ、公ケノ團體デハナイ、アレハ民法ノ規定ニ依ッテ設立サレタコトコロノ團體デアリマス、決シテ勅令ニモ官制ニモ何ニモ關係ハナイ、日比谷ノ真中ニ一ツノ會社ノ如ク建テラレタ團體アル、然ルニ一方ノ神部署ハ何デアルカト云フ、勅令ニ依ッテ官制ヲ定メラレテ、伊勢ノ神宮ニ附屬シテ居ル役所デアリマス、私ハ建議ノ趣意ハ、日比谷ノ真中ニ建テ居ル民法的團體ヲシテ扱ハシムルヨリハ、換言スレバ私ノ機關ヲシテ扱ハシムルヨリハ、勅令ニ依ッ

定メラレタ伊勢ノ神宮ノ公ケノ機關ニ撥ハシメヤウト云フノデ、何人ガ考ヘテモ私ノ財團ニ撥ハシムルヨリモ、公ケノ役所ニ撥ハシムル方ガ弊害ノ少ナイト云フコトハ、常識ノアル人ハ判斷シ得ルトコロアル、然ルニ長君ノ如キハ、私ノ財團ノ日比谷ノ真中ニ在ル、民法的財團ノ奉齋會ニヤラセシ方ガ、弊害モ少ナク、便利タト云フノデアル、カリツメニモ帝國ノ勅令ニ依テ定メラレタ官制ニ依テ團體ガ、往ケナイト言ハル、ノハ、自己ノ良心ニ御問ヒナタナラバ、此反對論ノ理ナキコトハ能ク分ラウト信ジマス(長崎登君「其儘御返事ヲシマス」ト呼フ)第三ニ奉齋會ガ年々收得スル純益ハ九萬圓ト云フ純益ガアル、ソレデ(ソレモ知ッテ居ル)ト呼フ者アリ)ソレデ此九萬圓ト云フモノハ、全ク民法的財團デゴザイマスルトコロノ奉齋會ノ收得ニナッテ居ル、然ルニ一方ニ於テ伊勢神宮ノ經費ト云フモノハ、位デアルカト云フト、年額五萬圓、我國ノ皇祖ヲ奉戴致シテ居ルトコロノ伊勢神宮ノ經費ハ、國庫カラ何程支出シテ居ルカト云フト五萬圓デアル、五萬圓デアルガタメニ經費ガ足りナイノデアル(能ク御承知デスナ)ト呼フ者アリ)經費ガ足りナイガタメニ、奉祀ノ上ニ於テモ途ヲ盡スコトガ出來ナイト云フ關點デアルマスノデ、全國ノ敬神家ハ皆憂ヘテ居ルノデアル、故ニ私ノ建議ノ如ク致シマスレバ、私設財團ニ九萬圓ノ純益ヲ得サセルノヲ、此收入ガ即チ伊勢神宮ノ收得トナルコトガ出來ルノデゴザイマシテ、是ニ於テ手續ノ上ニ於テモ、經費ノ上ニ於テモ、神宮ノ尊嚴ヲ維持スルコトガ出來ルノデアル、官ニ手續ノ可否ヲ論ズルノデハアリマセヌ、我國ノ大廟デアルトコロノ收入ヲ増加シ、九萬圓ト云フ如キ暴利ヲ日比谷ノ中央ニ在ル民法的財團ニ得セシメナイト云フ趣意カラ、此建議ヲ致シタルデアルマス、長君ノ反對ノ意見ハ、恐ラク一私財團ヲ保護スルコトガ必要デ、我國ノ大廟ノ收益ヲ増加スルト云フニ反對デアルト思ヒマス、本員ハ政友會ノ黨議ニ依テ否決ト云フコトニ決定サレテ居ルト聞イテ居リマス、是ハ全ク此趣旨ガ行ハラヌ不幸ト信ジマス、私ハ建議者トシテ本案ノ趣意ノアルトコロヲ明言スル責任ガアリマスカラ、一言致スノデ、決シテ他ニ意味ハナイ、私ノモノヨリ、公ケノモノニ撥ハシメヤウ、結局ハ私ノ奉齋會ヨリモ、神聖ナル伊勢ノ神宮ノ收入ヲ殖ヤサウト云フ趣意ニ外ナラヌノデアルマス、相成ルベク御賛成ヲ願ヒタイ

〔採決々々〕ト呼フ者アリ) ○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス、委員長ノ報告即チ本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

起立者 少數 ○議長(杉田定一君) 少數デアルマス、本案ハ否決ニナリマシタ、議事日程第八、北海道鐵道速成ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ハ省略致シマス

第八 北海道鐵道速成ニ關スル建議案(佐竹作太郎君外八名提出) 北海道鐵道速成ニ關スル建議案

政府ハ北海道鐵道ノ速成ニ關スル豫算ヲ具シ次期議會ニ提出セムコトヲ望ム 右建議ス

○奥野市次郎君 極ク簡單ナ建議デスカラ、此所カラ申上ゲマス(登壇)ト呼フ者ノリ)建議案ハ斯ウ云フノデス、政府ハ北海道鐵道ノ速成ニ關スル豫算ヲ附シ次期ノ議會ニ提出セムコトヲ望ム、此建議ノ趣意ハ、第一ニ内地ノ鐵道ハ相當ノ敷設ノ順序ガ立ッテ往ケレドモ、拓殖ニ必要ナル北海道鐵道敷設ノ順序、甚ダ遅タトシテ進マヌノデアル、殊ニ樺太ガ我領土ニ歸シタ以上ハ、北海道ノ鐵道ノ首尾連絡ヲ完ウシ、一朝危急ニ際シテハ、北門ノ警備ヲ嚴ニスル上ニ於テモ、今日ノ急務デアラウト思ヒマス、

故ニ内地ノ鐵道ヲ段々敷設セラルト同時ニ、北海道ノ鐵道モイツマモデ抛ッテ置カズ、ドウウ敷設ヲ速ニシテ欲シ、斯ウ云フ趣意ニ外ナラヌノデ、内地ノ分ハ皆全會一致ヲ以テ通過シタルデアリマスカラ、此案モドウウ委員ニ付託スルノ煩ヲ避ケテ、即決シテ、建議セラレンコトヲ希望致シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ) ○恆松隆慶君 即決アラントコトヲ望ミマス、此場合ニ委員ニナル人モ迷惑アラウト思ヒマスカラ……

○議長(杉田定一君) 本案ニ付イテ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ) ○議長(杉田定一君) 本案ハ御異議ハナイト認メマス、本案ハ可決セラレマシタ

○石川清君 私人町村長ニ對スル行賞ニ關スル建議案ノ委員會ヲ終リマシタカラ、此場合報告ガ致シタルウゴザイマス

○議長(杉田定一君) 登壇シテ御報告ナサイ

〔石川清君登壇〕 ○石川清君 諸君、唯今申上ゲマシタル市町村長ニ對スル行賞ニ關スル建議案、委員會ノ經過及結果ヲ報告致シマス、此委員會ハ丁度三回開キマシテ、本日ヲ以テ原案ニ對シマシテ、少シク修正ヲ加ヘマシテ、全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、是ニ至ッテチヨット諸君ニ御斷リヲ致スノハ、マダ修正案ヲ諸君ノ御手許ニ迴ス暇ガゴザイマセヌデ、ソレデ私が修正ヲ致シマシタ、全文ヲ此處デ朗讀致シマスカラ、ドウウソレデ御承知ヲ願ヒマス

日露戰役ニ於テ能ク宣戰ノ聖意ヲ貫キ能ク國威ヲ宇内ニ發揚シタルモノ固是レ聰明睿智允文允武ナル大元帥陛下ノ稜威ニ賴リテ忠勇ナル陸海軍人ノ偉功ヲ奏シタルモノトス而シテ舉國一致克ク堅忍持久ノ力ヲ養ヒ在外軍人ヲシテ毫モ内顧ノ憂ナカラシメタルモノ固ヨリ國民忠愛ノ致ス所ト雖亦國民ヲシテ能ク舉國一致ノ實ヲ顯ハシ堅忍持久ノ力ヲ養ヒシメタルモノ是レ偏ニ市町村長ノ功勞ニ歸セサルヲ得ス故ニ政府ハ市町村長ノ功勞ヲ賞スルニ方リテハ宜ク國民ノ輿望ヲ容レ極メテ適實ノ方法ニ據リ極メテ公平ノ褒賞ヲ行ハレムコトヲ望ム

右建議ス 斯ウ修正致シマシテ、サウシテ委員會ハ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、尤モ此市町村長ト云フ中ニハ、役場ノ吏員並ニ市町村制ノ施行ヲ致シマセヌ戸長ヲモ含メ居ルノデゴザイマス、サウシテ政府委員ノ意嚮モ聞イテ見マシタガ、政府ノ方デモ、唯今取調中デアルト云フコトデアリマス、尤モ政府デモ市町村長ガ、此日露戰役ニ付イテ、功勞ノ多イト云フコトハ認メラレテ居ルヤウデゴザイマス、併シマダ茲デドウウ云フ方法ニ依ッテ行賞フスルト云フコトハ、取調モ進メ居ラヌト云フコトデアリマス、ソレデドウウ會期モ切迫ノ場合デゴザイマスカラ、此場合日程ヲ變更セラレテ、本議ニ附セラレテ、全會一致ヲ以テ可決セラレコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君 日程變更ニ賛成致シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ) ○議長(杉田定一君) 此場合日程ヲ變更シテ、市町村長行賞ニ關スル建議案ヲ議スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、本案ハ問題トナリマシタ

市町村長ニ對スル行賞ニ關スル建議案(關信之介君外六名提出)

○恆松隆慶君 市町村長ガ御褒メニ與ルコトデゴザイマスカラ、贊成致シマスドウカ速ニ可決アラントラ望ミマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 委員長報告通、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、委員長報告通可決セラレマシタ

(福井三郎君登壇)

○福井三郎君 竹越請願委員長ガ少シク不快ノタメ、議場ニハ出席シテ居ラレマスケレドモ、サウ云フ理由デ、理事タル本員ガ、代ッテ請願委員會ノ特別報告ヲ致シマス

○議長(杉田定一君) 請願ノ報告ナラバ今宣告シマス、日程第九、北海道ト清國重要港間命令定期航海開始ノ請願

第九 (特別報告第二十四號)北海道ト清國重要港間命令定期航海開始ノ請願 (委員長報告)

○恆松隆慶君 請願委員會ノ報告ハ、一括シテ報告ヲ願ヒマス

○福井三郎君 一括ハ出來マセヌ、人ガ異ッテ居リマス、事柄モ違ッテ居リマス、採擇シテ理由モ異ッテ居リマスカラ、一括シタナラバ、何ニモ彼モ分ラヌコトナリマス、第九ノ日程ニ上ッテ居リマス、北海道ト清國重要港間命令定期航海開始ノ請願、本件ハ特別報告ガ御手許ニ廻ッテ居リマスカラ、詳シク説明ハ致シマセヌガ、是ノ願意ハ相當ト認メテ、院議ニ移スコトニ決シマシタ、先ヅ此一件ヲ報告シテ置キマス

○議長(杉田定一君) 日程第九、本案ハ採擇スルニ御異議ハゴザイマセウカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、報告通り可決ニナリマシタ、日程第十、明治三十年法律第五十號ニ關スル救濟法設定ノ請願

第十 (特別報告第二十五號)明治三十年法律第五十號ニ關スル救濟法設定ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 日程第十ノ請願ヲ報告致シマス、明治三十年法律第五十號ニ關スル救濟法設定ノ請願、本件モ特別報告ガ御手許ニ廻ッテ居リマスカラ詳シク説明ヲ致シマセヌ、是モ採擇ノ理由アルモノト認メテ、院議ニ附スルコトニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本案ノ採擇ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、報告ノ通、本案採擇ニ決シマシタ、日程第十一、家祿賞典祿處分法ニ關シ救濟設置ノ請願

第十一 (特別報告第二十六號)家祿賞典祿處分法ニ關シ救濟設置ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 唯今議長ヨリ宣告ニナリマシタ、日程第十一ノ家祿賞典祿處分法ニ關シ救濟設置ノ請願、本件ノ報告ヲ致シマス、是モ御手許ニ特別報告ガ廻ッテ居リマスカラ、理由ハ説明致シマセヌ、採擇ノ理由アルモノト認メテ、院議ニ移スコトニ決シ

マシタ

○議長(杉田定一君) 本案採擇ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 日程第十二、家祿給與未濟額給與ノ請願外三件

第十二 (特別報告第二十七號)家祿給與未濟額給與ノ請願外三件 (委員長報告)

○福井三郎君 是ハ家祿給與未濟額給與ノ請願、ソレカラ外三件ト云フノハ、請願ノ第七十號、家祿未給與ノ請願、是ハ御手許ヘ文書表デ廻ッテ居リマスカラ、請願者紹介議員等ノ名ハ讀ミマセヌ、其外第七十八號、第三百二十一號、此三件デゴザイマス、是ハ請願者ト紹介議員ト各異ッテ居リマスケドモ、願意ハ何レモ同様ノ意味デ、ゴザイマスカラ、請願委員會ハ採擇ノ理由アルモノト認メテ、以上四件ハ採擇シテ、院議ニ附スコトニ決定致シマシタ

○議長(杉田定一君) 本案採擇ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、可決ニナリマシタ、日程第十三家祿給與不足額下賜ノ請願

第十三 (特別報告第二十九號)家祿給與不足額下賜ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 ヲレデハ日程第十三ノ家祿給與不足額下賜ノ請願、本件モ御手許ニ特別報告ガ廻ッテ居リマスカラ、理由ハ詳シク説明致シマセヌ、採擇ノ理由アルモノト認メ、院議ニ附スルコトニ決定致シマシタ

○議長(杉田定一君) 本案採擇ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程十四、庄内川改修ノ請願

第十四 (特別報告第二十八號)庄内川改修ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 本件モ同ジク採擇ノ理由アルモノト認メテ、院議ニ移スコトニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本案採擇ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程十五、商船學校増設ノ請願

第十五 (特別報告第三十號)商船學校増設ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 商船學校増設ノ請願、是モ御手許ニ報告書ガ廻ッテ居リマスカラ、詳シクハ申シマセヌ、採擇ノ理由アルモノト認メテ、院議ニ移スコトニ決定致シマシタ

○議長(杉田定一君) 本案ハ採擇スルコトニ御異議ガアリマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、日程第十六、香川縣仲多度郡舊鹽飽島船方領知物成高處分ノ請願

市町村長ニ對スル行賞ニ關スル建議案 議事日程第九乃至第十五ノ件

第十六 (特別報告第三十二號) 香川縣仲多度郡 (委員長報告)

○福井三郎君 今議長ヨリ御報告ニナリマシタガ、香川縣仲多度郡舊鹽飽島船方領知物成高處分ノ請願、本件モ同ジク採擇ノ理由アルモノト認メテ、院議ニ移スコトニ決定致シマシタ

○議長(杉田定一君) 本案採擇ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、採擇スルコトニ決シマス、——日程第十七、石川縣能美石川兩郡境界變更ノ請願

第十七 (特別報告第三十六號) 石川縣能美石川 (委員長報告)

兩郡境界變更ノ請願

○福井三郎君 本件モ同ジク採擇ノ理由アルモノト認メテ、院議ニ移スコトニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本案ハ採擇スルニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、採擇スルコトニ決シマス——日程第十八、收入印紙賣下賣捌ノ請願

第十八 (特別報告第三十七號) 收入印紙賣下賣 (委員長報告)

捌ノ請願

○福井三郎君 本件モ同ジク採擇ノ理由アルモノト認メテ、院議ニ移スコトニ決定致シマシタ

○議長(杉田定一君) 本案モ採擇スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、採擇スルコトニ決シマス——日程十九、刑法及民法中改正ノ請願

第十九 (特別報告第四十號) 刑法及民法中改正 (委員長報告)

ノ請願

〔大問題ト呼フ者アリ〕

○福井三郎君 本件ハ少シ細カニ説明ヲ致シマセヌト分ラヌデゴザイマス、御手許ニ特別報告トシテ廻ッテ居リマスケレドモ、採擇ヲ致シマスニ餘程取捨ヲシテ採擇ヲ致シマシタノデゴザイマス、即チ請願ノ趣意ハ、刑法ノ明文ニ依リマス云フト有夫ノ女ガ姦通ヲシタルトキハ、刑法ノ罰則モ、有妻ノ男子ガ他ノ婦女ト姦通シタルモノハ、是ヲ不問ニ置イテアル是レ婦人ヲ玩弄物視スル野蠻ノ遺風デアッデ、公平ト云フコトハ出來ナイ、又法ノ精神ニモ背イテ居ル、時勢ノ進運ニモ背イテ居ル、文明ノ女子ヲ蔑視スルコトニナル、甚ダ恥カシキコトデアアル、故ニ今日ニ於テ、是等ノモノハ不都合デアアル、ソレ故ニ刑法中ニ、有妻ノ男子ノ姦通ヲ罰シテ、又民法中ニ有妻ノ男子ノ姦通ノ規定及是ニ對スル制裁ノ規定ヲ設ケテ、一夫一婦ノ趣意ニ適フヤウニ改正セラレタイト云フノデアアル、(大賛成ト呼フ者アリ)ソコデ、請願委員會ニ於テハ、審議討論ノ結果、斯ウ云フコトニ決定ヲ致シマシタ、凡ソ刑法ニ於テ女子ノ姦通ヲ罰スルト同様ニ、有妻ノ男子ガ他ノ婦女ニ姦シタル場合ニ、之ヲ罰セヨト云フコトデゴザイマスガ、社會ノ道德ノ進運今日デハ、是ノ如ク刑法ヲ改正スル必要ハゴザイマス、即チ不必要、杞憂ニ屬スルコト云フ趣意デ、此點ハ採用致シマセヌデゴザイマス、ソレカラ民法中ニ改正ヲ要スルコト云フ點

ハ、有妻ノ男子ガ他ノ有夫若クハ無夫ノ女子ト通シ、有夫ノ女子ガ他ノ有婦、若クハ無妻ノ男子ト通シタルモノハ姦通トス、ト云フ定義ヲ定メテ貫ヒタイ、而シテ夫婦ノ中、何レナリトモ姦通セラレタル者ハ、其一方ヨリ裁判所ニ訴出タルトキハ、相當ノ償金ヲ取リ得ルコトニ改メテ貫ヒタイ、而モ其償金ハ雙方ノ所有スル財産ノ總額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ザルコト、ト云フ制限ヲ設ケテ置イテ宜シイト云フ意味デアアル、是等ハ總テ採擇ヲ致シマセヌデ、唯請願委員會ハ、之ヲ院議ニ付スベキモノト決定ヲ致シマシタ、趣意ハ斯ウ云フノデゴザイマス、有妻ノ夫ガ他ノ婦女ト姦通シタルトキ、妻ガ之ヲ認容セザル限ハ、民法上離婚ノ原因ト爲スコトヲ得ルモノトシテ、之ヲ院議ニ移スコトニ決定ヲ致シマシタ、ゴザイマス、請願委員會ハ、最モ適當ナル取捨ヲ致シタル積リデアリマス、宜シク御諒察ノ上、是ハ毎年超ル問題デアリマスカラ、是非本年ハ採擇セラレンコトヲ附言シテ置キマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハゴザイマセヌカ

○宮古啓二郎君 此案ニハ反對デアリマス、是ハ今マデ屢々法律案トシテ出マシタコトモアリマス、又請願トシテ出タコトモアルノデアリマスガ、既ニ否決ニナッテ居リマスノデ、元來有夫ノ女ト有妻ノ男ト云フノハ、其性質ガ自カラ違ッテ居ルノデアアルカラ、殊ニ斯ウ云フ事柄ヲ刑法中ニ加ヘルコトハ、今日マデナイト思ヒマスカラ、今マデノ通り否決アラシコトヲ望ミマス

〔贊成々々「採決々々」ト呼フ者アリ〕

○根本正君 贊成ノ演説ヲシマス

○議長(杉田定一君) 採決スベシト云フ諸君ノ……

○根本正君 議長——反對ヲシマス(笑聲起ル)贊成デアリマス

〔是ノ如キコトニ反對スルト議員ノ品位ニ關シマス〕ト呼フ者アリ〕

○根本正君 御許シナリマス

○議長(杉田定一君) 根本正君

○根本正君 今日我日本ノ文明ニ於キマシテ、男モ女モ同ジ權利ヲ持ッテ居リマス、女ガ姦通ヲシテ罰シマスルナラバ、男モ姦通ヲシテ罰シテ宜シイ、之ヲ殊更ニ我日本帝國議會ガ、惡ヲ認メテ善ト爲スト云フノハ、甚ダ文明ニ逆ッテ居ル議論ト思ヒマス、此請願ハ滿場一致ヲ以テ採擇アラシコトヲ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス、採擇スベシト云フ諸君ハ起立ヲ願ヒマス

起立者 少數

○議長(杉田定一君) 少數デアリマス、採擇スベカラズト云フコトニ決シマシタ、日程二十、官吏不採用ノ請願

第二十 (特別報告第四十一號) 官吏不採用ノ請 (委員長報告)

願

○福井三郎君 ソレデハ日程第二十ノ報告ヲ致シマス、是モ少シク説明ヲ要スル件ト思ヒマスカラシテ、ドウカ暫時御靜肅ニ願ヒマスガ(「謹聽々々」ト呼フ者アリ)是ハ官吏不採用ノ請願ト題スル件デゴザイマス、請願者ハ、岡山縣平民長田治太郎、紹介議員ハ西村丹治郎君デアリマス、此請願ノ趣意ハ、此請願者タル長田治太郎ナルモノガ、山口、廣島、大阪、臺灣、此四箇所ノ巡査採用試験ガ岡山市ニ於テアッタトキニ、其試験ニ應ジテ、及第ヲ致シマシタ、及第ヲ致シマシテ、待命中デアッテ其待命中デアッタニ拘ラズ、巡査教習所ナル試験ヲシタル場所ヨリ、都合アッテ採用出來ヌト云フ知ラセザ得タ——通知ヲ得タ、斯ウ云フコトデアアル、其都合ト云フコトハ、官廳ノ都合ニ屬スルコ

トデアッテ、單ニ都合トアツタカラ分ラヌ故ニ、ソレカラ手續ヲ以テ、所轄ノ警察署ニ問合シタトコロカ、舊幕府時代ニ、穢多ヲ稱スルモノ、子孫ハ、官公吏ニ採用スルコトハ出來ヌ方針アルカ故ニ、都合上採用ヲセスト云フコトアルト答ヘタト申スコトアル、ソコテ請願者ハ、明治昭代ニ穢多ナルモノ、アルヤ否ヤ、疑テ居ルト云フコトハナカラウ、故ニ是ノ如キコトヲ夢ミテ、試験ヲ受ケテ合格シタルモノヲ、ソレヲ採用セスト云フコトハ、不都合デアラウカラシテ、其始末ヲシテ吳レ、斯ウ云ウコトガ、請願ノ趣意デアツタノデゴザイマス、ソレヲ請願委員會ハ當局者ニ説明ヲ求メシタラ、當局者ハ事實左様ナコトハナイト云フコトデアツタマシタケレドモ、請願委員會ニ於テハ、請願者ノ傍ニ書イタル事柄ニ依テ、狀況ヲ推測リマス、事實ニ於テ確カニ斯様ナコトガアツタラウト認メマシタ故ニ、若シアツタトスレバ、行政監督上其儘拾置クベカラズト云フコトデアツタマシタカラ、之ヲ採擇致シマシタノハ、院議ヲ以テ如何ナル處置ヲシタノデアルカ、政府ニ對シテ適當ノ報告ヲ求ムルト云フ趣意ニ於テ、院議ニ移スト云フコトニ決定ヲ致シマシタノデゴザイマス

〔採擇スベシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 採擇スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——二十一、區裁判所管轄區域變更ノ請願

第二十一

(特別報告第四十二號)區裁判所管轄區域變更ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 是ハ御手許ニ迴テ居リマス特別報告書ノ如クデゴザイマス、請願委員會ニ於テハ、採擇ノ理由アリト認メテ、院議ニ移ストベキモノト決定致シマシタ

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——二十二、舊葉煙草賣買業者ニ交付金下附ノ請願外二十八件

第二十二

(特別報告第四十四號)舊葉煙草賣買業者ニ交付金下附ノ請願外二十八件 (委員長報告)

○福井三郎君 此二十二ノ舊葉煙草賣買業者ニ交付金下附ノ請願、是ハ唯今議長ヨリ宣告セラレタ通、都合二十九件ヲ一括シテ、此議題ニ供セラレテ居ルノデゴザイマス、所デハ御手許ニ特別報告ガ迴テ居リマスマイト存ジマス——特別報告ハ致シマシタガ、印刷ガ間ニ合ハナイタメニ、御手許ニ御迴シ、テ居ルマイト考ヘマスカラ、簡單ニ理由ヲ申シマスガ、是ハ煙草專賣法改正ノ際ニ煙草製造業者ハ、其業ニ離レルニ當ツテ、交付金ヲ貰ツテ、ソレヲ以テ幸ニ實財ニ充テラザラザラ得タノデゴザイマス、然ルニ同ジ性質ノ商賣ヲシテ居ルトコロハ、葉煙草賣買業者ナルモノハ、業ハ同ジク製造業者ト共ニ奪ハレタニモ拘ハラズ、是獨リガ交付金ヲ、貰ハナイタメニ、是ハ後トテ商賣スルコトガ出來ナクナツデモ、一向構ハナイ、餓ヘテモ頓著シナイト云フコトニナツテ居ル、是ノ如ク製造業者ニ厚クシテ、賣買業者ニ薄クナツテ居ルト云フノハ、是ハ甚ダ偏重偏輕ノ不公平ノモノデアルト言ハナケレバナラス、ソレハ免モアレ角アレ、實際當時ノ葉煙草賣買業者ナルモノハ、業ヲ失ウテ、今日マダ日淺クシテ、轉業ノ方法モ立タズ、困ツテ居ル、既ニ困ツテ居ル者ノ中ニハ、殆ト破産ニ瀕シテ居ルト云フ始末デアル、故ニ多クハ貪ラヌガ、

昨年極々煙草ノ交付金ノ九百十萬圓ト云フモノガ、幾何カ殘ツテ居ルヤウニ承知シテ居ルコトデアルカラ、ドウゾ多少デモ國家ノ惠ミ與リタイト云フ、斯ウ云フ請願ノ趣意デアツタマシマス、故ニ請願委員會ニ於キマシテハ、當局者ノ意見ヲ聽キ、或ハ紹介議員ノ説明ヲ求メモ致シマシテ、丁寧親切ニ審查ヲ致シマシタ結果、至極尤ナル請願デアルト云フコトニ同情ヲ寄セマシテ、満場一致ヲ以テ、之ヲ採擇シテ、院議ニ附ストベキモノト決定致シマシタ

〔採擇スベカラズト呼フ者アリ〕

○松浦五兵衛君 反對ノ意見ヲ一言致シタイ、(竹越與三郎君「請願ハ討論ヲ用井ズ採否ヲ決定スベシト呼フ」)私ハ是ニ反對セザラ得ヌ、此葉煙草賣買業者ノ交付金下附ノ請願ニ付キマシテハ、唯今福井君ヨリ其實ハ、説明ガゴザイマシタガ「元來此事ハ一昨年、本院ニ於テ煙草專賣法案ヲ議スルトキニ、既ニ委員會ニ於キマシテモ、此問題ガ上ツタノデゴザイマス、而シテ其當時イロ／＼調査審議ノ結果、普通ノ製造者ト異ツテ、賣買業者ノ如キハ、自カラ轉業スルコトニモ差支ナク、隨ツテ格段ナル交付金下附スルノ必要ガナイト云フコトニナリマシタ、サリナガラ特典シテ葉煙草賣買業者ハ、元賣捌人タルコトヲ許シタノデアリマス、其際ニ相當ノ特典ヲ與ヘタノデアリマス、然ルニ今日ニ及ンデ、是ノ如キ請願ヲナシテ來タト云フノハ、甚ダ怪シカラヌ次第デアルト私ハ信ズル、殊ニ私ハ長クハ申シマセヌガ、此問題ニ付イテハ、近來怪シカラヌ風聞モアル(「ヒヤ／＼」ト呼フ者アリ)固ヨリ私ハ左様ナコトハ信ジマセヌ、是ハ虛言デアラウト思ヒマス、併シ盧ナリトモ、少ナクモ其風説ノ現ハレタト云フ、ソレ自身ガ請願ノ原因ニ於テ、頗ル不審ナモノデアルト云フコトガ分ルデアラウト思ヒマス、因テ満場採擇セラレザランコトヲ希望致シマス

〔贊成々々ノ聲起ル〕

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、採擇スベシト云フ御方ノ起立ヲ願ヒマス

起立者 少數

○議長(杉田定一君) 少數デアツタマシマス、否決トナリマシタ——二十三、煙草專賣法中改正ノ請願、二十四、煙草專賣法中改正ノ請願、此二ツヲ一括シテ議題ニ致シマス

第二十三

(特別報告第四十六號)煙草專賣法中改正ノ請願 (委員長報告)

第二十四

(特別報告第五十號)煙草專賣法中改正ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 唯今議長ヨリ宣告シタリマシタ一案モ、同ジク特別報告ガ御手許ニ迴ツテ居リマスマイト存ジマスカラ、簡單ニ其願旨ヲ説明シテ置キマスガ、是ハ煙草專賣法中改正ノ請願デアツタマシテ、請願者ハ大阪府平民梅川豐吉郎外九名、紹介議員ガ中林友信君デアツタマシマス、是ハ現行ノ煙草專賣法ガ甚ダ嚴酷ニ失シテ居テ、耕作者ガ、甚ダ迷惑ヲ受ケル、故ニ是ノ如キ手續ヲ廢スルカ、若クハ之ヲ改正スルカデナケレバ、耕作者ガ面倒ガアツテ、終ニ耕作者ハ滅ルデアラウ、滅タ結果ハ大切ナ國產ノ作リ高ニモ影響ヲ及ボシテ、由々シキ大事デアラウ、獨リ耕作者自身ヲ保護スルハカリデナク、國家ノ利益ヲ保護スル上カラ、是ハ是非改廢シナケレバナラスト云フ趣意ナノデゴザイマス、ソレカラ其次モ同ジク煙草專賣法中改正請願デアツタマシマスガ、此請願者ハ鹿兒島縣平民鹽山秀政外八名、紹介議員ガ池田惟貞君デアツタマシマス、是ハ現行專賣法ノ第十一條ニ、葉數ヲ調ベル、量目ヲ調ベルナドト云フコトガ規定シテアツテ、由來

耕作者が非常ニ迷惑スル、葉數ガイクラ、目方が何ボナドト云フ、細カイ調ヲサセラレル
ノテ、實ニ耕作者ノ迷惑、是ニ過ギタルモノハナイ、此結果モ亦耕作者ヲ滅ズルト云フ
コトニナリテ、結局煙草ノ作付ヲ少ナクスル、サリナガラ、兩方トモ知レナクナリテハイケナイ
カラ、葉數ヲ調ベルコトヲケハ、止メテ量目ヲ査定スルコトニ改正シテ欲シト云フ、請願
デゴザイマス、是ハ免ニ角、嚴酷ナル手續ヲ寬ニシテ、サウシテ國產ヲ殖スト云フ、適當ナ請
願ト認メテ、請願委員會ニ於テハ、之ヲ院議ニ移スベキモノト決定シテ次第デゴザイマス

○議長(杉田定一君) 二十三、二十四ハ、採擇ニ御異議アリマセヌカ
(異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——二十五、煙草賣捌營業稅免除
ノ請願、二十六同様ノ件、此二ツヲ併セテ議題ニ供シマス

第二十五 (特別報告第四十八號) 煙草賣捌營業稅免除ノ請願 (委員長報告)

第二十六 (特別報告第五十五號) 煙草賣捌營業稅免除ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 本件ニ付イテモ、亦少シク説明ヲシナケレバ御分リニナラヌト思ヒマスガ、
是ハ煙草賣捌營業稅免除ノ請願デゴザイマス、同様ノ件ガ二件デゴザイマス、ツレデ請
願者ハ山梨縣平民望月彌三郎、紹介議員ハ根津嘉一郎君デゴザイマス、是ハ斯ウ云フ
趣意デゴザイマス、政府ヨリ命ゼラレテ居ルコトコノ收入印紙トカ、何トカ云フモノヲ賣
テ居ルモノハ、今日ハ營業稅法中ニ、課稅ハ免除ケニナリテ居ル、ツレデ煙草ト云フモノ
ヲ、元ト勝手ニ賣買シテ居ル時分ニ、其利益ニ對シテ、營業稅ヲ課セラレト云フノ
ハ、當然デアルガ、今日ハ政府ノ收入印紙郵便切手同シク官業トナリテ、官デ拵ヘルモ
ノヲ、唯單ニ取次イテ賣捌イテ居ルノデアッテ、少シモ印紙ヲ賣ルノ異トコロハナイ、ツ
レニモ拘ハラズ、舊製造業者、或ハ賣買業者デアツタ時代ノ營業稅ヲ、其儘ニ課セラレ
ト云フコトハ、間違テ居ルカラシテ、ドウモ營業稅ヲ免除ケテ貰ヒタイト云フ趣旨デゴザ
イマス、ツレデ請願委員會ニ於キマシテハ、十分ニ政府ノ答辯ヲ求メ、又審查モ致シマシ
タガ、其結果穩當ナル請願ト認メテ、是ヲ院議ニ移スベキモノト決定致シマシタ

○議長(杉田定一君) 二十五、二十六ノ二請願ヲ、採擇スベシト云フ諸君ノ起立
ヲ願ヒマス

起立者 少數
○議長(杉田定一君) 少數デゴザイマス、二案トモ否決ニナリマシタ——二十七、日
露戰役ニ付個人損害救済ノ請願外一件

第二十七 (特別報告第四十五號) 日露戰役ニ付 (委員長報告)

○福井三郎君 本件ハマダ印刷ニナリテ居リマセヌカラ、御手許ニ廻テ居リマセヌト存
シマスガ、請願者ハ東京府平民貿易商杉浦龍吉外十一名、紹介議員ハ多田作兵衛
君外七名、外ニモウ一件同様ノ日露戰役ノ結果、浦鹽若クハ樺太等ニ於テ受ケタル
損害ハ、國家ニ於テ救済ヲ受ケベキモノデアルカラ、救済ヲシテ欲シト云フノデアリマス、
是モ鄭重ニ審議ヲ致シマシテデゴザイマスガ、至極適當ナル請願ト認メマシテ、院議ニ移ス
コトニ決定致シマシタデゴザイマス

○議長(杉田定一君) 採擇スルニ御異議アリマセヌカ
(異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(杉田定一君) 採擇ニ決シマス、次ハ日程ノ二十八天鹽北見線工事速成ノ
請願

第二十八 (特別報告第四十七號) 天鹽北見線工 (委員長報告)

○福井三郎君 本件モ亦印刷未了ノモノデアリマシテ、天鹽北見線工事速成ノ請願
デアリマシテ、是ハ北海道平民榎秀三外三十二名ノ請願デ、紹介議員ハ河原林義雄
君外一名デアリマス、是モ請願デ字ノ如ク、天鹽北見間ノ鐵道工事ノ速成ヲ願ヒタイ
ト云フノデアリマシテ、至極尤ノ請願ト思ヒマシテ、院議ニ移スコトニ決定致シマシテデ
ゴザイマス

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議アリマセヌカ
(異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程ノ二十九、郡役所廢止ノ
請願

第二十九 (特別報告第四十九號) 郡役所廢止 (委員長報告)

○福井三郎君 本件モ印刷未了デアリマスガ、是ハ靜岡縣平民農太橋賴模ノ請願
デ、紹介議員ハ松浦五兵衛君外一名デアリマス、是ハ表題ノ如クデアッテ、別ニ理由ハ述
ベルマデハナイト存シマス、請願委員會ハ院議ニ附スベシト云フコトニ決シマシテデゴザイ
マス

○議長(杉田定一君) 採擇ト云フニ御異議アリマセヌカ
(異議ナシ)又「反對」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 反對ガアル以上ハ採決シマス、本請願ヲ採擇スベシト云フノ諸
君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數
○議長(杉田定一君) 多數デアリマス、——大多數デゴザイマス、——日程第三十、
地方各町村ニ招魂社建設ノ請願外二件

第三十 (特別報告第五十一號) 地方各町村ニ招 (委員長報告)

○福井三郎君 唯今ノ議長ヨリ宣告ニナリマシタ地方各町村ニ招魂社建設ノ請願ト
云フ、他ニ同ジモノガ二件デゴザイマス、是モ印刷未了デアリマスガ、少シク説明ヲ致サ
ナケレバ分ラヌト思ヒマス、是ハ日清戰役ノタメニ、國家ニ忠ヲ盡シテ戰死シタル人、或
ハ日清戰役ノ際ニ戰死シタル人等ハ、皆招魂社ニ於テ合祀セラレテ居ルカラ、何モ遺
憾ハナイヤウナモノ、其遺族ナドハ、遠ク二百里二百里ノ邊境ニ住ンデ居ルモノガアリ、
勿論彼等ガ禮拜ニ出テ來ルコトハムツカシシ、且遺族ハ皆長ク別レテ居ルコトニナルノ
デカラ、ドウモ苦シムカラ、譯デモナシ、サウ云フコトニシテ貰ヒタイト云フノデアリマス、請
願委員會ニ於テモ、是ハ實ニ尤ナル請願ト思ヒマシテ、請願委員會皆涙ヲ垂レテ、是ニ同
情ヲ表シテ次第デゴザイマスガ、何卒採擇アラントラ望ミマス

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス、日程ノ三十一、水面埋立ノ請願

第三十一 (特別報告第五十三號) 水面埋立ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 唯今議長ヨリ宣告ニナリマシタ、水面埋立ノ請願ハ、是ハ千葉縣平民石毛巳之助外五十五名ノ請願デアリマシテ、紹介議員ハ加瀬禮逸君デアリマス、是ハ最早御手許へ特別報告ガ廻リテ居ル筈デアリマスカラ、詳シク理由ヲ述ベル必要ハアリマセヌ、請願委員會ハ、採擇ノ理由アルモノトシテ、院議ニ移スコトニ致シマシタ

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議ハアリマセヌカ
(異議ナシト呼フ者アリ)

第三十二 (特別報告第五十四號) 下級海員養成補助ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 本件モ印刷未了デアリマスガ、請願者ハ東京市京橋區元數寄屋町平民船舶代理業太刀川又八郎デアリマシテ、紹介議員ハ安藤新太郎君デアリマス、其請願ハ、下級海員ノ養成補助ノ請願デアリマス、是モ採擇ノ理由アルモノトシテ、院議ニ移スコトニ決シマシテゴザイマス

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議ハアリマセヌカ
(異議ナシト呼フ者アリ)

第三十三 (特別報告第五十八號) 電話架設ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 是モ印刷未了デアリマス、請願者ハ兵庫縣平民大森與三、外二十六名デアリマシテ、紹介議員ハ田寺敬信君外一名デアリマス、是ハ姫路市ニ電話ヲ架設シテ實ニタイト云フ請願デアリマシテ、姫路市ノ今日ノ狀況ニ於テハ、年々般盛ヲ極メマシテ、尤ナル請願ト思ヒマシテ、請願委員會ニ於テハ、是ヲ院議ニ移スベシト云フコトニ決シマシテゴザイマス

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議ハアリマセヌカ
(異議ナシト呼フ者アリ)

第三十四 (特別報告第五十九號) 韓國在留中暴徒ノ爲慘殺セラレタル者ニ關スル損害及遺族扶助料ノ請願 (委員長報告)

○福井三郎君 本件モ印刷未了デアリマスカラ、少シ説明ヲシナケレバ御分リニナラヌト思ヒマス、是ハ山口縣平民南平外十名ノ請願デアリマシテ、紹介議員ハ斯ク申ス本員デアリマス、是ハ二十七八年ノ朝鮮國ニ於ケル、東學黨ノコトガ起リタ時分ニ、韓國仁川ニ居リマシタ日本人十一名ノモノガ、一艘ノ朝鮮船ニ貨物ヲ積ミ込メ、清國

官報號外 明治三十九年三月二十八日 衆議院議事速記第二十三號

(二二)

ノ占領地ニ向テ出發シタデアリマス、所ガツレ以來杳トシテ消息ガ絶ヘタノデアル、如何ニシテ居ルカト思フテ搜索ヲシテ居タトコロガ翌年ニ至ッテ陸軍ノ御用船ガ、風波ヲ避ケテ、黃海道ノ長淵府下長山申ト稱スル所ニ寄泊シテ居タ時ニ、偶然其消息ヲ聞イタノデアアル、即チ日本商人十餘名ガ、風浪ノ難ヲ避ケテ、同地ニ來テ居タ時ニ、東學黨ガ蜂起シテ、其金圓貨物ヲ掠奪セラレタル上ニ、悉ク之ガタメニ虐殺セラレタト云フコトデアリ、此事ヲ聞イテ、大イニ驚キ、是ガ搜索ノ端緒トナリマシテ、當時陸海軍省ヨリ憲兵ノ曹長某ト云フ者ガ、其地ニ派遣シタデアリマス、其派遣ノ時ニ、被害者ニ關係ノ者ガ續イテ參リマシテ、親シク探索ヲ遂ゲマシタトコロガ、何時時過キテ居ルコトデアッタガ、遺骸ハ空シク廣原ニ散亂シテ居タ、實ニ見ルモ悲慘ノ有様ヲ呈シテ居タ、而シテ所持ノ貨物等ハ皆東學黨ノタメニ掠奪セラレタト云フコトガ、其地方ノ口碑ニ殘リテ居ルモノト云フ有様デア、出張官吏ハ、遺骸ヲ拾集シ、火葬ニ附シテ之ヲ同行ノ遺族ニ分チ與ヘラレタノデアリマス、是ノ如ク明カナル事實デアリテ、韓國ノ暴動——東學黨ノタメニ受ケタ損害ニ對シテハ、朝鮮政府ニ向テ、被害高ト立ニ遺族扶助料ノ要求ヲナスベキモノデアルト云フノデ、領事ニ國際的談判ヲ持込メタデアリマス、然ルニ年所ヲ歷ルコト茲ニ十餘年ノ今日ニ至ッテモ、未ダ何等ノ音沙汰ナク、全ク以テ梨ノ礫デアルツコト如何ニ取計シテ呉レタカラト云ツテ、其筋二度々問合セタ所ガ、公然ノ言葉トシテハ答ヘラレナイサウデアルガ、領事ノ言葉ニハ、當時朝鮮ニ起リタ東學黨ナルモノハ、日本國ニ於テ勦滅ノ責任ヲ負フテ居タト云ケルハ、其責任範圍ニ於テ、東學黨ガ暴レタデアルカラ、朝鮮政府ニ向ッテ損害ヲ求ムデアル、如何ナモノデアラウカ、故ニ其損害ヲ受ケタ人民ガ、損害ヲ申出タナラバ、抑ヘ付ケ置クコト云フウナコトデア、時ノ公使、即チ其時ノ公使ハ確カ井上伯ト思ヒマスガ、ツレ等ノ筋カラ訓令シテ、抑ヘ付ケ置クコトデア、其タメニ奈何トモスルコトガ出來ズ、書類ハ空シク棚ノ上ニ累ネテ塵ニ塗レテ居ル始メデアルト云フコトデアリマス、所デ若シツレガ其如クデアリマシタナラバ、其責任ハ帝國ノ國庫ニ歸スルモノデアルカ、若シ帝國ノ國庫ニ歸スベカラザルモノナラバ、國際談判ヲ開イテ、其途ニ運ベキモノデアルカ、二者其一ノ道ニ決セラレタイト云フコトガ、即チ請願ノ趣意デアリマス、故ニ請願委員會ハ、審查ノ末、是ノ如キ事實アリヤ否ヤ、且又事實アリトスレバ其事件ニ對シテ當局者ハ如何ニ取計ハレタカ正確ナル報告ヲ求ムベキモノト云フニ決定致シマシタ、故ニ政府ニ向テ報告ヲ求ムベキ筋合ニ於テ、院議ニ附スベキモノト決定致シマシタ、故ニ政府

第三十五 (特別報告第六十號) 門司市水道敷設 (委員長報告)

○福井三郎君 御覽ノ通デアリマス、文明ヲ暖タシテ進シテ行ク今日、マダ水道ガ出來テ居ラナイ、此水道ニ對シテ、國庫ノ補助ヲ得タイト云フ請願デ、請願委員會ハ滿腔ノ同情ヲ拂シテ、採擇致シタデアリマス、故ニ院議ニ移スベシト云フコトデアリマス

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議ハアリマセヌカ
(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス、三十六、登記出張所新設ノ請願

四五五

第三十六

(特別報告第六十一號)登記出張所新設ノ請願

(委員長報告)

○福井三郎君 本件を印刷未了アラウト存シマス、御手許へ參テ居リマスレバ、評議申上ケマスガ、採擇ノ理由アルモノト認メテ、院議ニ移スコトニ決定致シマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、日程三十七、川越區裁判所中山出張所再置ノ請願

第三十七

(特別報告第六十二號)川越區裁判所中山出張所再置ノ請願

(委員長報告)

○福井三郎君 御聽ノ通デアリマス、此請願ハ相當ノ理由アルモノト認メテ院議ニ移スコトニ決定致シマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

第三十八

(特別報告第六十三號)海務署出張所設置ノ請願

(委員長報告)

○福井三郎君 是モ報告ハ御手許へ迴テ居リマスカラ、評議申シマス、海務署出張所設置ノ請願ハ、採擇ノ理由アルモノト認メテ、院議ニ移スコトニ決定致シマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

第三十九

(特別報告第六十四號)臺灣生産ノ粉茶輸出稅特別免除ノ請願

(委員長報告)

○福井三郎君 本件ノ如キハ、多ク請願ヲ採擇致シマス中ニ於テモ、最モ大切ナルモノト認メテ請願委員會ハ、全會一致ヲ以テ之ヲ採擇致シマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、報告ガアリマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○福井三郎君 是デ請願ノ報告ノ採擇致シマスモノデケハ、了リマシタ

(拍手起ル)

(書記朗讀)

一關稅定率法改正法律案兩院協議會議長及副議長左ノ通當選セラレタリ

議長 栗原 亮一君

副議長 波多野傳三郎君

一貴族院ハ本院送付ニ係ル政府提出明治三十二年法律第七十五號中改正法律案明治三十二年法律第七十六號中改正法律案及本院提出明治三十二年法律第八十六號中改正法律案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒アリタリ

○議長(杉田定一君) 暫時休憩致シマス

午後三時四分休憩

午後六時五十四分開議

○議長(杉田定一君) 報告致シマス、衆議院ヨリ提出セラレタル質問ニ對シテ、政府ヨリ答辯書ヲ差出サレマシタ、會期切迫ノ場合故、朗讀ヲ省略致シマシテ、速記録ニ掲載スルコトニ致シマセウと思ヒマス、御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

(書記朗讀)

一貴族院ハ本院送付ニ係ル政府提出京釜鐵道買收法案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒アリタリ

一貴族院ヨリ回付セラレタル議案左ノ如シ

鐵道國有法案

一武藤金吉君提出谷中村不法買收ニ關スル質問ニ對シ原內務大臣ヨリ望月長夫君提出樺太統治ニ關スル質問ニ對シ西園寺外務大臣寺內陸軍大臣ヨリ恆松隆慶君提出家祿賞典祿處分ニ關スル質問ニ對シ阪谷大藏大臣ヨリ松本君平君提出對外政策ニ關スル質問ニ對シ西園寺外務大臣ヨリ花井卓藏君外二十

九名提出刑事事件統計表ニ關スル質問ニ對シ松田司法大臣ヨリ江間俊一君提出犯罪檢査ノ方針ニ關シ政府答辯ニ對シ松田司法大臣ヨリ花井卓藏君提出緊急勅令ノ質問ニ對シ答辯ニ關スル質問ニ對シ寺內陸軍大臣

原內務大臣ヨリ森本駿君提出臺灣震災被害救済ニ關スル質問ニ對シ原內務大臣ヨリ星松三郎君提出滿韓ニ貯蓄シ置キタル糧食ニ關スル質問ニ對シ寺內陸軍大臣ヨリ答辯アリタリ

(左ノ答辯書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

衆議院議員武藤金吉君提出谷中村不法買收ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差

選候也

明治三十九年三月二十七日 內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員武藤金吉君提出谷中村不法買收ニ關スル質問ニ對スル答辯書

書

明治三十七年度追加豫算トシテ第二十一議會ニ於テ協贊ヲ經タル災害土木費補助金貳拾貳萬圓ハ枋木縣災害土木費總額七十五萬七千四百七十三圓九

十一圓二厘ニ對シ補助シタルモノニシテ縣稅收入ノ一部ニ充テ災害土木全體ノ

工事費ニ使用スルモノナリ

一町村ノ廢置分合ヲ要スル場合アリトスレハ町村制第四條ニ依リ其手續ヲ爲スヘキ

モノナリ

右及答辯候也

明治三十九年三月二十六日 內務大臣 原 敬

衆議院議員望月長夫君提出、樺太統治ニ關スル質問ニ對シ、別紙答辯書差進

候也

明治三十九年三月二十七日 內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員望月長夫君提出樺太統治ニ關スル質問ニ對スル答辯書

樺太島ノ軍政ハ其秩序整頓スルヲ待テ之ヲ廢止スル見込ナリト雖今日ニ於テ其

時機ヲ豫定スルヲ得ス而テ軍政廢止後ニ於ケル統治ノ方法ニ付テハ政府ハ諸般ノ關係ヲ調査研究ノ上之ヲ決定スヘシ

樺太島對露前露國政府ヨリ同島沿岸漁區長期貸下ヲ得タリト稱スル露國臣民ニシテ日露講和條約第十條ニ據リ各自財產權ノ確證ヲ方所轉代表者ヲ通シテ帝國政府ヘ申請セルモノアルハ事實ナリ而テ之レカ申請ニ對シ政府ハ目下詮議中ナリ

右及答辯候也

明治三十九年三月二十七日

外務大臣侯爵西園寺公望
陸軍大臣 寺內正毅

衆議院議員恆松隆慶君提出家祿賞典祿處分ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十九年三月二十七日

衆議院議長杉田定一殿

內閣總理大臣侯爵西園寺公望

書

衆議院議員恆松隆慶君提出家祿賞典祿處分ニ關スル質問ニ對スル答辯書

第一 法律第八十四號第五條ニ於テ壹千圓以內トアルハ發行スヘキ公債ノ最大限ヲ見釐リタルニ過キスシテ固ヨリ調査結了後ニ非サレハ確數ヲ知ルニ由ナシ隨テ公債ノ利金ヲ毎年五拾萬圓ツ、協賛ヲ求メ又公債總金五拾萬圓ノ協賛ヲ求メタルモ前記ノ理由ニ外ナラス

又曾テ請願ノ理由アリト認メラル、モノ、豫想額ヲ述ヘタルコトアルモ當時ハ尙ホ調査進行中ナリシヲ以テ所謂豫想ニ過キス調査ノ方針ハ終始變ルコトナシ

第二 丸龜藩知事京極朝徹ハ明治四年三月二十七日ヲ以テ藩ヲ改テ縣ト稱セシコトヲ上請シ併セテ戶籍ヲ釐正シ人材ヲ教育セシカ爲ニ士族給祿ヲ今一般節減スルコト其他各項ノ施政方針ニ付朝裁ヲ乞ヘリ而シテ其廢藩置縣ノ件ニ付テハ明治四年四月十日ヲ以テ裁許セラレ同日京極朝徹ヲ以テ丸龜縣知事ニ任セラレタリ施政ノ方針ハ同年四月十二日ヲ以テ總テ伺ノ通り許可セラレ

爰ニ於テ丸龜縣ハ士族卒ノ家祿ヲ節減シ明治四年六月ヲ以テ之ヲ居出テ舊丸龜藩士族卒ハ此ノ祿高ニ據リ處分ヲ受ケタルモノナリ

以上ノ如ク本藩士族卒ノ祿高ハ經伺ノ上改正ヲ加ヘテ決定シタルモノナレハ則チ政府ノ命令ニ依リ定マリタルモノナリ

明治三十九年三月二十六日

大藏大臣 法學博士阪谷芳郎

衆議院議員松本君平君提出對外政策ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十九年三月二十七日

內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員松本君平君提出對外政策ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 質問第一ニ關シ政府ハ目下殖民省若クハ殖民局ヲ設置スルノ意ナシ

一 質問第二ニ關シ政府ハ南米及中央亞米利加ニ於ケル條約未締結諸國ト修交及通商航海條約ヲ締結シ次テ公使及領事官ヲ派遣セントス

一 質問第三ニ關シ曩ニ清國ニ於ケル利權回復排外思想ノ勃興ハ日本ノ煽動ニ出

官報號外

明治三十九年三月二十八日

衆議院議事速記第二十三號

議長ノ報告

ウルモノナリトノ流説アリシ際政府ハ斯ル流説ノ全然無根ニシテ徒ラニ帝國ノ威信ヲ毀損セントスルモノ、捏造ニ外ナラサル所以ヲ知ラシムルニ必要ナル措置ヲ執リタリ

右及答辯候也

明治三十九年三月二十六日

外務大臣侯爵西園寺公望

衆議院議員花井卓藏君外二十九名提出刑事事件統計表ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十九年三月二十七日

內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員花井卓藏君外二十九名提出刑事事件統計表ニ關スル質問ニ對スル答辯書

訴訟事件ニ付統計年報ヲ作製セシムルコトアルモ之ヲ以テ司法官ノ技能ヲ判定スルノ料ニ供スルモノニ非ス

明治三十九年三月二十六日

司法大臣松田正久

衆議院議員江間俊一君提出犯罪檢舉ノ方針ニ關シ政府答辯ニ對スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十九年三月二十七日

內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員江間俊一君提出犯罪檢舉ノ方針ニ關シ政府答辯ニ對スル質問ニ對スル答辯書

一 前答辯書ハ現內閣ニ於ケル政府ノ方針ヲ示シタルモノナリ

二 質問主意書ニ言フ所ノ處置ニ付テハ調査ヲ遂ケタル後ニ非サレハ決定スルコトヲ得ス

明治三十九年三月二十六日

司法大臣松田正久

衆議院議員花井卓藏君提出緊急勅令ノ質問ニ對スル答辯ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十九年三月二十七日

內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員花井卓藏君提出緊急勅令ノ質問ニ對スル答辯ニ關スル質問ニ對スル答辯書

勅令第二百四十二號ハ既ニ其ノ目的ニ達スルト同時ニ廢止ニ歸シタルモノト認ム又議員ノ質問ニ對シ主管大臣カ答辯ヲ爲スハ慣例ニ依リタルモノナリ其ノ他ハ曩ニ答辯シタルヲ以テ更ラニ答辯セス

明治三十九年三月二十七日

陸軍大臣寺內正毅

衆議院議員森本駿君提出臺灣震災被害救濟ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十九年三月二十七日

內務大臣原 敬

衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員森本駿君提出 臺灣震災被害救済ニ關スル質問ニ對スル答辯書

本月十七日嘉義地方地震ノ爲メ被害者ノ救護ニ付キテハ政府ハ災害後直ニ多數主務ノ官吏醫員等ヲ派遣シ地方廳ノ吏員ト共ニ全力ヲ盡シテ救済ニ從事セシメ荷モ遺策ナキヲ期シ居レリ施設ノ大要左ノ如シ

一 避難所 第一回震動後直チニ之ヲ各所ニ開設シ其數全被害地ヲ通シテ大小四十六箇所アリ猶ホ地方ニ由リテハ小屋掛料ヲ交付シ警察官其他ノ助力ヲ與ヘテ應急ノ假小屋ヲ造ラシメ將來ニ來ラントスル兩期ニ對シテ必要ノ設備ヲ完カラシメタリ

二 負傷者手當 一般警察官壯丁ハ勿論臺北臺中臺南ノ醫院ヨリ急派シタル醫員隣接地方ノ公醫等二十四名看護五十四名醫學學校卒業生二十名ヲ主トシ軍隊衛戍病院赤十字支部ノ補助立ニ臺灣篇志看護婦人會及臺灣婦人慈善會ノ寄附等ヲ得又衛生材料ハ嘉義醫院ノ豫備品及臺北臺南等ヨリ充分ニ廻送供給ヲ爲シ應急ノ手當ヲ施シタルヲ以テ今ヤ治療上遺憾ナキヲ得タリ而シテ手術ヲ施シタル負傷者ハ千九百餘名ニ達シ重傷者三百餘名ヲ除ケハ他ハ一箇月以內ニ全癒スル見込ナリ猶ホ其後醫員看護婦等ノ一隊ヲ組織シ巡回治療ニ努メ居レリ

三 炊出し 各支廳及警察官吏派出所ニ炊出場所ヲ設ケ一般ニ給與ヲナシタルモ被害民ハ飯米ヲ受クルヲ好マサルノ狀況アルヲ以テ更ニ壯丁ヲシテ精米ヲ配布セシメタリ

四 跡片付 崩塌家屋ノ取除ハ容易ナラス依テ官ニ於テ補助ヲ爲シ警察官督勵ノ下ニ可成速ニ取除ヲ了シ更ニ各自家屋ヲ建設スルノ便宜ヲ得セシメ居レリ全潰家屋ノ取除ハ今後五日以內ニ完了ノ見込ナリ

右及答辯候也

明治三十九年三月二十七日

內務大臣原 敬

衆議院議員星松三郎君提出 滿韓ニ貯蓄シ置キタル糧食ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十九年三月二十七日

內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議員星松三郎君提出 滿韓ニ貯蓄シ置キタル糧食ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 滿洲及韓國ニ現在スル糧食ハ戰用準備品トシテ常ニ該地ニ貯藏シ置ケキモノヲ除キ其他ハ努メテ駐留部隊ノ給養ニ利用ス然レトモ保存ニ堪ヘサルモノ若クハ利用ノ途ナキモノハ左ノ方法ニ依リ處分スル方針ヲ以テ目下夫々實行中ナリ

二 凶作地救済ニ適スルモノハ內務省ニ保管轉換スルコト

三 政府製造ノ煙草ハ大藏省ニ保管轉換スルコト

四 內地ニ於テ處分スルヲ有利トスルモノハ還送スルコト

其他ハ現地ニ於テ尤モ有利ト認メタル方法ヲ以テ漸次賣却スルコト

二 營口ニ在リシ臺灣米拂下ノ理由ハ別紙ノ通り

三 昨年九月以來賣却セシ糧食品ノ件ハ第一號答辯ノ如ク目下實行中ニ付キ確答ヲ爲ス時機ニ達セス

右及答辯候也

營口ニ於テ臺灣米拂下ニ關スル顛末

明治三十七年八月敵艦隊ノ動靜ヲ我兵站勤務ニ關係ヲ及ボスヲ顧慮シ滿洲軍ニ於テ臺灣米ヲ營口ニ準備セシカ昨年五月ニ至リ敵艦隊ハ殆ント全滅シ海上權ヲ我ニ得タルヲ以テ該糧米ヲ豫備品トシテ營口ニ置クノ必要ナキニ至リタルノミナラス永ク貯藏シ置クトキハ自然米質ヲ損廢スルノ不利アルヲ以テ戰地ニ於テ時機ヲ見計ヒ賣却セシムルコトニ決シ其旨ヲ在滿洲ノ當事者ヘ訓令シタル然レニ昨年ハ七月初旬ヨリ天候不良ニシテ霖雨持續キタル故ニ他日ノ凶作ヲ豫想シ該米ヲ其救済目的トシテ内地ニ還送スルコトノ有利ナルヲ認メ陸軍省ハ大藏省ト協議ヲナシ其進捗シツアル間大藏省ノ都合ヲ以テ本協議ヲ農商務省ニ移シタルニ依リ陸軍省ハ農商務省ニ向テ其協議ヲ繼續シ故ラニ營口ヨリ玄白米ノ見本ヲ取寄セ之ヲ農商務ニ交付シ其意見ヲ求メタルモ同省ニ於テハ米質宜シカラサルト其之ヲ内地ニ引取ルニ付テハ船舶ノ都合及格納スヘキ倉庫ノ關係等ニ依リ假令内地ニ引取ルモ直ニ之ヲ賣却スルノ外手段ナシトノコトニ兩省ノ相談ハ茲ニ斷絶セリ時恰モ九月下旬ニシテ營口結氷期モ漸次切迫シ時機ヲ失スレハ更ニ明年解氷期マテ徒ニ遷延シ大ニ米質ヲ損スルノ虞アルヲ以テ速ニ戰地ニ於テ賣却セシムルコトニ決シタル然レニ十月十二日大藏省ヨリ再ヒ營口米ノ事ニ就キ問合セアリタルヲ以テ直ニ左ノ甲號電報ヲ發シタルニ

乙號ノ如ク回答アリタリ爾來同月二十三日丙號ノ電報到達セリ而シテ其賣却方法ハ在滿洲軍ノ當事者ニテ廣ク希望者ヲ求メ最高入札者ニ落札セシメタルナリ右電報到達ノ際恰モ宮城縣知事來省糧米拂下ニ關シ談スル所アリタルモ事已ニ事後ニ屬スルノ止ムヲ得サルニ至レリ右ノ次第ニテ陸軍省ハ昨年八月初旬ヨリ進テ凶作救済策トシテ該米ヲ内地ヘ引取方ヲ大藏省ト協議シ尙農商務省トモ其協議ヲ擬シタルモ前通ノ如ク事半途ニ於テ斷絶シ遂ニ賣却スルニ至リタルモノニシテ內務大藏兩省力陸軍省ト交渉中突然拂下ヲ爲シタルモノニ非ス

(甲號)

三十八年十月十三日午後零時四十分發電報

野戰經理長官

臺灣米賣却ノ件ハ如何ニ進行シアルヤ又既ニ賣却ノ分アラハ其數量單價トモ併テ承知シタシ

(乙號)

三十八年十月十三日午後五時二十分發電報

野戰經理長官宛

營本十三日營口ニ於テ賣却ノ豫定ナリシモ同所市街ニ「ベスト」病發生交通遮斷檢疫ノ爲メ不利ノ狀況ニアルヲ以テ中止スルコトニナレリ他ニ賣却セシモノナシ

(丙號)

三十八年十月二十三日午後七時三十分發電報

滿洲軍總經理部長

野戰經理長官宛

營口支庫長ハ臺灣玄米悉皆同白米五万石ヲ去ル二十二日左ノ價格(軍票)ニテ大倉庫皆川廣量ト賣買契約ヲ締結セリ玄米一石八圓十三錢六厘白米一石九圓七十五錢七厘

議長(杉田定一君) 是ヨリ引續キ會議ヲ開キマス、栗原亮一君

栗原亮一君 關稅定率法ニ付、兩院協議委員會ノ結果ヲ報告致シタイ

關稅定率法改正法律案(兩院協議會成案)

(栗原亮一君登壇)

○栗原亮一君 兩院協議委員會ノ結果ヲ極メテ簡單ニ御報告ヲ致シマス、協議委員會ヲ開クニ當リマシテハ、院議ヲ重シク、吾々ハ本院決議ノアルトコロヲ主張ヲ致シタノデアリマシタ、併ナガラ、之ヲ雙方固執致シタ時分ニハ、終ニ本案不成立ノタメニ一年度後レバ二百五十萬圓カラノ歳入ヲ失フ譯デアリマス、此紙ノ問題ノタメニ、全部不成立ヲ來シテハ甚ダ遺憾ナコトデアリマス、雙方譲り合ノ結果、協議委員會ニ於キマシテ決定案ガ出來タノデアリマス、此紙ノ稅率ノコト、又此條文ノ中ニ貴族院ノ修正ニハ產馬組合ノ輸入スル種馬產牛組合ノ輸入スル種牛、又ハ國府縣ニ云々デアリマシテ、唯是ハ法文ノ體裁上、國府縣ヲ後ニ書イテ、產馬產牛組合ヲ先キ書クノハ、甚ダ當ヲ得ナイコトデアリカラシテ、唯是ハ條文ノ體裁上、此通修正ニナツタデアリマシテ、「市町村其他ノ公共團體」ト云フ文字ガ削ラレマシタ、唯是ハ國府縣ト其組合ト云フコトガ、前後シタケケコトデアリマス、是ハ格別ノ問題デハナカッタデアリマス、ソレカラ紙ノ方ハ、一番初メノ政府ノ原案ガ一ツニナツテ居リマシテ、總テガ一圓六十五錢トナツテ居リマシタ、衆議院ノ修正ニ於キマシテハ、重モニ此新聞紙用ニ供セラル、トコロノモノガ、從價一割、其他ノ上等ノ紙ト云フモノガ、從價一割五分トナツテ居リマシテ、之ヲ從量ニ換算スレバ新聞紙用ノ分ガ七十八錢ト云フコトニナツテ、是ハ現在ノ稅率ヨリハ餘程低クナル譯デアツテ、餘リ是デハ當ヲ失スルト云フコトデ、是ニ對シテ、貴族院ノ修正案ハ新聞紙用ガ每百斤一圓十七錢、其他ガ每百斤一圓六十五錢トアリマス、此一圓六十五錢ガ、政府原案通デアリマシタ、詰リ一割ト一割五分トノ爭ヒニナツタデアリマス、其折衷說ハ即チ一割二分五厘ト云フモノヲ標準ト致シテ、割出シタノデアリマス、サウナリマスト、此新聞用ノ紙ガ貴族院ノ修正案ニ於テ一圓十七錢ト云フノガ、一圓ニナツテ、其他ノ紙ト云フモノガ衆議院ノ修正案ニ於テ從價一割五分デゴザイマス、之ヲ從量ニ換算スレバ、原案一圓六十五錢ノモノガ一圓九十五錢ト相成ツタデアリマス、斯クナリマスレバ、現在デモ新聞用ノ紙ガ每百斤一圓十六錢三厘ガ、一圓トナツタデアリマス、餘程廉クナツタデアリマス、サウシテ其他ノ紙ニ於テ政府案デハ一圓六十五錢デアルモノガ、一圓九十五錢トナリマスレバ、是ハ紙屋ノ方モ大ニ保護ヲ得ル譯デアリマシテ、兩方トモ宜イコトニナルデアリマス、ソレデ此折衷案ニ於キマシテ、モウ此邊デ折合ヲ付ケナレバ結局ガツカヌ譯デアリマス、協議委員會ニ於テハ、是ノ如ク決定ヲ致シタデアリマス、即チ今夕ハ最旦議會ノ大晦日ニナツタデアリマスカラ、ギリ／＼結著ニ大負ケニ負ケテ、此所デ打切ルヨリ外仕方ガアリマセヌ、速ニ御決定ヲ願ヒマス

(贊成々々ノ聲起ル)

○長谷場純孝君 本案ニ對シマシテハ、即チ協議委員會ノ修正案ニ同意ヲ表シマス

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 協議委員會ノ修正案ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、協議委員會ノ成案ノ通、確定セラレマシタ

○武藤金吉君 唯今質問ノ報告ガアリマシタ中ニ、私ノ最終ニ出シマシタ質問ニ、政府ノ答辯ガゴザイマセヌ、是ハドウカ大藏大臣モ御出席デアリマスカラ、答辯アラントヲ望ミマス

(「無用々々」又「答辯ガアル」ト呼フ者アリ)

○武藤金吉君 谷中村ノハアリマスガ、地價修正ノ分ガアリマセヌ

(大藏大臣法學博士阪谷芳郎君登壇)

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君) アナタノ御質問ハ、唯今受領致シマシタガ、アレハモウ政府デアアノ事ヲ御答ヲ致シマシタ後ニ修正ヲ致シマシタ、此段……

○武藤金吉君 マダ其上ニ漏レテ居ルノデスカラ、其ノ質問ヲ致ス……

○議長(杉田定一君) 先刻報告ヲ致シマシタ、貴族院ヨリ回付ニナツタ鐵道國有法案ヲ議題ニ致シマス

鐵道國有法案(貴族院回付)

○長谷場純孝君 朗讀ヲ願ヒマス

(書記朗讀)

貴族院修正ノ箇所左ノ如シ

(小字及ハ貴族院修正)

第二條 政府ハ明治三十九年ヨリ明治四十四年迄ノ間ニ於テ。左ニ掲グル私設鐵道株式會社所屬ノ鐵道ヲ買收スヘシ

- 一 北海道炭礦鐵道株式會社
- 一 北海道鐵道株式會社
- 一 日本鐵道株式會社
- 一 岩越鐵道株式會社
- 一 北越鐵道株式會社
- 一 甲武鐵道株式會社
- 一 川越鐵道株式會社
- 一 總武鐵道株式會社
- 一 成田鐵道株式會社
- 一 東武鐵道株式會社
- 一 上武鐵道株式會社
- 一 房總鐵道株式會社
- 一 豆相鐵道株式會社
- 一 水戸鐵道株式會社
- 一 七尾鐵道株式會社
- 一 中越鐵道株式會社
- 一 豐川鐵道株式會社
- 一 關西鐵道株式會社
- 一 尾西鐵道株式會社
- 一 近江鐵道株式會社
- 一 參宮鐵道株式會社
- 一 京都鐵道株式會社
- 一 南海鐵道株式會社

- 一 西成鐵道株式會社
- 一 高野鐵道株式會社
- 一 河南鐵道株式會社
- 一 阪鶴鐵道株式會社
- 一 山陽鐵道株式會社
- 一 中國鐵道株式會社
- 一 德島鐵道株式會社
- 一 九州鐵道株式會社
- 一 博多鐵道株式會社

前項ニ掲ケ○サル私設鐵道株式會社ニシテ本法發布ノ日ニ於テ未タ運輸ヲ開始セサルモノモ亦前條ノ規定ニ準シテ之ヲ買收スルコトヲ得

第八條 會社カ明治三十八年前半期ノ營業年度末ニ於テ運輸開始後六營業年度ヲ經過シタル線路ヲ有セサル場合又ハ第五條第一項第一號ノ金額カ建設費ニ達セサル場合ニ於テハ政府ハ其ノ建設費以內ニ於テ協定シタル金額ヲ以テ第五條第一項第一號ノ金額ニ代フ

第二條第二項ノ規定ニ依リ買收ヲ爲ストキハ其ノ價格ハ建設費以內ニ於テ之ヲ協定ス

第九條 左ニ掲クル場合ニ於テハ政府ハ審查委員ヲシテ決定ヲ爲サシムヘ

一 權利義務ノ承繼ニ關シ又ハ計算ニ關シ會社ニ於テ異議アルトキ

二 前條ノ場合ニ於テ協定調ハサルトキ

○對シ不服アルトキハ會社ハ主務大臣ニ訴願ヲ爲スコトヲ得

審查委員ノ決定ハ終局トス

審查委員ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 買收代價ハ買收ノ日ヨリ二箇年以內ニ於テ券面金額ニ依リ五分利付公債證書ヲ以テ之ヲ交付ス但シ五十圓未滿ノ端數ハ之ヲ五十圓トス

會社殘餘財産ノ分配ハ前項公債證書ヲ以テス

買收後公債證書ノ交付ヲ終ル迄ニ要スル清算人ノ職務ニ關スル會社ノ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ支辨ス

附則

○本法發布

第二條ニ掲クル會社ノ明治三十九年二月一日以後ニ於ケル貯藏物品ノ購入、建設費ニ増加ヲ生スヘキ施設及債務ノ負擔ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可ヲ受ケサルモノニ付テハ政府之ヲ承繼セス但シ政府ハ○價額ヲ査定シ○テ之ヲ承繼スルコトヲ得

○又ハ相當ノ補償ヲ徵シテ

〔總理大臣侯爵西園寺公望君登壇〕

○總理大臣(侯爵西園寺公望君) 諸君、唯今朝讀ノゴザイマシタ貴族院ノ修正ノ

コトニ付キマシテ、鐵道國有法案ニ付キマシテ一言致シマス、政府ト致シマシテハ、無論原案ノ成立セシコトヲ望ムノデゴザイマスガ、併シ今日ノ場合、大局ニ鑑ミマシテ、政府ハ此修正ヲ容レント欲スルノデゴザイマス、願クハ諸君ニ於キマシテモ、此重大ナル、誠ニ大切ナル議案ノ成立セシコトヲ偏ニ御考ニナリマシテ、貴族院ノ修正通、速ニ御賛成アラシコトヲ望ム

〔拍手起ル〕

〔贊成々々〕「反對々々」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 議長……

○議長(杉田定一君) 何デス、通告アリマスガ……

○議長(杉田定一君) 一言致シマス、私モ通告シテ置キマシタ、即チ曩ニ本院デ可決セラレタ原案ガ、即チ此鐵道國有法案ガ衆議院ニ於テ——貴族院ニ於テ修正ヲ加ヘラレテ、而シテ唯今回付サレタノハ誠ニ私等ハ遺憾ニ思ヒマス、サリナガラ……(何ヲ言フノデスカ)「黙レ」ト通告ガアル等ノ聲起リ議場騒然(靜ニ御聽キ下サイ、此場合ニ於テ……)

〔順序ニ依テアルベシ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 順序ニ依テアルベシト居リマス

○議長(杉田定一君) 本員ハ即チ是ニ於テ緊急ノ動議ヲ起スノデアリマス、——緊急動議ヲ起スノデアリマス(通告順序ニ依テアルベシ)「何ノ緊急動議デス」ト呼フ者アリ議場騒然(緊急動議ハ即チ本案ハ此場合ニ於テ……)

○議長(杉田定一君) 靜ニ……靜ニ

○議長(杉田定一君) 本員ガ緊急動議トシテ提出シタイノハ、既ニ議論ハ盡キテ居ルカラ、討論ヲ用井ズシテ、直チニ贊否ヲ決シタイト云フノデアリマス

〔贊成々々〕「ツンナ不當ナコトハナイ」討論スル必要ハナイ「ツンナコトヲシナイデモヤレルチヤナイカ」討論必要ナシ等ノ聲交リ起リ議論喧嘩ヲ極ム

○議長(杉田定一君) 唯今ノ長谷場君ノ

○議長(杉田定一君) 靜ニ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 靜ニ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 靜ニ願ヒマス、唯今ノ長谷場君ノ緊急動議ハ、討論ヲ用井ズシテ直チニ採決スルト云フノデアリマスガ

〔議場騒然〕

○議長(杉田定一君) 討論ヲ用井ズ、此案ハ直チニ贊否ヲ決セントスルノ緊急動議デアリマス

〔贊成々々〕「聲起ル、議場騒然」

○議長(杉田定一君) 長谷場君ノ緊急動議ハ討論ヲ用井ズシテ採決スルト云フコトデアリマス、之ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○議長(杉田定一君) 多數デアリマス

〔異議アリ異議アリ〕ト呼フ者アリ議場騒然

○議長(杉田定一君) 議長ノ命令ニ從ハヌ者ハ退場ヲ命ゼラレタイト呼フ

〔立川雲平君〕議長ノ宣言ハ神聖ナリト呼フ

〔議場騒然〕

〔森本駿君〕議場ニ於テ腕力ヲ用井テ居ル者ハ許サナイ、議長ノ命令ニ從ハナイヤハ誰ダト呼フ

〔福井三郎君〕異議ノ申立ヲ致シマシタ、今ノ採決ハ不當デアリマスカラ異議ノ申立ヲ致シマシタト呼フ

〔議長ノ命令ニ從テヤレ〕又〔秩序ヲ保テ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 靜ニ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 靜ニ願ヒマス、長谷場君ガ緊急動議トシテ此問題ハ討論ヲ用井ズシテ、採決ヲシタイト云フノ動議ヲ提出セラレタデアリマス

○議長(杉田定一君) 靜ニ願ヒマス、分リマシタカ、貴族院ノ修正案ニ同意ノ諸君ハ、白イ札ヲ御持參ナサイ、貴族院ノ修正案ニ反對ノ諸君ハ青イ札ヲ御持參ナサイ

○議長(杉田定一君) 採決ハ記名投票ヲ以テ採決ヲ致シマス

○議長(杉田定一君) 採決ハ記名投票ヲ以テ採決ヲ致シマス

○議長(杉田定一君) 貴族院ノ修正案ニ同意ノ諸君ハ、白イ札ヲ御持參ナサイ、貴族院ノ修正案ニ反對ノ諸君ハ青イ札ヲ御持參ナサイ

○議長(杉田定一君) 分リマシタカ、貴族院ノ修正案ニ同意ノ諸君ハ白イ札ヲ御持參ナサイ、貴族院ノ修正案ニ反對ノ諸君ハ青イ札ヲ御持參ナサイ

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 投票漏ハアリマセヌカ

淺野 順平君 牧野 逸馬君 田中 定吉君 兼松 烈君

山口 小一郎君 小野 源一君 山本 幸彦君 駒林 廣運君

高梨 哲四郎君 遠山 正和君 佐竹 作太郎君 中澤 楠彌太君

中村 清一郎君 齋藤 圭次君 江原 素六君 望月 右内君

矢島 肇君 菅原 傳君 森久保 作藏君 奥野 市次郎君

多田 作兵衛君 植田 卯太郎君 竹越 與三郎君 山本 繁造君

松本 孫右衛門君 植谷 義三君 上埜 安太郎君 青柳 信五郎君

宮古 啓三郎君 千葉 禎太郎君 後藤 文一郎君 栗塚 省吾君

內山 吉太郎君 大佐 虎次郎君 島津 良知君 池田 隆慶君

新井 章吾君 佐藤 安爾君 大岡 有造君 鈴木 隆三郎君

森川 雲平君 岩本 晴之君 湯野 芳藏君 佐藤 里治君

岡田 治衛武君 内貴 基三郎君 坂元 英俊君 河上 英君

大野 龜三郎君 原田 越三郎君 坂元 英俊君 河上 英君

日堀 三子君 大戸 復三郎君 石井 信君 東 一左衛門君

關 信之介君 澤田 千代足君 片山 正中君 阿部 勇治君

荒川 五郎君 田中 喜太郎君 美濃 龍彦君 松元 剛吉君

森 茂生君 栗原 宣太郎君 川 龍彦君 雄倉 茂次郎君

城 重雄君 征矢 野半彌君 藤 金作君 野村 善右衛門君

寺井 純司君 久保 伊一郎君 福岡 精一君 神戶 松之輔君

武 義雄君 齋藤 敬二君 遊 田 研吉君 林 保彦太郎君

池 武太夫君 齊藤 和太郎君 三浦 盛徳君 久保 彦太郎君

大野 久次君 丸山 健一郎君 宮崎 榮治君 古賀 庸藏君

中村 雄藏君 江藤 哲藏君 景山 甚右衛門君 柳 藤吉君

改野 耕三君 長谷 純孝君 工藤 善助君 松浦 五兵衛君

橫井 時雄君 望月 小太郎君 山本 健二君 森 隆吉君

鈴木 友治郎君 河原 義三郎君 石 重助君 宮下 嘉樂君

長谷 豐吉君 矢島 浦三郎君 前島 元助君 瀨 秀夫君

向坂 弘吉君 神前 修三君 渡邊 嘉吉君 植木 元太郎君

白井 哲夫君 初木 卿太郎君 須藤 清君 大淵 龍太郎君

永島 龜代司君 神木 金吉君 石川 保太郎君 服部 小十郎君

井上 龜太郎君 村松 愛藏君 本出 忠藏君 龍口 吉良君

是永 龜太郎君 鈴木 總兵衛君 三井 忠藏君 服部 小十郎君

大山 純次君 長谷 倉藏君 南條 吉左衛門君 服部 小十郎君

小山 信藏君 藤谷 牧太郎君 淺井 靖君 北村 左吉君

丹後 直平君 藤井 牧太郎君 根 惟義君 廣 昌久君

小宮 茂九郎君 石谷 傳四郎君 由 義君 廣 昌久君

島津 哲四郎君 柚木 晴登君 古井 由之君 廣 昌久君

奧 西光三郎君 林 小慶君 伊藤 右衛門君 廣 昌久君

中 西光三郎君 元田 肇君 原 敬君 廣 昌久君

武 義雄君 齊藤 敬二君 遊 田 研吉君 林 保彦太郎君

池 武太夫君 齋藤 和太郎君 三浦 盛徳君 久保 彦太郎君

大野 久次君 丸山 健一郎君 宮崎 榮治君 古賀 庸藏君

中村 雄藏君 江藤 哲藏君 景山 甚右衛門君 柳 藤吉君

改野 耕三君 長谷 純孝君 工藤 善助君 松浦 五兵衛君

橫井 時雄君 望月 小太郎君 山本 健二君 森 隆吉君

鈴木 友治郎君 河原 義三郎君 石 重助君 宮下 嘉樂君

長谷 豐吉君 矢島 浦三郎君 前島 元助君 瀨 秀夫君

向坂 弘吉君 神前 修三君 渡邊 嘉吉君 植木 元太郎君

白井 哲夫君 初木 卿太郎君 須藤 清君 大淵 龍太郎君

永島 龜代司君 神木 金吉君 石川 保太郎君 服部 小十郎君

井上 龜太郎君 村松 愛藏君 本出 忠藏君 龍口 吉良君

是永 龜太郎君 鈴木 總兵衛君 三井 忠藏君 服部 小十郎君

大山 純次君 長谷 倉藏君 南條 吉左衛門君 服部 小十郎君

小山 信藏君 藤谷 牧太郎君 淺井 靖君 北村 左吉君

丹後 直平君 藤井 牧太郎君 根 惟義君 廣 昌久君

小宮 茂九郎君 石谷 傳四郎君 由 義君 廣 昌久君

島津 哲四郎君 柚木 晴登君 古井 由之君 廣 昌久君

奧 西光三郎君 林 小慶君 伊藤 右衛門君 廣 昌久君

中 西光三郎君 元田 肇君 原 敬君 廣 昌久君

武 義雄君 齊藤 敬二君 遊 田 研吉君 林 保彦太郎君

池 武太夫君 齋藤 和太郎君 三浦 盛徳君 久保 彦太郎君

大野 久次君 丸山 健一郎君 宮崎 榮治君 古賀 庸藏君

中村 雄藏君 江藤 哲藏君 景山 甚右衛門君 柳 藤吉君

改野 耕三君 長谷 純孝君 工藤 善助君 松浦 五兵衛君

橫井 時雄君 望月 小太郎君 山本 健二君 森 隆吉君

鈴木 友治郎君 河原 義三郎君 石 重助君 宮下 嘉樂君

長谷 豐吉君 矢島 浦三郎君 前島 元助君 瀨 秀夫君

向坂 弘吉君 神前 修三君 渡邊 嘉吉君 植木 元太郎君

白井 哲夫君 初木 卿太郎君 須藤 清君 大淵 龍太郎君

永島 龜代司君 神木 金吉君 石川 保太郎君 服部 小十郎君

井上 龜太郎君 村松 愛藏君 本出 忠藏君 龍口 吉良君

是永 龜太郎君 鈴木 總兵衛君 三井 忠藏君 服部 小十郎君

大山 純次君 長谷 倉藏君 南條 吉左衛門君 服部 小十郎君

小山 信藏君 藤谷 牧太郎君 淺井 靖君 北村 左吉君

丹後 直平君 藤井 牧太郎君 根 惟義君 廣 昌久君

小宮 茂九郎君 石谷 傳四郎君 由 義君 廣 昌久君

島津 哲四郎君 柚木 晴登君 古井 由之君 廣 昌久君

奧 西光三郎君 林 小慶君 伊藤 右衛門君 廣 昌久君

中 西光三郎君 元田 肇君 原 敬君 廣 昌久君

武 義雄君 齊藤 敬二君 遊 田 研吉君 林 保彦太郎君

池 武太夫君 齋藤 和太郎君 三浦 盛徳君 久保 彦太郎君

大野 久次君 丸山 健一郎君 宮崎 榮治君 古賀 庸藏君

中村 雄藏君 江藤 哲藏君 景山 甚右衛門君 柳 藤吉君

改野 耕三君 長谷 純孝君 工藤 善助君 松浦 五兵衛君

橫井 時雄君 望月 小太郎君 山本 健二君 森 隆吉君

鈴木 友治郎君 河原 義三郎君 石 重助君 宮下 嘉樂君

長谷 豐吉君 矢島 浦三郎君 前島 元助君 瀨 秀夫君

向坂 弘吉君 神前 修三君 渡邊 嘉吉君 植木 元太郎君

白井 哲夫君 初木 卿太郎君 須藤 清君 大淵 龍太郎君

永島 龜代司君 神木 金吉君 石川 保太郎君 服部 小十郎君

井上 龜太郎君 村松 愛藏君 本出 忠藏君 龍口 吉良君

是永 龜太郎君 鈴木 總兵衛君 三井 忠藏君 服部 小十郎君

大山 純次君 長谷 倉藏君 南條 吉左衛門君 服部 小十郎君

小山 信藏君 藤谷 牧太郎君 淺井 靖君 北村 左吉君

丹後 直平君 藤井 牧太郎君 根 惟義君 廣 昌久君

小宮 茂九郎君 石谷 傳四郎君 由 義君 廣 昌久君

島津 哲四郎君 柚木 晴登君 古井 由之君 廣 昌久君

奧 西光三郎君 林 小慶君 伊藤 右衛門君 廣 昌久君

中 西光三郎君 元田 肇君 原 敬君 廣 昌久君

武 義雄君 齊藤 敬二君 遊 田 研吉君 林 保彦太郎君

池 武太夫君 齋藤 和太郎君 三浦 盛徳君 久保 彦太郎君

大野 久次君 丸山 健一郎君 宮崎 榮治君 古賀 庸藏君

中村 雄藏君 江藤 哲藏君 景山 甚右衛門君 柳 藤吉君

改野 耕三君 長谷 純孝君 工藤 善助君 松浦 五兵衛君

橫井 時雄君 望月 小太郎君 山本 健二君 森 隆吉君

鈴木 友治郎君 河原 義三郎君 石 重助君 宮下 嘉樂君

長谷 豐吉君 矢島 浦三郎君 前島 元助君 瀨 秀夫君

向坂 弘吉君 神前 修三君 渡邊 嘉吉君 植木 元太郎君

白井 哲夫君 初木 卿太郎君 須藤 清君 大淵 龍太郎君

永島 龜代司君 神木 金吉君 石川 保太郎君 服部 小十郎君

井上 龜太郎君 村松 愛藏君 本出 忠藏君 龍口 吉良君

是永 龜太郎君 鈴木 總兵衛君 三井 忠藏君 服部 小十郎君

大山 純次君 長谷 倉藏君 南條 吉左衛門君 服部 小十郎君

小山 信藏君 藤谷 牧太郎君 淺井 靖君 北村 左吉君

丹後 直平君 藤井 牧太郎君 根 惟義君 廣 昌久君

小宮 茂九郎君 石谷 傳四郎君 由 義君 廣 昌久君

島津 哲四郎君 柚木 晴登君 古井 由之君 廣 昌久君

奧 西光三郎君 林 小慶君 伊藤 右衛門君 廣 昌久君

中 西光三郎君 元田 肇君 原 敬君 廣 昌久君

武 義雄君 齊藤 敬二君 遊 田 研吉君 林 保彦太郎君

池 武太夫君 齋藤 和太郎君 三浦 盛徳君 久保 彦太郎君

大野 久次君 丸山 健一郎君 宮崎 榮治君 古賀 庸藏君

中村 雄藏君 江藤 哲藏君 景山 甚右衛門君 柳 藤吉君

改野 耕三君 長谷 純孝君 工藤 善助君 松浦 五兵衛君

橫井 時雄君 望月 小太郎君 山本 健二君 森 隆吉君

鈴木 友治郎君 河原 義三郎君 石 重助君 宮下 嘉樂君

長谷 豐吉君 矢島 浦三郎君 前島 元助君 瀨 秀夫君

向坂 弘吉君 神前 修三君 渡邊 嘉吉君 植木 元太郎君

白井 哲夫君 初木 卿太郎君 須藤 清君 大淵 龍太郎君

永島 龜代司君 神木 金吉君 石川 保太郎君 服部 小十郎君

井上 龜太郎君 村松 愛藏君 本出 忠藏君 龍口 吉良君

是永 龜太郎君 鈴木 總兵衛君 三井 忠藏君 服部 小十郎君

大山 純次君 長谷 倉藏君 南條 吉左衛門君 服部 小十郎君

小山 信藏君 藤谷 牧太郎君 淺井 靖君 北村 左吉君

丹後 直平君 藤井 牧太郎君 根 惟義君 廣 昌久君

小宮 茂九郎君 石谷 傳四郎君 由 義君 廣 昌久君

島津 哲四郎君 柚木 晴登君 古井 由之君 廣 昌久君

奧 西光三郎君 林 小慶君 伊藤 右衛門君 廣 昌久君

中 西光三郎君 元田 肇君 原 敬君 廣 昌久君

武 義雄君 齊藤 敬二君 遊 田 研吉君 林 保彦太郎君

池 武太夫君 齋藤 和太郎君 三浦 盛徳君 久保 彦太郎君

大野 久次君 丸山 健一郎君 宮崎 榮治君 古賀 庸藏君

中村 雄藏君 江藤 哲藏君 景山 甚右衛門君 柳 藤吉君

改野 耕三君 長谷 純孝君 工藤 善助君 松浦 五兵衛君

橫井 時雄君 望月 小太郎君 山本 健二君 森 隆吉君

鈴木 友治郎君 河原 義三郎君 石 重助君 宮下 嘉樂君

長谷 豐吉君 矢島 浦三郎君 前島 元助君 瀨 秀夫君

向坂 弘吉君 神前 修三君 渡邊 嘉吉君 植木 元太郎君

白井 哲夫君 初木 卿太郎君 須藤 清君 大淵 龍太郎君

永島 龜代司君 神木 金吉君 石川 保太郎君 服部 小十郎君

井上 龜太郎君 村松 愛藏君 本出 忠藏君 龍口 吉良君

是永 龜太郎君 鈴木 總兵衛君 三井 忠藏君 服部 小十郎君

大山 純次君 長谷 倉藏君 南條 吉左衛門君 服部 小十郎君

小山 信藏君 藤谷 牧太郎君 淺井 靖君 北村 左吉君

丹後 直平君 藤井 牧太郎君 根 惟義君 廣 昌久君

小宮 茂九郎君 石谷 傳四郎君 由 義君 廣 昌久君

島津 哲四郎君 柚木 晴登君 古井 由之君 廣 昌久君

奧 西光三郎君 林 小慶君 伊藤 右衛門君 廣 昌久君

中 西光三郎君 元田 肇君 原 敬君 廣 昌久君

武 義雄君 齊藤 敬二君 遊 田 研吉君 林 保彦太郎君

池 武太夫君 齋藤 和太郎君 三浦 盛徳君 久保 彦太郎君

大野 久次君 丸山 健一郎君 宮崎 榮治君 古賀 庸藏君

中村 雄藏君 江藤 哲藏君 景山 甚右衛門君 柳 藤吉君

改野 耕三君 長谷 純孝君 工藤 善助君 松浦 五兵衛君

橫井 時雄君 望月 小太郎君 山本 健二君 森 隆吉君

鈴木 友治郎君 河原 義三郎君 石 重助君 宮下 嘉樂君

長谷 豐吉君 矢島 浦三郎君 前島 元助君 瀨 秀夫君

向坂 弘吉君 神前 修三君 渡邊 嘉吉君 植木 元太郎君

白井 哲夫君 初木 卿太郎君 須藤 清君 大淵 龍太郎君

永島 龜代司君 神木 金吉君 石川 保太郎君 服部 小十郎君

井上 龜太郎君 村松 愛藏君 本出 忠藏君 龍口 吉良君

是永 龜太郎君 鈴木 總兵衛君 三井 忠藏君 服部 小十郎君

大山 純次君 長谷 倉藏君 南條 吉左衛門君 服部 小十郎君

小山 信藏君 藤谷 牧太郎君 淺井 靖君 北村 左吉君

丹後 直平君 藤井 牧太郎君 根 惟義君 廣 昌久君

小宮 茂九郎君 石谷 傳四郎君 由 義君 廣 昌久君

島津 哲四郎君 柚木 晴登君 古井 由之君 廣 昌久君

奧 西光三郎君 林 小慶君 伊藤 右衛門君 廣 昌久君

中 西光三郎君 元田 肇君 原 敬君 廣 昌久君

武 義雄君 齊藤 敬二君 遊 田 研吉君 林 保彦太郎君

池 武太夫君 齋藤 和太郎君 三浦 盛徳君 久保 彦太郎君

大野 久次君 丸山 健一郎君 宮崎 榮治君 古賀 庸藏君

中村 雄藏君 江藤 哲藏君 景山 甚右衛門君 柳 藤吉君

改野 耕三君 長谷 純孝君 工藤 善助君 松浦 五兵衛君

橫井 時雄君 望月 小太郎君 山本 健二君 森 隆吉君

鈴木 友治郎君 河原 義三郎君 石 重助君 宮下 嘉樂君

中西六三郎君 藍田鹿之助君 西山彰君 海野謙次郎君
村野常右衛門君 福島美之助君 岩元信兵衛君 栗原亮一君
松田正久君 天野藤三君 內藤魯一君 遠藤良吉君
阿部德三郎君 西村專太郎君

(拍手起ル)
○議長(杉田定一君) 是ニテ貴族院ノ修正ニ同意スルト云フコトニ決シマシタ
議員諸君(謹聴々々)ト呼フ者アリ(第二十二回帝國議會ノ會期ハ本日ヲ以テ終了
致シマス、當議會ハ諸君ノ御承知ノ通、戰後經營上最大ナル責任アルトコロノ議會デ
ゴザリマス、本會期中本會ヲ開キマシタル日數ハ二十三日、又委員會ヲ開キマシタル日
數ハ五十三日デアリマス、政府及本院議員諸君ノ提出ニ係ル議案、並ニ特別報告ノ
請願等ヲ合セテ、總數四百九十餘件ニナリマス、而テ殆ド之ヲ議シ致シマシテ、剩スト
コロハ僅ニ過ギナイデアリマス、其中最重要ナルモノヲ舉ゲマスレバ明治三十九年
度ノ通常豫算、及三十八、三十九、兩年度ノ追加豫算、五億五千餘萬圓ヲ協賛シ
タルハ、勿論臨時軍事費トシテ、七億五千餘萬圓ノ巨額ニ對シ、協賛ヲ與ヘ、又政府ノ
計畫ニ必要ナル非常特別稅ノ繼續、及國債整理基金ノ設定ニ對シ、若クハ國家經濟
ノ發展ヲ圖ルニ緊要ナル鐵道國有法案、其他市制町村制ノ改正、郡制廢止ノ法律
案、宅地地價修正法案等、各種ノ法律案ニ協賛ヲ致シ、又會期ノ切迫スルニ及
シテ、提出サレタル請願ノ議案ニ付イテモ、僅ニ數日間ニ議シ了ラザルモノ、願フニ諸君
ガ戰時ニアツテ出征軍人ヲシテ後顧ノ念ナカシメ、戰後ニアツテハ國運ノ發展ヲ圖リ、
世界ノ進運ニ後レザルコトヲ勉メラシメ、國民至誠ノ發動スルトコロト存ジマスガ、抑
モ又國家代表ノ機關タルトコロノ諸君ガ、一意奉公舉國一致ノ實ヲ舉ゲラレタルコ
トヲ結果ニ外ナラザルコト、信ジマス、更ニ一步ヲ進メテ之ヲ言ヒマスレバ、國家今日ノ隆運ヲ
致ス所以ノモノ、實ニ憲政ノ賜ト謂ハナケレバナリマス、(ヒヤク)ト呼フ者アリ(今
ヤ我國ハ戰勝國トシテ列國環視ノ裡ニ在リ、此名譽ヲ保全シ、益々國家ノ進歩ヲ圖ラ
バナラヌコトハ申スマデモアリマス、サレバ戰後經營ト同時ニ、上下協力益々進デ憲法
ノ完備ヲ致サバナリマス、(ヒヤク)ト呼フ者アリ(諸君ノ職責ハ益々其重キヲ加
フルコト、信ジマス、茲ニ諸君數月間ノ御勉勵ヲ謝シマス、本期議會ノ議事ノ成績ハ例ニ依
リ書記官長ヨリ報告致シマス

(拍手起ル)

(林田書記官長朗讀)

本會期ニ於ケル議案總數及其結果左ノ如シ

一政府提出案 七十二件

可決シタルモノ 七十件

但シ右ノ内事後承諾案ニ於テ承諾ヲ與ヘサル費額五アリ

否決シタルモノ 一件

未決ノモノ 一件

一議員提出法律案 四十件

可決シタルモノ 二十四件

否決シタルモノ 九件

消滅シタルモノ 二件

未決ノモノ 五件

一上奏案 二件

總テ可決

一建議案 三十二件

内

可決シタルモノ 二十四件
否決シタルモノ 七件
未決ノモノ 一件
一重要動議 三件

可決シタルモノ 二件
未決ノモノ 一件

以上ヲ合計スレバ

一本院ニ提出セラレタル議案ノ總數四百四十九件ニシテ

内

百二十二件ハ可決シ

十七件ハ否決シ

二件ハ消滅シ

八件ハ議決ニ至ラサリシ

此外

一決算

二件(何レモ委員會ノ報告ヲ是認シ)

一貴族院ヨリ回付セラレタル議案

二件(内一件ハ貴族院ノ修正ニ同意セサルニ決シ一件ハ同意スルニ決ス)

一兩院協議會ノ成案一件(之ヲ可決シタリ)

又

一請願書ノ提出セラレタルモノ

總數

九百五十二通

内

一採擇スヘキモノト決シタルモノ

一採擇スヘカラザルモノト決シタルモノ

一法律案、建議案若クハ請願ノ議決ニ依リ日程ニ掲載セザリシモノ(議決ヲ要セ

スト決シタルモノヲ含ム)

一政府ニ參考トシテ送付スベシト決シタルモノ

一特別委員會ニ參考トシテ送付スベキモノト決シタルモノ

一委員會ニ於テ否決シタルモノ

一委員會ニ於テ同一事件ニシテ既ニ採擇スヘキモノト議決シタルモノニ依リ議決ヲ要

セスト決シタルモノ

一委員會ニ於テ却下シタルモノ

一紹介議員ノ請求ニ依リ下戻シタルモノ

一委員會ニ於テ議決セザリシモノ

此外請願ヲ院議ニ付スルノ要求一件ハ法律案議決ノ結果ニ依リ日程ニ掲載スルヲ

要セサルモノトナレリ

○議長(杉田定一君) 報告ガアリマス

(書記朗讀)

本月二十八日貴族院ニ於テ帝國議會閉會式執行被 仰出候此段及通牒候也

明治三十九年三月二十七日 內閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

○議長(杉田定一君) 是ニテ散會ヲ致シマス

(拍手)及「萬歲」ヲ聲起ル

午後七時四十二分開會